

# 刑 政

第 一 十 号 一 月 一 十 卷 四 十 四 第

口 繪	卷 頭 言	行 刑 一 年 の 展 望	少 年 行 刑 の 基 調 (中)	司 法 保 護 を 中 心 と し て の 救 護 法 論 (下)	隨 感 隨 筆	受 刑 者 の 逃 げ た が ら な い 處	海 外 時 報	行 刑 小 話	全 國 教 務 主 任 會 同 要 錄	雜 報 — 敘 任 敘 令 — 海 外 異 聞 錄 — 刑 政 俳 壇 — 家 庭 の 頁 — 讀 者 の 頁 — 行 刑 統 計 — 其 他
	正 木 亮 2	鹽 野 季 彦 4	東 邦 彦 12	吉 田 律 25	印 南 於 菟 吉 31	ウ イ リ ア ム ・ イ ン グ リ ス 38	48	玖 波 文 一 郎 54	66	

財 團 法 人 刑 務 協 會 發 行

刑政第44卷第11号 第一号 一月一十 卷四十四第 第十一號

# 岩波版 六法全書

附文條照參 及引索項事

## 特 價 提 供

### 最新法令增補

今期第五十九議會の新法令として公布されたる抵當證券法、刑事補償法、労働者災害扶助法、地租法、その他を増補訂正す  
斬新獨創にして他の追隨を許さざる岩波版六法は不可缺の良書として各方面より異常なる歡迎を受け、その聲價既に全く定まる。今や更に新法令の増補により益々完全となつて現はる。學界、法曹界、實務界、凡ての人士は研究の便宜を増し、事務の能率を高めること驚くべく甚大なる本六法に就かれよ。

京都帝國大學  
教授法學博士

末川 博編者

携帶用袖珍型  
總頁一四〇〇頁

#### 五大特色

- ▼事項索引を附したる事
- ▼參照條文を掲げたる事
- ▼收録せる法令の内容豊富なる事及法令索引を附したる事
- ▼編輯責任者擔當者に其人を得たる事
- ▼價格の低廉なること

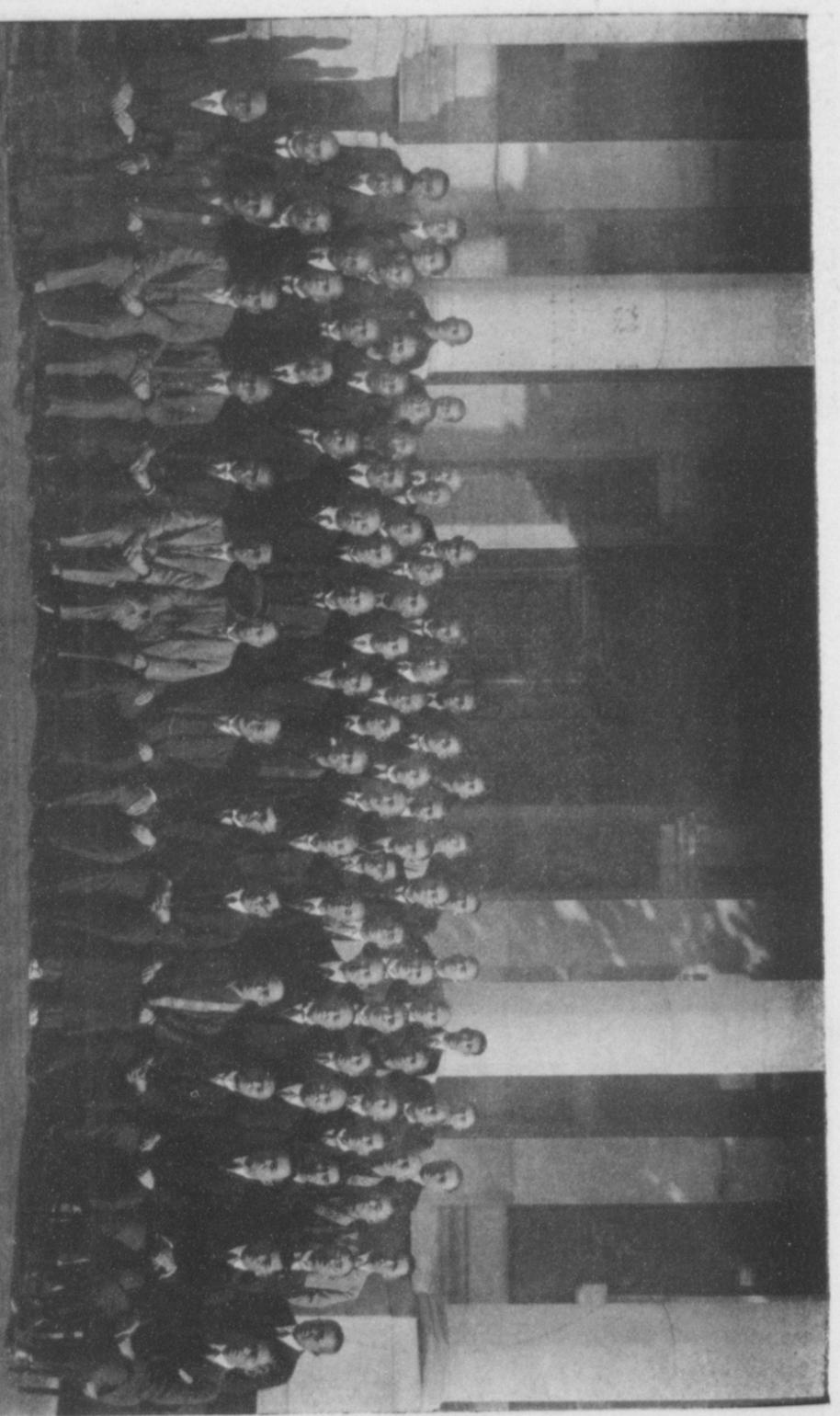
特價一圓八十錢

特價定價  
 上製 二圓八十錢  
 特上製 二圓八十錢  
 特製 二圓八十錢  
 二圓三十錢  
 各十六錢

日十二月一十限期價特 呈進本見容內

東京市神田區 一ツ橋通 岩波書店

振替東京 二六二三〇  
電話九段 二一〇〇  
二一〇〇  
二一〇〇  
二一〇〇



教務主任會同記念撮影  
全國教務主任會議は、十月十四日より三日間司法省に於て開催

行野鹽 官與參澤戶 長課會社派大濱高 長課計會藤近 長課事人野板 官記書山森 官記書木正  
 秘臣大木高 長課護保原大 長局事刑村木 長局事民島長 官次務政並八 臣大法司邊渡 長局刑  
 官記書部岡 長課會社派木崎山 官書



第四區演武會  
高松刑務所に於て十二月二十五日舉行



本會理事故住江敬義氏の告別式  
— 芝公園金地院 —

弔辭を讀むは鹽野會長



### 收容者保護司の必要

釋放者保護の必要なる機關として釋放者保護司の任命を要することは今更繰り返す必要はない。既に、少年の爲めに少年保護司の制が採られて居る點から見て當局の意圖の奈邊にありやを察知するに充分である。

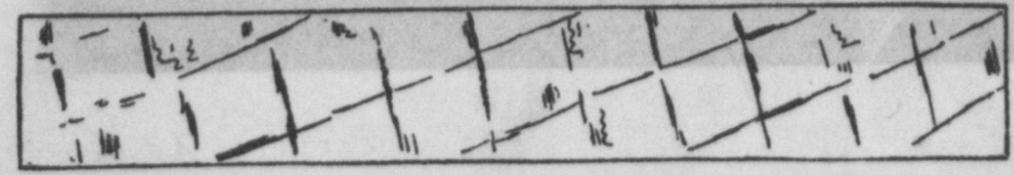
しかし、それに關聯してわれわれはわが行刑上に受刑者保護及びそれに伴ふ受刑者保護司に關する制度の謂云されることなきを遺憾とするものである。

謂ふまでもなく行刑は保護をその結論とし保護は行刑を緊要なる前提とするものである。兩者は堅く結んで解け得ざるものである。故に保護は必ず行刑の始めから初まらねば到底完全なる効果を擧げることが出来ないのである。

かやうな意味から外國行刑には殊に受刑者保護に關する幾多の文獻を見出し得るのであるが、ひとりわが行刑には何故に受刑者保護に關する要望のそれ薄きか。

或る意味に於て教誨師は受刑者保護の重要な役割りを努めて居る。しかし、今日の教誨師の地位と、その職責の量とに於て、果してよく受刑者保護の任務を全ふし得るやは極めて問題である。載積せる多くの事務は、彼等をしてその精神的教化に對してすら之を阻むのだといつて居るが、よし、たとひそれがなだらかに行ひ得られたとしても、精神的教化は之を一定の事務として扱ふ限り徹底した効果を期待するわけにはゆかないのである。

今日の行刑教誨が世界的に危胎に瀕して居ると目されるのは、決して宗教を否定しようとする思想が擡頭した結果からでもなく、又教誨師が無能なわけからでもなく、ひとり教誨を事務化して居る今日の行刑制度の缺陷に起因して居ると見なければならぬのである。



ばならぬのである。今やわが行刑に於ては、所謂思想犯人の教化對策に付て如何なる基本に立つべきやに付き、尠からざる難點に直面して居るが、而もことを事務的教化によつて解決しようとするのは洵に思はざるの甚しきものといはねばならぬ。

惟ふに、教化は教化者と被教化者との不斷の接觸とその接觸によつて、思想と精神と人格とを合一せしむることである。よし、その思想が一は白で他が赤であつても二者が人である限り不斷の接渉は竟にとけ合はねばならぬ筈である。今日の教誨師に果してその餘裕が與へられて居るであらうかを思ふとき、わたくしは茲に教化上新たに如斯機關の設置を切望して止まないものがある。

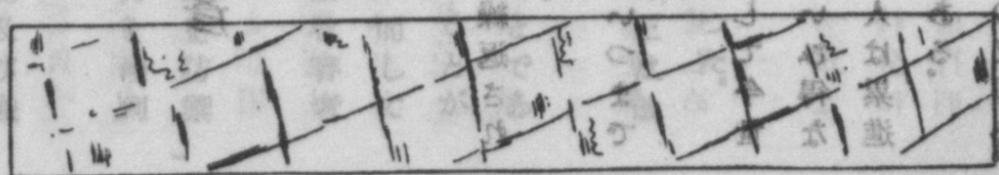
かのドイツ行刑に於て見得らるる所謂社會教化官 Sozialpädagoggen イギリスに見らるる補習官 Tutor の存在の意義はどこにあるか。わたくしはそれ等の者が傳統的な事務的教化方法を離れて日夜、常住坐臥の不斷の教化指導に當ることになるのだと思ふ。

寂寞と煩悶と奮激と自暴自棄とにすさまやさい獄中に於て終始不斷に彼等を慰し、彼等を抱擁し、彼等を愛撫するとき翻然として解け切らぬ思想があり得ようか。わたくしは人情に負け易い人間性を教化の最後の的とし度いのである。その的をねらふ打者はことを中斷して氣勢を殺いではならないのである。

その爲めに、わたくしは茲に教誨師の別働隊として、更に受刑者と起居を共にするところの收容者保護司の制を設けられんことを切望して止まないものである。

昭和六年十月十五日

正木 亮





分の土に更に各自の人格を以て收容者に範を垂るべきことを要望し來るのである。刑務官は其の職分が戒護、作業、警務、教化の何れに割り當てられて居ようと人格の高潔たるべき義務を負へることは一である。各自が各自の人格を高潔にするときそこに始めて教化の一體主義が生れるのである。刑は教育である。しかし、その教育は刑務官がその職分に狭量であつては實現することが困難である。例へば、或る刑務所に悪疫が蔓延したと假定する。この場合にそれを醫者の防疫に委ねて顧みなければ他の役人は利己的存在である。利己的存在者によつて教育の進行されることはあり得ない。教育は各自の責任と協同心と而して愛他心との結合によつて果される。それ等の精神は各部署の人々に共通の精神である。その精神を持つことに於て各自は同一階級の教育者としての同じ刑務官たり得るのである。

私は刑務官に謹直なるべきことを要望した。酒色を避け廉直なる生活を營むべきことを奨励した。この要望とこの奨励とは刑務官を教育指導者たらしむべき前途の精神を體得せしめ得る唯一の方法だと考へたからである。

私は今日に於ても刑は教育であるといふ概念が今日の刑務官の低劣なることによつて單なる空想に過ぎぬといふ批難を耳にすることがあるがそれは稍もすれば刑務官が自己の持分に急にしてこの最高の精神と離れるからである。故に、私の刑務官に對する精神上の要望は行刑の第一階梯として今尙抱持しつゝあるのである。の

犯罪慣行性に對する撲滅方法は獨り私ばかりでなく今日に於ける世界行刑の悩みである。今年五月二十八日及び二十九日にドイツ・エッセンに開かれた國際刑事協會第一議題として慣習犯人の問題が討議せられたのはその邊を物語るに充分であるといひ得よう。

犯罪慣行性の撲滅方法の前提として不定期刑主義の採用せられねばならぬことは當然である。而して、近き將來に於て慣習犯人に對して不定期刑主義の採られることは各國の刑法諸草案に示されては居るが差し當り今日の行刑問題として吾々は如何なる方針を立てたらよいか。之に對し私は全力を初犯者の行刑に盡し度いと考へた。勿論既成累犯者に對する行刑を抛摘しようとするのではない。しかし、初犯者の犯罪性を摘みとることは累犯者増加を防壓する最上の手段である。累犯者からその犯罪性を除去する半分の力によつて初犯者の犯罪性を除去し得らるることは理論上及實際上の見地から見て正當なる觀察である。

犯罪性の撲滅方法として傳統的には峻嚴なる刑罰の威力が用ゐられた。受刑者と社會との絶對的遮斷と嚴格なる戒護力と而して犯則必罰主義とによつて受刑者が再び罪を犯すの危険を認識せしむることがとりも直さず次の犯罪防壓の絶好の方法だと信じられたことは久しいものであつた。然し、事實に於てかかる方法は比較的無力であつたのである。

此の時に當つて世界の行刑思潮は刑罰の威力によつて犯人を彈壓するよりも刑罰を以て犯人を社會生活に融和せしむる手段たらしむべしとされるに至つた。社會との絶對的遮斷を緩めて彼を家庭知己に接近せしむべしとする風潮。主犯則必罰主義を捨てて懲罰の猶豫、懲罰の免除を與へ得る途を開けといふ主張。嚴格なる戒護力を恩情主義的戒護たらしむべしとする傾向があらはれた。

此等の思潮は論理的には妥當なるものが多い。然し不幸にしてその試練を経て居るものは少い。私は前述の如く行刑は試練の歴史と考へて居る點から此等の思潮を實行に移すことに躊躇しなかつたのである。かの接見の立會を省畧し得る場合を實施し通信度數を増加せしめたのは實にかやうな意圖に基いたものである。更に特殊の受刑者例へば長期刑者、少年、高齢者等の爲めにラヂオを設置することを許したのもかやうな見解に立つたからである。私は受刑者の利益を踏臺としてまで試練しようといふ考へは持たない。しかしその試練がよし犯罪性撲滅にはさして効果がないとしても少くとも受刑者がそれによつて生活上に利益を感じるものと考へられる場合は試練に躊躇しないのである。

さて、上述の如き試練は犯罪性をどの點に於て防ぐ效力があるか。私はそれ等の點によつて犯人が社會常識と家庭知己愛を意識することにより多分に性格の良き變化を遂げ得るのではないかと考へた。而してその結果にして良好なるに於ては更に同種の試練を續くることに毫も吝かでないことを斷言することが出来るのである。

更に私は累犯者たると初犯者たるとを問はずその犯罪性除去の最高の手段として彼等を希望に目醒めしめようと試みたのである。そのさし當りの問題として作業賞與金の問題を解決したのである。

惟ふに、労働に相應する報酬を與へることがなければ能率は低下し、意欲は減退し、而して技能の退歩することは自然の數である。その意味に於て私は賞與金を労働高の歩合によつて計算せしめ度い希望を持つて居る。少くとも最近までの如き入所五ヶ月間賞與金を計算しないところの主義を採ることは作業經營の根本を蹂躪するものと考へたのである。リンカーンの言の如く權力に代へるに希望を以つてしそれによつて受刑者を向上せしめんが爲めのさし當りの試みとして五ヶ月間の不計算を二ヶ月までに短縮したのである。

然し、犯人の改悛は上述の如き細目の改善によつて完全に達せらるるものだと決して考へては居ない。接見方法の寛大さも賞與金計算上の利得もそれが刑務所内の出來ごとである限り單なる感情の調和を望み得らるのみである。改悛せしめんとする最後の目的に對する條件に過ぎない。

故に、私はそれ等の條件をととのへ然る後に彼等に最後の希望を與へんことを試みたのである。

る。私が假釋放審査規程によつて假釋放に關する基準を定めんとしたのが即ちそれであつた。假釋放は從來審査に關しては刑務所長が絶對的自由裁量を有し、その許可に對しては主務大臣が絶對の權限を持つて居る。しかして、かやうな自由裁量を法規化することに付て或は假釋放を固定せしむる虞れがあることを批難する人があるかも知れない。しかし、假釋放は受刑者の受くべき最後の最大なる利益である。故に、それに對する審査の基準を定め、審査する者と許可する者と許可さるべき者とに對してその經過を明示し置くことは結局に於て受刑者をして安んじて改悛自新せしむる最高の手段である。彼等をして行刑の公正を認識せしむる良法である。

假釋放は受刑者の權利であるといふ學説がある。今日の我刑法に於てはあてはまらぬ。しかし、危険性が除去された犯人に對して充分なる假釋放の審査をなし無批判なる自由裁量の蔭にかくるべからざることとは行刑當局の義務である。假釋放審査規程がかかる行刑當局の義務を闡明したことは受刑者の改悛を徹底的に促す良法ではあるまいか。

幸にして、本規程實施以來假釋放許可件数は昨年に倍加することになつた。この現象は一に本規程により刑務所當局が安んじて許可の申請をなすに至つたことと二には受刑者が假釋放がなだらかに運用されるに至つたことに刺戟されるに至つた結果であるとも見ることが出来るのである。

私は更に假釋放に關聯して近き將來に於て受刑者の累進處遇を統一して見たいと思ふ。そ

れによつて彼等が最後の自由に向つて發奮するの途を開いてやることは徹底的に改悛に導く良法だと確信するがためである。米英兩國の不良少年學堂の長官 Dr. Johnson Hurrell

五

要するに過去一年に於て私の試みたところの行刑改良の諸點は可なり新奇に屬するものがあつたと思ふ。従つて、觀點を異にするものから見れば法外なる受刑者優遇だと誤斷する者があるかも知れない。

然し、それ等の改良點を除き今日吾等の試むるに足るべき何物があるか。過去の行刑を墨守すべき程過去の行刑にどれほどの所産があつたか。改良は本來朝令暮改を諱むものでない。故に、此等の諸點に對し試練の結果不都合があれば更に改むべきである。

さり乍ら私の試みた諸點は決して法外なる囚人優遇を意圖するものではない。少くとも、それ等の諸點により囚人達が自己の人間的存在を意識し、人間として當然に拂はねばならぬ責任觀をおのづからの中に養ふに至るであらうことは毫も疑ふことが出来ないのである。

少年行刑の基礎(中)

# 少年行刑の基調 (中)

東彦

- 一 少年行刑の目標と少年犯罪者の特質
- 二 因襲的行刑に於ける指導原則
- 三 教育行刑の要請——鑑歴的方法より構成的方法へ
- 四 教育行刑の要請——離隔より社會化へ
- 五 少年行刑の本質と自治制の基礎概念(以上前號)
- 六 自治制の沿革
- 七 自治制と累進制
- 八 自治制の眞髓、委員會、少年自治裁判所(以上本號)
- 九 概外散步、賜暇、スポーツの意義
- 一〇 自治制に對する批難、結論

## 六

自治教化思想は古くは十八世紀末葉英國の不良少年學校に於て試みられたと言はれ(一)、近くはウェーアリ(Wehrli)によつて、一八一〇年より一八三三年の間スウィスのホフウツル(Hofwyl)

の貧民學校(二)に、クルテマス(Joseph Curtis)によつて一八二四年にアメリカのニューヨーク少年保護院(New York House of Refuge)(三)に、ウェルズ(E. M. P. Wells)によつて一八二六年より一八三二年の間ボストン感化院(Boston House of Reformation)(四)に、ウィルヘルム(Wilhelm)によつて一八三三年より一八六七年の間獨逸ハムブルヒの感化院(Das Rauhe Haus)(五)に、ウイリアム・ジョージ(William R. George)によつて一八九五年にアメリカのニューヨーク、フリネヴェールのシ・オジ・ジュニアリパブリック(George Junior Republic)(六)に、カルヴァン・デリック(Calvin Derrick)によつて一九一二年にアメリカカリフォルニア感化院のプレストン工業學校(Preston School of Industry)(七)に、オスボオン(Thomas Mott Osborne)によつて一九一四年にニューヨークのオウバン監獄(八)及シンシン監獄(九)に、其後のアメリカ各州數個の監獄に於て具體化され、又獨逸にあつては、ヴェルケル(Dr. Karl Wilker)によつて一九一七年より一九二〇年の間、ベルリンのリンデンドルフ感化院(Fürsorgezuchtanstalt Lindendorf)(一〇)に、クニャーハム(Dr. Walter Herrmann)とボンデイ(Dr. Curt Bondy)によつて一九二一年より一九二三年の間、ハムブルヒのハーネフェルザンド少年刑務所(Jugendgefängnis Hahnöfersand)(一一)に於て試みられ、又一九二四年からは、チュロリンゲン州刑務所(Thüringische Landes-Strafanstalten)(一二)に實施されるに至つたのである。我國に於ても、小田原少年刑務所と岡崎少年刑務所にある種の自治制が實施されてゐる。これ等の自治制はいづれも自治教育思想を實際に適用せんと試みたものであるが、或は國情

の相違から或は主宰者の性格の特質から其形態は千差萬別、或は一種の信任制に過ぎないと思はれるやうなものもあれば、或は廣く囚人の自治と自由を認め、立法、裁判、行政を囚人に握掌せしむる廣汎な自治體を構成せんとしたものである。その實施の結果は、*ウヰンズ・レーン*の如く偉大なる効果を擧げ、そこに教育された少年の中から幾多著名な成功者を出したやうなものもあるが(一三)、概ね所期の目的を遂行するに至らずして中止されたものが多い。あの偉才オスボオンの建設した共和團(Mutual Welfare League)(一四)ですら遂には失敗の悲運に遭遇しなければならなかつたのである。然しながら制度實施の失敗は直ちに以て制度の根柢をなす思想の失敗となすことを得ない(一五)、實施の方法に不備や錯誤があり、主宰者を補助するに其人を得なかつた事と社會の無理解とが失敗の重要な原因であつたと私は思ふのである。

一 Wines-Lane, *ibid.*, p. 376.  
 二 Wines-Lane, *ibid.*, p. 281.  
 三 Wines-Lane, *ibid.*, p. 376.  
 四 D. M. Liepmann, *ibid.*, S. 18-25, Wines-Lane, p. 376-380. 正木學士「アメリカに於ける行刑の重點」(志林第三一卷第八號七二頁)には「わたくしはウエアリの自治思想とポストン・ハムプルトンのそれに關聯のあつたといふ文獻を持ては居らぬ。だがその二つのものに八三二關聯がないといれば、十九世紀には自治思想が期せずして國の東西に實現し、また教育方法としての總ての制度中に生れねばならぬ運命に到達して居たものだ」と考へることが出来るとおもふ」とされてゐる。  
 五 M. C. Liepmann, S. 26-29. 正木學士「前掲七三頁。一八二四年の...

六 M. C. Liepmann, S. 29-41. 正木學士「前掲七三頁。Wines-Lane, p. 380.  
 七 M. C. Liepmann, S. 41-49.  
 八 M. C. Liepmann, S. 49 ff. 正木學士「前掲七五頁以下。Wines-Lane, p. 393 ff.  
 九 Wines-Lane, p. 396 ff.  
 一〇 M. C. Liepmann, S. 108-111.  
 一一 M. C. Liepmann, S. 112-118, W. Herrmann, *Das Hamburgische Jugendgefängnis Hahnöfersand*, 1926, S. 63-74.  
 一二 M. C. Liepmann, S. 118-120, Frede, *Der Strafvollzug in Stufen* (Frede u. Grünhut, *Reform des Strafvollzuges*), S. 128.  
 一三 Wines-Lane, p. 382.  
 一四 Wines-Lane, p. 393 ff. 正木學士「前掲七六頁。  
 一五 正木學士「アメリカに於ける行刑の重點」(志林第三一卷第九號、三七頁)には「オスボオンの失敗は試みの失敗であつて思想の失敗ではなかつた」とされてゐる。...

七

我少年刑務所に自治制を實施すべしとするならば、如何なる限度に於て、又如何なる形態と方法とに依るべきかと云ふことは困難な問題である。私は今此處で二三の點に就き考察して見たい。

私は先づ自治制は累進制度と關聯して之を實施すべきものであると思ふ。自由刑執行方法としての累進制度(二)はそれが一八三三年にキアピテン・ニコムキイによつて案出されてより以來漸次その教化價值を認められて今日に於ては殆んど各國の行刑の中樞をなすやうになつ



治の程度を重くし、又その程度に呼應して権能を賦與されなければならぬのである。かくの如く累進制が責任概念と自律意志とを基調とするとき刑務所は累犯者、慣習的犯罪者にとつては従来と異り苦痛の場所となり、眞剣に向上しようとする努力するものにとつては好個の修養の殿堂となるのである。

自治制の基本概念は累進制の基調となるべきものであるから、累進制は既にその第一段階たる獨居制適用の當初より自由に適應せしむべき訓練に入らなければならぬのであるが、具體的な自治制は累進制の最上期に於て之を實施すべきものである。

- 一 正木學士『自由刑執行の累進制度』法學志林第二五卷六號乃至第十號は累進制の研究に關する最も權威ある文獻である。
- 二 正木學士、前掲志林第二五卷第七號、三九頁、『アメリカに於ける行刑の重點』志林第三一卷第一〇號、四八頁以下、Frede, Der Strafvollzug in Stufen (Frede u. Grünhut, Reform des Strafvollzuges, S. 107 ff.)
- 三 Bondy, Pädagogische Probleme, S. 92.
- 四 C. M. Liepmann, ibid. S. 3.
- 五 Wines-Lane, ibid. P. 412.
- 六 元來從來の行刑に於ける機構は『善良なる囚人を作るやうに出來てゐる。賞罰による心理的強制、其他の規則、命令皆然り。然るに善良な囚人が何故に善良な市民にならなかつたか。それは從來の行刑が囚人の自治心に根據をおかなかつたからである。蓋し倫理的行為或は合法的行為は最後に自分自身に根據をもち、且動機を示すものでなければならぬ』からである。Bondy, Pädagogische Probleme, S. 55.

七 正木學士『アメリカに於ける行刑の重點』志林第三一卷、第一一號、五一頁、又『刑務所』市は、（以下略）

八 自治制を基調とする少年行刑に於ては、何等かの形式に於て、少年達に所内の施政に參與せしめ、一定の事項を少年達の「市民」のコントロールの下に置かなければならぬ。少年相互の間から選舉された委員を以て、或は「少年會議」(Jungentrath)を組織せしめ、或は「少年裁判所」(Jungengericht)を構成せしめ、彼等の社會の共同の福祉の増進と秩序の維持と社會道德の發達とに就き、成年者刑務官の指導の下に、彼等自ら努力せしめなければならぬ。少年行刑に於ける自治制は少年と成年者たる刑務官との共同事業でなければならぬ。犯罪少年の大部分の者は自己の運命を征服し、自治するの能力が少いもので、その判断にも正鵠を失するもの多く、常に指導者を必要とするのである。自治制は單に彼等のみの力によつて爲さしむることではない。又之を放任して毫も顧みる要がないといふことではない。彼等をして「爲すことによつて學ばしむ」(Learn by doing)ること(1)、即先づ彼等に爲さしめて而して後に教ゆることに其の眞髓があるのである。最初から指導者の手にて問題を解決し、その答案を示すに過ぎない方法よりも、先づ問題を提示して、その解決に努力せしめ、然る後に正解を説明する方法の方が教育方法としては妥當なのである。少年行刑に於ける自治制に於て、彼等を施政に參與せしめることも、決して彼等の能力を尊重し之に任さんとするものではなくて、かくすることによつて自治と自律とを學ばしめよう

とする趣旨に他ならないのである(11)。

運動、娛樂、慰安、衛生、教育、紀律に關する事項は委員會の合議により之を決定すべきであり、犯罪事犯は先づ少年裁判所をして判決を爲さしめ、指導者に於て之を適當に修正して、懲罰を執行すべきである。かくて少年が自決自治の觀念を確信するとき、彼等から劣等感情は退却し、自尊心と責任との觀念が生れる。しかしながら彼等を自己過信と誤れる慢心に陥らしめ、いやうに指導者に於て注意することが絶対に必要であるといふことを忘れられてはならぬ。少年裁判所は少年自治行刑に於ては特に重要な意義を持つものである。少年の懲罰に就き少年の陪審員を設ける制度は既に自治制を採つたニューヨーク保護院に於ても(三)、又ボストン感化院に於ても(四)、行はれたのであるが、少年裁判所(囚人裁判所)が始めて行なはれたのは、近代自治制にインスピレーションを與へたと謂はれる(五)、一八九五年のジ・J・ジ・ニア・リ・バブリックに於てであり、又之が少年裁判所の典型的のものであると思はれる。最近の例は一八九七年より一九二〇年の間リンデンホッフ感化院に於て試みられた少年裁判所である(六)。私はこの二つのものに就き述べることにする。一八九五年ウイリアム・ジ・ウジはニューヨーク市の十四歳以上二十一歳迄の不良な少年少女を集め之に自治教化を施した。これ等の少年少女はこの同情ある指導者の下に於て一小都市を形成し、外堀もなければ、身體の拘束も受けない生活を營み、その政治は立法、行政及裁判の三部に分たれ、これ等をその「市民」のコントロールの下に行なつた。役員は選舉され、總ての政治機

關(裁判所、警察を含む)は少年によつて構成され、犯罪者は少年裁判官により成年専門家の指導の下に審問され處罰せられた。裁判は毎週一回公開され懲罰は罰金と數箇月の自由刑であつたと謂はれる(七)。

次にリンデンホッフ感化院には約三百名位の少年が收容されてゐたのであるが、一九一七年四月ヴイルケル博士がその院長となるや、先づ日曜日の午後を利用して講演會を開催し、或はヴイルケル自ら講演をなし、或は少年達に歌を唱はせたり、或は詩を朗讀せしめたりすることも試みたのであるが、遂にそれを一つに組織化する希望が起り、少年達が社會的に結合するの任務と事實を表現した「少年國社會」(Gemeinschaft Jugendland)なる名稱の一小社會を構成するに至つたのである。更に十名宛の少年の中から各一名宛の信頼された委員が選出され、その委員が毎週一回集合してヴイルケル指導の下に少年會議(Jugendrat)を開催した。委員は最初工場關係から選出されたのが、後には所内に數家族が組織された結果、その各家族十名宛に付一名宛の委員が選出されるやうになつた。少年會議は五家族の代表者各委員を以て開催することになつた。其後更に少年裁判所が設けられ、犯罪事件の審判を行なふやうになつた。少年裁判所は三名の委員(少年會議により、それを構成する委員中から三名を選出す)を以て構成し、一名は豫審判事、一名は檢事、一名は裁判長となつた。委員中から五名の陪審員が選出され、教師も裁判に關與し意見を陳述する權利があつた。判決は裁判所と陪審員が言渡すのである。各被告は一名の少年を辯護者に選ぶ事が出来る。裁判所は何等の理由を示すことなく之を拒絶することも出

来た。判決に對しては被告、辯護者、検事及教師は廿四時間以内に書面を以て控訴することが出来る。控訴公判は一審公判より遅くとも二日以内に之を開く。裁判は別の裁判長により行なはれ判決は掲示板に公示された。この刑の執行は其家族の指導者、委員及全家族の責任であつた。刑の種類は主刑は(一)叱責、(二)一週間乃至四週間の尿壺の掃除、就業日の夕方、日曜日の正午及晩(三)二月乃至四月間特別の催しからの除外、(四)斷髮、(五)三日乃至七日間の寢台禁止、(六)一月乃至三月間の小包抑留、(七)一月乃至三月間の接見禁止、(八)一月乃至三月の賜暇の禁止であり、附加刑は(一)監督監視、(二)損害賠償、(三)特別の役員の罷免であつた。尙醫師の意見によつて其行爲につき責任なしと認められた時は刑を免除されたのである(八)。

わが少年刑務所にこの種の少年裁判所を設置するの可否に就ては議論の存する所と思ふ。けれども現在の如く懲罰の權が典獄の擅斷に委ねられ、少年に何等の自己防衛の權利が與へられてゐない間は決して眞の教育行刑の遂行は不可能である。懲罰の威嚇力によつて少年を規律生活へ馴致せんとすることが如何に少年の心を傷つけ其社會生活への復歸を困難ならしめるものであるかに就ては既述の通りである。又一面に於て少年裁判所の活用は積極的な教化價值をもつものである。それは、犯罪少年は既にフェルステル(九)も謂つてゐるやうに善と惡、自分のものと他人のものとの區別を爲すことに於て大部分悲しむべき經驗をして來た者である。故に裁判の問題に關しては非常な興味を有てゐる。そしてこの興味と關心こそは彼等の倫理的な自己批判とその内的抵抗力と正義感情を強くする原動力となることが出来るのである。

る。少年一般が少年の裁判に關心する事はその正義觀念を發達せしめる絶好の機會となるのである。この意味に於て少年裁判所は「正義への教育の爲の實研室」(ein praktisches Seminar für die Erziehung zur Gerechtigkeit)(一〇)である。この意味に於て私は少年裁判所制度を是認するものである。けれども既に述べた通り常に成年者の指導の下に之を行ふべく又最後の決定は指導者によつてなされるべきことは勿論である。少年の裁判に對し適當な修正をなし又その修正の理由を示すべきである。蓋、アブノルマルな犯罪少年の良心生活は不確實なものであることが多いから、處罰の妥當を得る爲にも又彼等の倫理的價值判斷の當否を反省さす機會を與へる爲にも必要であるからである。

- 一 Wines-Lane, *ibid.* P. 364.
- 二 Herrmann, *Das Hamburgische Jugendgefängnis* Hahn Versand, S. 64.
- 三 少年が陪審員となり院長が罰を執行した。Wines-Lane, P. 376.
- 四 懲罰の爲めの十二名の少年により陪審員が組織されこれ等の者が有罪の宣告或は放免を言渡した。Wines-Lane, P. 378.
- 五 オスボンもジョウジ・シュニア・リバブリックの財團委員長をしてゐる間に自治思想を培はれたものであり、カルヴェイン・デリックもジョウンの思想の影響を受けブレストン工業學校の自治制を建設したのである。Wines-Lane, *ibid.* P. 381.
- 六 C. M. Liepmann, S. 109.
- 七 正木學士「刑事政策より見たる懲罰の將來」刑政、第四卷第四號(一〇頁) Wines-Lane, P. 381. C. M. Liepmann, S. 31.

ハ ヴイルケルは一九二〇年リンデンホーフを去つた。それは因襲的な指導法に提  
 はれた職員の多数と意見を一致させることが不可能であつたからである。G. M.  
 Liepmann, S. 109.

九 Foerster, *ibid.*, S. 20 ff.

一〇 バイエルの感化院長モル Moll の言葉。

一一 正木學士刑事政策上より見たる懲罰の將來(刑政、第四四卷、第四號、一〇頁)

三、救護施設と司法保護團體  
 11 Hermann, *Das Hamburger Jugendgerichtshaus* (Hamburg, Germany, 1914),  
 1. *Wesen-Ist*, *ibid.*, S. 204.  
 12 Hermann, *ibid.*, S. 204.  
 13 Hermann, *ibid.*, S. 204.  
 14 Hermann, *ibid.*, S. 204.  
 15 Hermann, *ibid.*, S. 204.  
 16 Hermann, *ibid.*, S. 204.  
 17 Hermann, *ibid.*, S. 204.  
 18 Hermann, *ibid.*, S. 204.  
 19 Hermann, *ibid.*, S. 204.  
 20 Hermann, *ibid.*, S. 204.

### 司法保護を中心としての救護法論(下)

- 一、はしがき
- 二、救護資格要件
- 三、救護と刑餘者
- 四、救護機関と司法保護團體員(以上前號)
- 五、救護施設と司法保護團體
- 六、救護の種類
- 七、救護方法と司法保護
- 八、救護手續と司法保護團體
- 九、結
- 五

救護施設は養老院、孤兒院、病院其の他の救護法による救護を目的とする施設である(救護法第六條)。然し現存の養老院、孤兒院、病院等が其のまま救護施設たり得るのではない。それには地方長官の認可を必要とする(同法第七條)。

如何なる施設に對して認可を與ふるのであるか。言ひ換ふれば、謂ふ所の救護施設の意義は必ずしも明瞭では

### 吉田 律

ない。第五十六議會の衆議院委員會に於て、長岡政府委員は「救護施設は、勿論本法に依る救護施設でございませうが、社會事業團體におきまして、本法の範圍の外にある事業を行つて居るものもあります。それが半分でありますか、三分の一でありますか、其の仕事のある部分も本法に依る救護施設に依りたりと云ふ場合には、其の部分だけに對して許可を與へる。其の部分だけに補助を與へる。他の本法の救護關係のない社會事業に付ては本法の補助の範圍の外に置く。斯う云ふやうなことにして行きたいと考へて居ります」と説明を下してゐる。此の説明と救護法第六條の規定の趣旨とを綜合してみれば、救護施設は、必ずしも同法第一條の被救護者のみを救助する施設でなければならぬと云ふのではない。假令救護法以外の者を救護する施設であつても、その一部に救護法の被救護者を收容し救護するならば、其の部分に關しては救護施設たり得るのである。例へば老年刑餘者を保

護することを目的とする司法保護團體は勿論、其の他の保護團體と雖、貧困の爲生活し能はざる六十五歳以上の老衰者を、收容保護し居る以上、其の部分に關する限り救護法の救護施設たる素質を備へてゐるのである。

然しながら總ての司法保護團體が、直に救護施設たり得るものではない。宮城長五郎氏は、安立園及び小西壽樂園は、その本質に於て養老院であり、積徳治療院は一種の病院に外ならぬから、これ等の保護團體が救護施設たらんとして其の認可の申請を爲したる場合、地方長官はその申請を容れて即時に認可することであらう。其の他の保護團體にした所で、物的保護の點を見る時は皆救護法による救護を目的とする施設であるから、認可の申請をしたときは、地方長官は申請を却下するの辭がないであらうことを論じ、司法保護團體の救護施設たり得ることを率直に肯定してゐられる（保護時報第十三卷第九號参照）。だが司法保護團體中には、少年刑餘者のみを收容保護するものがあり、或はまた物的保護の方法によらざる間接保護のみを取扱ふものがある。此等の團體は、救護法の救護を目的としてゐないのであるからして、救護施設たることは到底望み得ない。

救護施設の設置に就ては、地方長官の認可を必要とす

月内務省令第二十號救護法施行規則第一條。

六

救護の種類は、(一)生活扶助、(二)醫療、(三)助産、(四)生業扶助の四種である(救護法第十條)。既に述べた通り、救護法に依て救護を受ける者は、老年者、幼者、妊産婦、不具癱疾、疾病、傷痍等に因り勞務を行ふに故障ある者等である。而して此等は、貧困の爲生活し能はざることだけが共通であつて、其の他はそれぞれ違つた理由に依て救護法の對象となるのである。従て各異つた種類方法に依て救護するにあらざれば、其の目的を達成し得ないことは云ふまでもない。

一、生活扶助

生活扶助は、金錢又は物品を給與することに依て之を行ふのである(救護法施行令第七條)。生活費に對する扶助である。如何なる費用が生活費であるかは社會通念に依て決する外はない。而して此の生活扶助は、總ての被救護者に共通な救護の方法である。

二、醫療

醫療は診察、治療、手術、投藥等の處置である。救護施設又は市町村長の指定したる醫師若しくは齒科醫師に依

る。市町村が設置せんとする場合には、その設備に付て認可を要するのであるが、一私人の場合には設備並に設置に付ての認可が必要なのである(救護法第七條)。(一)司法保護團體が救護施設としての認可を受ける上に於て、六十五歳以上の老衰者を收容するものに在りては、特別の設備を要しないであらうが、就床を要し又は長きに互る安靜を要する疾病者を收容するものに在りては、病室とか、それに附隨する設備とか、介護者等の用意が必要であらう。さもなければ到底其の認可は望み得られないと思ふ。若し此等の設備等に要する費用を支出し得る餘裕があるならば、本來の面目に歸つて司法保護に全力を注ぐべきである。もつとも之に要する諸費に對しては、國庫より其の二分の一以内、道府縣より其の四分の一以内の補助があることになつて居る(救護法第二十五條、同法施行令第二十五條及第二十六條参照)。

(一) 市町村以外の者が、救護施設の設置に關する認可申請を爲すには、一、名稱、種類及位置、二、建物其の他設備の規模、構造、三、事業經營の方法及收支豫算四、事業開始の豫定日、五、設備に要する經費等を記載したる申請書に、一、設置者の履歴及資産狀況、二、法人又は團體に在りては定款、寄附行爲其の他の約款等を記載したる書類を添付するを要する(昭和六年八

て之を受けしむるのである。醫師又は齒科醫師が處方箋を交付したるときは市町村長の指定したる藥劑師に就て藥劑を受けねばならぬ(同法施行令第九條)。但し急迫なる事情がある時は市町村長の指定せざる醫師又は齒科醫師に就て醫療を受けることができる(同法施行令第十一條)。

主として疾病に罹り或は傷痍を受けたる被救護者に對する救護の方法である。助産は云ふまでもなく妊産婦に對する救護の方法である。助産は云ふまでもなく妊産婦に對する救護の方法である。助産は云ふまでもなく妊産婦に對する救護の方法である。助産は云ふまでもなく妊産婦に對する救護の方法である。

三、助産

助産は分娩に對する補助行爲であつて、救護施設又は市町村長の指定したる醫師若しくは産婆に就て之を受けしむるのである(同法施行令第十條)。但し急迫なる事情があるときは市町村長の指定以外の醫師又は産婆に就て之を受け得るのである(同施行令第十一條)。助産は云ふまでもなく妊産婦に對する救護の方法である。

四、生業扶助

生業扶助は生業に必要な資金、器具又は資料の給與若しくは貸與等に依て之を行ふのである(同施行令第十二條)。勞働能力の殘存せる者とか能力を回復したる者に對する救護の方法である。救護施設の長は其の施設に收容せられたる者に對し適當な作業を課することができる(救護法第十五條)。此の

場合には豫め作業の計畫を樹て地方長官に届出ねばならぬ(同法施行規則第六條)。

七

救護の方法を居宅救護、院内救護及び委託救護の三種に區別し得べし。居宅救護を原則とし、其の他は例外に屬する。

一、居宅救護

居宅救護とは救護を受ける者の居宅に於て行ふ救護の方法である(救護法第十一條)。家庭生活を破壊することなく、我國古來の家族制度を維持する意味に於て適當な方法である。然し救護を要する程の者の環境は概して良くないと見ねばならぬ。従て此の方法に依ては、救護の徹底を期することは困難であらうと思はれる。

救護法第十二條によれば、被救護者が幼者であつて且つ居宅救護を受くる場合に、市町村長に於て哺育上必要ありと認むるときは、幼者と併せて其の母をも救護することを得る。然しそれは幼者が満一歳以下であることを條件とする(同法施行令第二十二條)。立法の趣旨は、幼児の健全なる發育を期する所謂兒童保護の爲であつて、母親の救護を目的としたものではない。だが此の規定には見逃せない矛盾と缺陷とが潜んでゐる。第一に此の規定

は任意的規定であつて、母親を救護すると否とは市町村長の自由である。従て母親が救護を受け得ない場合が起り得る。第二に第一條の被救護者の範圍に關する原則を破壊したものである。まさか立法者は哺育を要する幼者と其の母親とが各異つた生活状態に在り得るなどと云ふやうなことを豫想したのではあるまい。幼者の生活状態が救護を要する程度に立到るのは、母親の生活が既に其の状態に立到つたが爲である。母親が主であつて幼者は従である。畢竟するに本條は母親救護の爲の規定である。其の趣旨を正面に表はすときは第一條の原則に反することとなるから、そこで立法者は幼者の救護に藉口して母親を救護せんとするのである。僞稱の規定である。

第三に居宅救護の場合に限つたが爲他の場合と權衡を失してゐる。幼者が居宅を有しないがため、言ひ換れば居宅救護を受け得ないがため、其の母親は救護されないのである。本條は何故にかかる差別を置いたのであるか、此の點に於ても其の趣旨が徹底してゐない。

二、院内救護

院内救護とは公立の救護施設に收容して行ふ救護の方法である。市町村長は居宅救護を行ふことが不能であるとか又は不適當と認むるとき救護を受くる者を救護施設

に收容し得るのである(救護法第十三條)。統制をとる上に於て、目的を貫徹する上に於て、此の方法を理想とする。

三、委託救護

委託救護とは私立の救護施設、一私人の家庭又は適當なる施設に委託して行ふ救護の方法である。院内救護と同一事由ある場合に、市町村長は救護を受くる者を私立の救護施設、一私人の家庭若くは適當なる施設に其の救護方を委託し得るのである(救護法第十三條)。

司法保護團體が、救護施設である場合は勿論、さうでない團體にしても、救護を受くべき刑餘者に取つては、前述の適當なる施設に該當する。従て此等の刑餘者に對する救護の委託があることを豫想され得る。

被救護者に給與せらるる費用は、救護の種類及び方法とに依て其の限度を異にしてゐる。即ち居宅救護の場合に於ける生活扶助の費用は、一人一日二十五錢以内、一世帯一日一圓以内に於て地方長官が之を定め、助産の費用は十圓以内に於て地方長官が之を定むるのである。醫療費も亦内務大臣の認可を経て地方長官が之を定むることになつてゐる(救護法施行令第十三條乃至第十五條)。居宅救護以外の方法による救護の場合に於ける生活扶助、醫

療又は助産の費用は、内務大臣の認可を経て地方長官之を決定するのである(同施行令第十六條)。然し急迫なる事情あるとき市町村長の指定せざる醫師、齒科醫師又は産婆に就て醫療若くは助産を受けたる場合は救護方法の如何を問はず其の實費である。生業扶助の費用も救護方法の如何を問はず一人に付三十圓以内に於て地方長官が之を定むるのである(同施行令第十七條及第十八條)。

八

救護は市町村長の自發と、申請者の申請とに依て開始せらるるのである。救護委員は救護に關する必要な調査を爲し、救護を要する者があつたならば之を市町村長に通知し且つ救護の種類、程度又は方法等に關する意見を具申することになつてゐる(救護法施行令第五條)。市町村長は之に基いて必要ありと認めたるとき救護を行ふのである。

救護の申請は本人又は親族其の他の縁故者より一救護を受くべき者の氏名、生年月日、(二)居住地及居住期間又は現在地、(三)救護を受くべき事由等を具陳して之を爲すのである(救護法施行規則第七條)。司法保護團體に關係を有する者が救護委員たる場合は勿論であるが、然らずとするも刑餘者若くは受刑者の家

族にして救護を要するものある時は、其の縁故者として救護の申請を爲すべきである。茲に司法保護團體としての活動の分野がある。救護法第二十九條第三號の「性行著しく不良なるとき又は著しく怠情なるとき」と云ふ救護阻却に關する規定が、司法保護に關係を有する者から一種の痛であるかの如く見られてゐる。何ぜなれば刑餘者は動もすれば此の規定に當て飲まるものとして認定せらるる素質を備へてゐるからである。然し同法條は強行的規定ではない。之を運用する者の採量如何に依てどうにでもなるのである。絶へず市町村長と接觸を保ち、其の諒解を得て置くことも、運用の圓滑を期する一の方法であらう。

九

司法保護の立場から見て、救護法には餘り多くの期待はかけられない。何ぜなれば救護の範圍は、司法保護の分野の極めて狭い一小部分に過ぎないからである。救護の範圍を廣汎にする時は、濫救に陥る弊があり、惰民を養成する虞がある。英國が其の適例であると云はれてゐる。それも一理窟である。然し我が救護法は、如何にせば窮民を救助し得るか云ふことを目標とせずして、如何にせば經費を節減し得るか云ふことを狙つて立案さ

れたやうに思はれてならない。あらゆる種類別による被救護者の數と、それに要する經費の概算とが、立案前に調査された形蹟がある。第五十六議會に於ては、昭和五年より實施する旨の附帯決議が有つた筈だ。極度に縮少された此の救護法すら、決議通りに實行されず、輿論に動かされて漸く昭和七年より實施せらるるに至つた程である。救護の範圍が狭く、條件がからひ上に、産婦の救護期間を分曉後二十一日以内に限定して、そこに少しのゆとりも置かないのはどうした譯か。居宅救護を原則としたことや、幼者と併せ行ふ母親の救護を居宅救護の場合に限つたのはどうしたことか。仔細に検討してみると首肯し難い點が見出される。然し兎も角も之に依て一部の窮民なりとも救助せらるるに至つたことは國家社會のため祝福すべきである。(完)

隨感隨筆

印南於菟吉

刑務所は社會公共のものであることは謂ふ迄も無いが兎角世人は之を當局官吏の専有物として容喙することを欲しない、固より高き墻壁があつて足を容れることを許さぬから自然遠ざかるのも止むを得ないであろうが、先づ以て臭い物には蓋をして置けば夫れで宜いと謂ふ感情から起つたのであらう。それにも拘はらず刑務官吏は頻りに社會化を唱へて之れに接近せんことを努力して居る。矢張り世人は冷然之れを尻目に眺めて居る。一方同じ防國守護の任に在る陸海軍に對しては頻りに財政難を振りかざして何とか緊縮をせよと叫んで居るが陸海軍は財政一方のみに偏しては國防の任を危ふするに至ると頑張つて容易に受け納れそうも無い。固より財政論よりすれば其の大小輕重、同日の談では無いが、平和の時に當

つて常に國防を以て任とする刑政も亦決して輕きものではない。軍人は特殊の任務であるから社會化を嫌ひ自己の職守を完成せしむることに依つて御奉公專一と心得べきであると謂ふならば、各官廳も亦御多分に漏れないであらう。何と世の中は六かしくなつたものだ。結局緊縮風は高い木には當らないで低い草原を掠めて通過するであらう。刑務官練習所費の減削など噂を聞くだけに面白からぬ感を起す。此際姑らく耳を掩ふて居たいものだ。

二

本誌九月號卷頭言に正木亮と明署して居る「刑務委員會の試練」を読んだ。毎號卷頭言は正木君の筆に成るとは周知の事實で、短篇に目を通し易い僕の癖からいつも讀むでは居るが、この記事には僕も少なからぬ同感の念を湧起して自から近時の快舉と叫ばざるを得なくなつ

た。少年者に對して不定期刑を適用して以來殆ど拾年、現時の状態では定期も不定期もあつたもので無い。何等の間、異なる處がないではないか。姑らく少年刑務所に就て見るも、其の施設に於て成年とどれ程の差があるであろうか。釋放時期に於ても成年定期と何の差があるか。釋放後の視察監督に就ても普通の假出獄監督方法と事實どれ丈の差があるか。結局成年も少年も國家の行刑方法としては同一に看做して居るでは無いか。これは何とか改めて少年不定期刑採用の立法趣旨に副ふ様に努めなければなるまいとは、僕の行刑方面に携つた當時の宿望であつたが、否、今日でも其感は十分に残つて居る。露骨に謂へば行刑改善の先驅は先づ茲から發足せねばならぬ。少年刑務所を尙より以上に社會的ならしめ、教育的ならしめ、努めて蠻臭を脱却し、洗練された公民を作るの心掛がなければならぬ。然るに此の際委員會を設けて刑務當局以外の人を參畫せしめて重要な釋放期を決定せしむるといふ頗る當を得た處置であつて、恐らくは今後着々施設其他の事項に對して改善の歩を進めらるゝに相違ないと確信する。物の改良には自から順序があつて一時に總てに行渡ることは六かしい。此邊からポツポツ歩を進めるのは金の掛からぬこととしては先づ以て當

然であろう。委員會の設置、事や小事に似たりと雖も其實行刑史上の一大警鐘と認めざるを得ぬ。併し此鐘の聲は初第一聲に終らしめずして更に改革の火の手の揚がらんことを僕は欣んで期待する。

三

僕、頃ろ近世に於ける監獄沿革を調査しやうと思つて公書を借覽涉獵する内に面白き一節に遭遇した。現に今日、畏友吉田律君の管理せられつゝある小菅刑務所、その前身は東京集治監と稱し、明治十二年の創設に係る。當時の長たりし二等警視補渡邊惟精より川路大警視に對し、職制章程を起草し允裁を請ひたることありたり、但し右章程は惜むらくは實行の運に到らざりき。其章程中に曰く

第十三條 獄司は囚徒の刑期満つると雖も改悛の徵なきものは内務司法兩卿に具申して懲治監に留め教育を加へ猶工業を勉勵せしめ産業を營むの資あるを待て放縱するを得べし

第十四條 獄司は役囚放免の後郷里に歸るも産業の目途なく或は住居あるも産業なくして従前の工業を營まんと言ふ者は之を許し其工錢は衣食等の現費を控

除し自餘之を給し或は幾分を領置することを得べしと、此規定は前者は恰も今日英國に施行せられつゝある豫防拘禁に酷似し而かも豫防拘禁の制は千九百八年（明治四十一年）の創始に係るを以て之に先きだつこと實に二十九年なり、今日から見れば實施せられざりしを惜しむと雖も今更氏の卓見に敬服せざるを得ぬ。後者は不定期刑に隨伴する假出獄制にして米國のペロール制是れなり、不定期刑及ペロール制は千八百七十七年（明治九年）の創始なるを以て之に遅れたること三年なりと雖も儘かに創見にして模倣には非ず不定期と謂ひ豫防拘禁と謂ひ必ずしも其淵源を外國に求むべきに非ず、外國の事情に昧かりし時代に於ても早既に此先覺者あり、而かも亦之と同一の所論を會て所長會同の際吉田君より發表せられ傾聽したることを思ひ浮べて一層の感興を惹起せしめられたり。想ふに前後の監督者は長期囚管理の經驗よりして偶然其所見を同じふしたるものなるべきか。

四

刑務所の執務方法は徒らに形骸を追ふて神髓を忘れたるやの感あり、その餘りに機械的にして人間を無視するの甚だしき、その餘りに官臭的にして平民的ならざる、

その餘りに几帳面にして融通の利かざる、如何にも長所の茲に存すればこそ短所のまた茲に伏在することあるをも見逃すべからず。今忌彈なく最も率直に卑見を表白することを讀者若し許し給はば、僕は敢て諸君の威信と努力とに尊敬の念を拂ひつゝも尙語るべき數節あり。

總体、刑務所の事務は普通官衙と其趣を異にし、直接活物を取扱ふ所なるを以て刀筆の事務と其類を異にせり机上の算筆、事や比較的に簡單なりと雖も人間が人間を取扱ふには二と二を合せて四となるが如く而かく簡單には行かず、時としては八若くは六の結果あるべきを豫想すべきなり。然るに兎角に四を正數として之に適合せしめんとするこそ間違の種ならむ。人間の働作、行爲には幾多の難問あり、今日科學の力に依て一々之を闡明するに餘りに難問とは云へ、さりとして之を其儘に放擲し置くべきには非ず、出來得る限り諸科學の力を籍りて明らかにするに於て、勿論其職に在る者當然の義務と謂はなければならぬ。茲に於てか兎角に難問題未發の事項なるが故に、これ等を等閑に付するの傾ありて容易なる刀筆の事務に趨りたるは又人情の常なるを認めざるを得ぬ。劍を腰にして出勤するよりも丸腰洋服で出勤する方が役人らしいとするが青年心理、理論を先きにして實務に遠

ざからむとする氣風は一般に我が國民の通有性と謂ふべきか、何れにしても實務を粗にして理論に密なるの傾向あり。これが抑々百弊の源ではあるまいか。

試に文書事務に就て謂はむか、身分帳の作製は重要にして且また最も難事務であるに拘はらず、之を部下の一吏僚に委して主任其衝に當らざることあり、殊に身上表の作製は受刑者過去の経歴を徴する者なるを以て重要な文書にして院内處遇の指針たるべき役目を持つて居るのに、兎角之を等閑に附し、只單に統計の資料とし、或は又事變の際に於ける搜索資料に供するが如きは其の本來の性質に背馳する者と謂はなければならぬ。犯罪の原因は過去の経歴に由つて之を探索し、其性情惡癖を顧慮して、大凡そこれが矯正すべき要項を判定しなければならぬ。此仕事は多年の経験に依つて産み出さるべきものであつて他人に委して爲し得べき性質の者で無い。具体的に謂へば、彼から信認し得べき口供を得るには相當の熟練とコツを要する。又其生育の状態、教育の如何、財産關係、初度の犯罪、職業の種類、嗜好物、性慾問題等に就て口頭訊問を加ふる際其答辯の如何等も大に犯罪原因を定むる上に参照せられなければならぬ。幾多の受刑者に接してこそ得たる経験其物は直接の判定資料であつて

書類を閲覽してのみ判断することは無論出来ぬ。一たび其犯因に就ての判定が付いたならば（例ひ、其判定に誤ありとするも）次に起るべき問題は刑務所内外に於ける處遇問題である。先づ第一に犯罪原因判定の付かぬのに何で個別處遇の問題は起るであろうか。文書主任に此任重しとすれば別に委員組織として此任務を遂行せしめて宜しい。無論その方が適當であろう。少くとも主任は一幹事の役目を充たさなければならぬ。兎も角も此身上表作製は、重大なる意義を持つ者と見做して貰はねばならぬ。

僕は行刑は言を更へて平たく言へば欠陥矯正法に外ならぬと考へる。現實に如何なる範圍まで行刑と云ふ名目の下に此矯正法を施し得べきかは實際問題ではあるが戒護掛は少なくとも此意氣を以て當らなければならぬ。唯消極的に争鬭防止、逃亡回避の仕事計りでなしにこれもさること乍ら若し欠陥の個人的に存在するの判定ありたるときは、之を矯正するの方策を運らさなければならぬ。精神病に關する方面は醫師と協同して之に當り一般訓育方面としては作業督勵に依て勤勉の氣風を養成するは勿論の事、更に個人的に幾多の方法を併用するのが戒護本來の任務である。例へば屢々懲罰事犯に觸れ怙

として自己の行爲を顧みない様な者は、何れかに心理欠陥がある者に相違ない、徒らに懲罰を科するは矯正の意味から謂へば無益のこと、嚴重の隔離策を採りて他の矯正術を講ずる。その方法手段は各個人に對し千差万別、今一樣に之を説明することは出来ぬが、矯正即行刑であるとすれば、戒護主任の頭は鋭く之に反射して適當の良法を案出し之を實行するに吝であるまい。矯正は中々至難の業で、一面行刑の實際状態に「ハンデキャップ」せられて而かも之を遂行しなければならぬと云ふ立場もあることであるが、之を實行することに依つて少なからぬ趣味が湧いて出る。矯正手段は戒護主任の職務範圍内であるが、それと同様に最も必要なことは個性の欠陥發見のことである。欠陥發見即ち犯因探査の仕事は前述した委員若くは文書掛の任務であるとすれば之を裏付けするか又は訂正の任務は戒護掛であらねばならぬ。日夜直接に親炙して能く其行爲を鑑別し彼は斯くの如き人なりとの認識は戒護看守の頭腦の内に藏せられて居る筈である。此の實際から産み出された認識は、たとひ委員其他の人が科學の力を籍りてテストしたからとて到底之に及ぶべくも無い。勿論委員の犯因判定は一面之を尊重しなければならぬが決して之に囚はるゝことなく獨自の

立場で相當の歲月間直接に受刑者に接し靜かに其働作を観察してこそ、果して判定を是認すべきや否やを観うるのである。若し行動上、その判定に疑ありと視察するならば具体的に率直に其旨を主任に申報し是正をする。これが戒護の活きた仕事で且權威あるもので何人も此深き實驗に對しては喙を容れることが出来ぬ。それ又自重して掛らなければならぬ、輕々に人の性格に就て判断すべきもので無いと謂ふことを深く心に銘記しなければならぬ。之を要約すれば戒護の事務は性格判定に對し保證を與へ、而して後之が矯正手段を講ずるに在りて、結果は本人が釋放後累犯に陥らざること依て始めて完全に自己の任務を盡くしたことを自覺し得るのである。全体、生活の安定即ち職業の有無はどれ丈犯罪者に影響あるものと謂ふことは恰も教育と犯罪問題の如く的確に其關聯作用を説明することは困難であるとしても、相互密接な關係を有することは略想像するに難くはない、さすれば作業主任は單に一刑務所の經濟問題のみに頭腦を集中せず、寧ろ主腦は各受刑者の配役問題に在ると思ふ。經濟問題も無論今日の場合忽諸に附する譯に行かなるが、結局彼等の得意とする技能を利用することに依つて經濟問題と調和し得ることゝ信ずる。即ち適材

適所を完全に施行し、局限せられる業種の爲めに之を施行し難き場合は晝間別種の作業を科するとしても、夜間は本人志望の作業に就て訓練を加へる等の方法を講ずべきではあるまいか。訓練法としては外間より相當技術者を一週一二回位聘用して實用的に訓練するも可なり、或は又商業に従事する者の如きは之に適切なる學校教師其他の専門家をして、高尚でなく極めて簡易に實地教育的に訓練せしむるなり、いくらも地方に適切なる方法を講じ得ることが出来やうかと思ふ。兎に角釋放後従事すべき職業は所内に於て、在らん限りの方法を以て、もつと完全に施行されなければならぬ。之に就ては別に説明して見たいと思ふ。

更に教誨師方面に就て見るも、一般に信念を高まらしむる教訓を加へるの必要あるは勿論の事ながら、信念計りでは生活が出来ず、更にまた放免善後の措置に就ても一層深く考慮するの必要がある。法壇に上ぼつて説教することは場合に依つて一種の儀式とも見られる。俗間或る寺に於て一ヶ月一回又は二回法筵を開く慣習もあるが其地方民を感孚する上に於てどれ丈の功德があるであろうか、其傍聴者は多く老嫗に限られて居ることと彼等の老後の慰藉にはなるであろう。受刑者は必ずしも翁媪で

は無い。青年佛教團體も今日存在して居るが易行道と謂はるゝ眞宗も信を獲得すること中々易くない。比較的受刑者は信念を得易き立場には在るが兎角變質者の信念は中正を離れて妙に凝り固まつた迷信に陥り易い。彼等をして正しき觀念の下に正信を得させることは、固より感情發揚の上に處世の根本義として必要であることは言ふ迄も無いことであるが、これのみを以て教誨師の任務終れりとする譯にはゆかぬ。寧ろ一般的の法筵よりは個人的に身事其他の面倒を見て遣らなければならぬ。此仕事は社會の下情に通曉した練熟の人で無ければ出来ぬことで若い人は兎角一席辯ずる方を好むであろう。併し重要な任務の茲に在ることを忘れてはならぬ。然るに教誨師は（一般の官吏もさうであるが）永年の經驗を経れば經るに従つて眞摯性を失ひ熱情も冷め表面の糊塗術に長じ社交上手になる傾きがある。無論是等も人に依ることと全部の教誨師諸君で無いことであるが、併し何人も猛省しなければならぬ弱點であると思ふ。僕は曾て英國の監獄教誨師を非難攻撃した論文を見たことがあつて僧侶の腐敗墮落一に何ぞ茲に至れるや、我國は之に比し心術か一段の優越感を覺へて得意たりし時代もあつた。今にして想へば或はとの感なきを得ぬ。兎も角も在所中又は

放免後に至る迄熱情を以て本人の面倒を見ることが本來の任務であつて、もつと率直に謂へば、受刑者の庇護者味方であつて敵視さるべき役人では無い。官吏の一員として席を列するから官吏側に立つて仕舞ふので自身は飽く迄も囚人側である、如何なる兇惡囚でも自分は其側に立つて能く彼の心情を汲むで厚き同情を拂ふ丈の心に餘裕が無ければならぬ。自ら囚人の辯護士を以て任じなければならぬ。惡人尙往生す況んや善人をその教義を汲む眞宗は此立場に在るのが本務である。斯くして始めて受刑者が生きられるのではあるまいか。之れには矢張性格判定に基礎を置いて善後の措置を採らなければならぬ。要するに刑務所内何れの仕事も、犯人探査に端を發して矯正に力を盡くす所であると云ふ觀念を十分に發揚してこそ各々の任務を十分に遂行し、相當の成績を擧げ得るのであると確信する。從來の仕事は兎角ピントを外れて居る傾きがある。一寸諸君の考へ方を直せば善いので又刑務官吏の威信と面目も之に依て大に發揮し仕事の上にて於ても其處に大なる味が出てくるのである。此點から見れば刑務事業は頗る高尚な仕事で、且愉快なものであると謂ふことを感ずるであろう。

「ソビエットの連中は、人間のあらゆる生活には、箇人に自己表現のチャンスと與ふる根本の原動力となるもの、存することを忘れてゐるのである、この力は、藝術、哲學、道德は固より、更に、人間のビヂネス（商事）の基礎となつて働いてゐるのである。ロシアでは、彼の人達は、人間といふものは始終自分の屬する社會のためばかりを考へてゐて、決して自己の利益のためには働かないものだ、といふ假定でやつてゐるのである。しかし、是れは、過去及び現在の沒義道なキャピタリズム（資本主義）と同じく、不自然極まつたものである。箇人に自由を與へないのは、精神的賣節を強ふるものである。かゝるレヂーム（制度）の下に在つては、何人も自分の魂を自分のものだとはいへないのである。かゝる制度で生きて行く國民は、一時はとにかく、結局、人間の取りも直さず、經濟上のプロスペリテイ（繁榮）を獲得することはできないのである。」

米國コラムビア大學經濟學教授  
エドウィン・ゼリグマン  
（經濟學の世界的權威）

Where Convicts will not  
run away  
William Inglis

### 受刑者の逃げたがらない處

—米國ニューチャールシー州の  
ステート・ファーム

ウィリアム・イングリス

そう以前でもないが、或日の暑い午後、リースバーグ市の傍のニューチャールシー州のステート・ファーム(州立農場)に近く、山火事が起つて、久し間の旱天で、乾き切つてゐる砂地の松や樫は盛んに燃へはせて、折からの北風に煽られて、ファーム附屬の七百エーカーの森林地帯に火の雨を降らしたのである。

一瞬も猶豫はできない。サイレンの長い響で、耕地の諸處に働いてゐる二百六十人の者共はオフィスに呼び集められたのである。

「二十班だけ現場へ急行」とシユウベリンテンデント(農場長)のカールバーグは命令したのである。「レッツ

ツ・ゴー(行かう)で、二十班の總員二百二十人は、手のはなせない仕事を持つてゐる者達から羨しそうに見送られながら、ホアマン(班長)に率ひられて、渦巻く煙をめがけて進んで行つたのである。森の中へ突進した時には、煙に包まれ、火の粉を浴びながらも、今まで幾箇月も單調な日々のファーム・ワーク(農場作業)に倦むでゐた彼等は、猛火を敵として自然と闘ふ活動に、血湧き肉躍る思ひで勇んで消防に力めたのである。

此等の人々は、ニューチャールシー州(ステート)の受刑者であつたのである。重罪犯として長い刑期に服するもので、或るものは十五年の長期に及んでゐるのであ

る。煙に包まれた森の中で、逃げようと思へば誰れでも逃げることは容易なのであるが、しかし、一人としてスキップ(逃げる)することを欲するものはないのである。といふのは彼等は、若し逃げ損ねて捕まれば逃走の罪に對する三年の附加刑と共に、自分の刑期の残部を、ファームでなく、ピツグ・ハウス(かんごく)で勤めなければならぬことをよく知つてゐるからである。しかし、彼等をしてよく此のファームに止まらしむる主たる原因は、ファームでは、實際自由でないものに與へられ得る限りの自由が與へられてゐて、健康な愉快な生活を享樂することができるからなのである。

急がしいサンドイツとコーヒーを取つて、一と休みした後、受刑者達は、午後中、暗くなつてからも、消防に力めたのである。最後の火の粉の踏み消されたのは夜半に近かつたのである。二台のトラックが別方面の火事を防ぐため南方二哩の地に送られた四十人のものを迎へに行つた間に、ファームの東に當る森林で働いた人達は班を作つて、耕地を横切つて、各班共トラックに歸つて行つたのである。夕食の時に點呼をすると、十二人不足してゐたのである。

しかし、シユウベリンテンデント・カールバーグは、

ライフフル銃を帯び、逃走囚を捜査すべくブラッドハウンド(警察犬)を率ひた一隊のポツセ(Poose—警備隊)を送るようにとカウンティ(米國の州の行政区劃の名)のシエリフ(sheriff—カウンティの行政長官にして、カウンティの防備に任じ、罪人捕縛のため住民を招集するの權を有し、兼ねて斷獄を司つてゐる)に電話することもしなかつたのである。彼は自分のあづかつてゐるメン(受刑者)をよく知つてゐるのである。彼は一台のトラックに乗つて出て行つて、別に三台のトラックにファームの東境に沿つて間隔を置いて並ばせて、ヘッドライトを森林の方へ向けるように命じたのである。運転手が幾度か間をいてはホーンを鳴らすと、遠くの方からハロ—といふ聲が聞えて来て、それがだん／＼近づいて来て暫くして十二人の疲れ切つたフェロン(重罪犯人)がうろ／＼しながら森の中から出て來たのである。彼等は暗い夜を森の中で路を失つたのであつた。

かういふ事は、ステート・ファームの人達にとつてはちつとも稀づらしい事ではないのである。自分は、受刑者達がどんなに彼等の受刑の場所に愛着してゐるかといふことを示したために、山火事の一件を話しただけで

ある。毎日／＼空気の良い戸外で働けるといふのは、彼等の好運ではあるが、固より行きたい處へ何處へでも行けるといふわけではなく、ファームに止まつてゐなければならぬといふことは、たとへ樂であつても、刑罰の刑罰たるは依然として變らないのである。しかし、あつす暗いビツグ・ハウス（ブリズンの事）と比べたら、ファームは天國といつても可いのである。

このリースバグのステート・ファームは、一哩半も國道に沿つてゐるのだが、塙壁と名づくべきものは圍ぐらしてはないのである。ファームの敷地たる千百五十エーカーの中、五百エーカーの地は已に清められてゐて、まつ黒な肥つたバークシャー種のホツグ（去勢豚）の群のためのヤードと五十頭のホルスタイン種の乳牛のための草地と、及びに作るコーン（玉蜀黍）の畠とを除いては、他は凡て、トマト、スイート・コーン、ピー（えん豆）、ストリング・ピーン（いんげん豆）等其他罐詰製品にする作物の畠となつてゐるのである。數百人のものが罐詰工場で働いてゐるが、製品は凡て州立の他の施設へ賣却されるのである。ブリズン・メード（刑務所製）のものは一切市場で自由労働の製品と競争してはならないといふことが常規となつてゐるからである。

受刑者の住む建物と、ファームの管理事務の執行される建物とは、いづれも見る眼に快いもので、何處にも一點ブリズンを思はせるような處はないのである。構造は漆喰張りの木造で、石鹼でみがき立てたように清らかなで幾列かのシャワー・バスは光りかがやいてゐるのである。此等の建物の一つ一つを歩いてみても、昔のブリズンの臭ひは跡形もないのである。オフィス（事務室）ダイニング・ルーム（食堂）レクリエーション・ルーム（娛樂室）それからドミトリイ（合宿舎）——セルではないのだ——と、いづれを看ても、日光と新鮮な空氣とは満ち／＼してゐるのである。鐵の格子や門は何處にも見えないのである。

彼等の着てゐるものも、カーキ色のツボンの下部に細い黒い線があるだけで、例の忌むべき縞などはないのである。着衣の他の部分も極めて平易なもので、別に目立つ點はないのである。彼等の平常の行ひも普通の労働者の集りのように、別に何の奇もなく、あたりまへに歩いて、働いて、お互に談話を交はしてゐるのである。しかし、固より餘りに多くしゃべつたり、怠けたりすればいやなビツグ・ハウスへ逐ひやられるといふことは、始終忘れずにゐるのである。何時ビツグ・ハウスに逐ひや

られるかもしれないといふことが、このファームに於ける唯一の懲罰で——また、これが茲處で必要とせられる唯一の懲罰でもあるのである。

ニューチャールシー州では、嚴重な能率本位でこのファームを經營してゐるので、受刑者は其力量に従つて、ペストを盡すことを要求されるのである。州は彼等に囑望する所は多いのではあるが、決して甘かしはしないのである。只だ、彼等に改悛の實を擧げさせるための公平な機會を與へるだけである。

トレントン（ニューチャールシー州）のブリズンに收容せられた二千の重罪犯人は、只だそれだけの人間の屑として「目には目を齒には齒を」の古い法の下で、鎖につながれたり、笞打られたり、食を斷られたり、逃走を謀つて銃殺されたりするような處遇を受けてゐても仕方がないかもしれない。しかし、物の解かつたニューチャールシーの當局者は、ノーマル（正常）な人間になれる見込みのあるものは、邪道からレクレーム（取戻）してやうといふ考へで、久しい間これが最善の方法を求めてゐたのである。

ニューチャールシー州では、多年の研究實驗の後、ブリズン外の自由人の労働と競合もせず、また之を侵害もし

ない労働を彼等に與ふる方法をみつけ出したのである。受刑者の方でもまた、よく其意を汲んで、作業に親しみブリズンの中で職業を習得したものも多く、中には釋放されてから、其職業で一週六十五ダラも取るようになったものもゐるのである。しかしながら、受刑者の精神に大害を及ぼすべきブリズンに於ける收容超過は如何ともすることができなかつたのである。

で、この收容超過の害を除き、更らに多くの受刑者をして正道に立歸る機會を有させようとするために、州の經營にかかるステート・ファームの案が採用せられたのである。このプラン（案）は、已にバーヂニア、オハヨー、インディアナ、イリノイズ、ウイコンシン及びミネソタの諸州でも試みられてゐて、概して好成绩を収めてゐたが、ニュー・チャールシーは、自ら採擇したシステム（仕組）によつてその成績に非常な進歩を示したのである。自分が特にこのリースバグを選んでやつて來たのは、全くこのシステムを親しく看たいためであつたのである。ニュー・チャールシーの取つた方法の基礎をなすものは、ファームから逃げ出さないと信用のできる受刑者を選び出した科學的システムなのである。トレントンのステート・ブリズン（州立）の受刑人口の約四

十パーセントがこの選に當つたのである。

リースバーグのステート・ファームに在る此等の受刑者は、六時前に起きて、甘い朝飯を食つて、七時に作業に就くのである。正午に、一時間の食事時間があつて、夕五時まで働いてから、宿舎に歸り、入浴時間は半時間で、直ちに夕食に就くのである。すぐとバラツクに歸るものもあるが、娯樂室で書物を読んだり、談話したり、カルタをやるものもある。九時が就寝の時間である。キツチン（炊所）は大きくて、明かるいし、空氣の流通も十分である。食物はポールサム（身體のためになる）であるばかりでなく、甘くて調理も善い。食事中は話をしたければ、しても可いのである。食事は、丁度、大學のボートの選手かフットボールのチームが練習中に取る食事と同じようなもので、簡素ではあるが栄養に富んだもので、只だ異なる點は、バターがないだけである。バターを使ふと、一年一人當り十五ドル餘計に州の經費がかさむのである。しかし、バターの欲しいものは、一日に受取る二十五仙の中から買ふことはできるのである。尙ほまたタバコ、砂糖、キャンデー、其他化粧品も買ふことができるのである。ファームでは、受刑者は皆な體量が増し

×

て丈夫になるのである。仕事の忙しい季節になると、道路工事で一日四十五仙はかせげるのである。

土曜日の午後には、ニューチャーシーの南部の町から来るチームとベースボールをやるのであるが、勝つてとが多いのである。面白いのは、ポール・プレーヤーとして技のすぐれてゐることよりも、チームや應援隊の態度や舉動で、自分がリースバーグのファームを訪れた日面に親しく是れを目にすることができたのである。プレーヤーは参々伍々意氣込みながら、ダイアモンド（内野）をあちこちと歩き、外のものにはベンチや地面に坐つて、普通の見物のように傍りかまわず話し合つてゐるのである。近處の百姓は子供を伴れて見物に来てゐるものもある。シュウベリンテンデント（場長）のカーンバーグは、大勢の中をあちこち歩き廻りながら、誰彼れとなく受刑者に話しかけてゐたが、見た處やさしい傭主と傭人との間に見られるような親しさで、一方に威張りつける處もなければ、一方に卑屈な態度もないのである。お互につこり笑つては挨拶を交はしてゐるのである。自分は、鋭い眼をした顎の張つた、よく釣合のとれた頑丈な體格の一人の青年に眼を止めたのである。この青年は或る大都市から來たもので、辻強盜で五年の刑期を

受けてゐたのである。だが、見た處どうしても、其人間は冒険から道樂に強盜をやつたとしか思はれなかつたのである。

我々がその青年の處へ來た時に、自分は「もう直きに出るのかね」とたづねてみた。

「うまく行けば、二年内には出られます」と曰つて、彼は笑ひながら「もうこんな處へは歸つて來ないつもりです。辻強盜だなんて全く馬鹿な話で、捕まるにきまつてゐるのです。それに、今度捕まれば、きつとビツグ・ハウスで、このファームでのん氣に働くといふわけには行くまいと思ひます。そればかりではなく、私は茲處を出てから働いてまじめに生計を立てて行けるだけの職を覺えましたから」と曰ふのであつた。

で、直ぐに、自分は、其日の案内役になつてくれたニューチャーシー州のプリズン・コムミテイ（行刑委員）のチエアマン（長）たるカーネル（大佐）チオセフ・シーアーズに、將來此青年が再び犯罪を行はずに、うまくやつていけるかどうか、といふことについての彼の意見を問ふてみたのである。

「立派にうまく行くと思ふ。彼の男は質が毒惡だといふのではない。道義の念は餘り強いとも思はれないが、

彼の場合は犯罪で得る金よりも、むしろ冒險的の興味にひきつけられたのであつた。それに、今ではもう立派な一人前のファーマー（農場労働者）となつて、すっかりファーム（農場）を覺え込んでしまつたのである。それに、茲處へ來てから好い事には、彼は早起きになつて、毎日一生懸命に働くようになったのである。今ではそれがすっかり習慣になつてゐるが、將來長続きするものと思つてゐる」といふ彼の答へであつた。

「茲處の受刑者で、刑期を終つてから、正路の生活を送るもののパーセンテージ（割合）はどの位でせう」と訊ねてみた。

「誰れが知らう」彼は答へた。「少くも我々が知つてゐないのはたしかだ。或はポール（假釋放）で、或は行狀佳良のための減刑で、出獄した受刑者の中で、いくらかのパーセンテージが正路の生活を送つてゐるといふ宣告をしてゐる處々のステート（州）の報告を讀んだことがある。しかし、どうしてそれが分かつたのであらう。受刑者が再びプリズンへ歸つて來ないといふことは其者が何處か他のプリズンへ入つたことがないといふことを證據立てはしないのである。パーセンテージのことはわからないが、只だ一つ、はつきり分かつてゐるの

は、ファームにゐる受刑者の健康が目に見えて増進し、自ら生計を立てるの道を學び、一週六日毎日正直に働くことに慣れて来ることだ。これはたしかに彼等のまじめな生活を樹立するに助けとなるべき良習慣で、我々もそうだと信じてゐるのである」。

其處へ、大きな肥つた、牡牛のような頭をした、細い黒い脛の上に樽のような軀をのつけた、不思議な男が盛んにシガーを吹かしながらやつて来た。近くに來てみると、アメリカン・ニグロであつたのである。

「アフターヌーン(午後の挨拶)、カーネル(大佐)」とまるで古い友達に出會つたように、何の遠慮もなくいかにも親しげに笑ひかけたのであつた。

「グッド・アフターヌーン、ブルーと、大佐も笑ひながら「近頃どうだ」。

「すてきですよ、今迄にこんなにからだの工合の好いことはなかつたですよ。茲處は立派な轉地療養所です。茲處へ來てから、私はめつきり丈夫になりました」

「何時出るのだ」

「來年の四月です」

「出たら何をやるつもりだね」

「サー、もう一度やつてみるつもりです——だが、今

度はもつと用心してやります」。

とブルは正直に曰つたものだ。彼は淫賣宿を営んだために、三年の刑期に服してゐるのである。

「だが、また捕まるにきまつてゐるぢやないか。檢舉されずに法律違反の不正な營業をやることのできないのはお前も知つてゐるだらう」

「さあ、今にわかりますよ、ブルはくすくす笑ひながら、「刑期が満期になれば、自分はステートに對する義務はすましたのだ。今度捕まれば、かんどく行きだ。まあ、お聞きなさい、カーネル、私はすつかり計算してみたんですがね、常習犯として終身刑でかんどくに送られるまでは、まだ、チャーシーでもう二度、それからニユーヨークでは三度捕へられてもいいわけなのです——わかりましたか、で、用心さへすればうまくやつて行けると思ふのです」。

自分が驚いたのは、この男が全く自分のやつてゐる不正な營業に満足してゐることではない。此男は恰も生來の色盲とか、全聾とかいふように、生來道德の觀念を有つてゐないと思はれるからである。自分を驚かしたのは彼が州の行刑當局の最高の有司に自分の計畫を語るその信頼の念の深さであつた。この二人の様子は、汽車の喫

煙室で農作や商賣の景氣を語り合ふ二人の旅客のような極めて親しげな態度であつたのである。

我々がファームの附屬病院へやつて來た時に、見ると六個ばかりのベッドは空いてゐるのである。

「受刑者の健康状態は宜いにちがいない」と、自分は農場長に曰つた。

「健康状態は極めて宜しい。時たま、ボーイズ(受刑者の事)の一人が朝起きて少しだるく感じるので、病氣だとの報告をすることがある。この場合には、我々は始終同情してゐるので、直ぐと彼を病舎へ伴れて來て、蓖麻子油を吞ませ、ベッドに就かせて、パンとミルク以外のものは何も與へないことにしてゐます。利き目は驚くべきもので普通一日で癒ります。三日以上臥てゐるものはまだありません——單調な生活に堪えないのですな」。

リースバーク・ファームのある土地は、州で買ひ取つた時には、一面の雜木林で砂地のひどい處であつたが、已に五百エーカーの地は耕地となつて、肥料も十分に、種も最良のものが選ばれたので、輪作をする好成绩で、南部チャーシーのファーマー・クラブでは、會員の爲めに代表者を送つて、耕作方法を研究し報告せしめた程である。

ファームに居ついて逃げないと信用のできる受刑者を撰擇するといふ、ニユーチャーシー州の行刑當局の採用したシステムの基礎となつてゐる受刑者の撰擇方法について少し述べてみよう。

ステート・プリズン(州立刑務所)に送られて來る受刑者は、悉く身體並びに精神のコンディション(健康状態)に關してばかりでなく、其者のこれまでの經歷の全斑に互りて、慎重に検討せられるのである。本人は、墮落したクリミナル・クラス(犯人階級)のスペシメン(標本)としてではなく、性癖とか缺陷のために、其性格が異常にねじくれたもの、即ち、一箇のシツク・マン(病人)として取扱はるのである。

この病人は、體重及び身長は固より身體の各部が叮嚀に検査せられるのである。而して、一箇月以内に、其者の臨床診斷上の活畫が出來上るのである——一つの活畫といふよりも、むしろ多くの活畫のワン・セット(一組)で、其活畫の一つ々は、犯罪者を取扱ひつけた各専門家の心のスクリーンの上に現はれたものである。かかるクリニカル・エキザミネーション(臨床診斷)の結果得られた發見の中で、最も意義のあるものは、最近ニ

ユウチャイシーのステート・プリズンへ送られた二千人の重罪犯人の中で、僅かに其四十四パーセントが正常なメンタリティー(心的状態)を有つてゐて、他の五十六パーセントが悉く或る種のサイコーシス(精神病)を示してゐたことであつた。

一箇月の末に、當該受刑者の診査に關與したオブザーバー(診査者)は集つて、其者をファームに委ねても大丈夫かどうかといふことについて判断を下すのである。この査定についてのボード(合議體)を組織するメンバーは、ステートプリズンの醫務主任(resident physician) 心理學者(psychologist) 精神病理學者(psychiatrist) 作業主任(industrial director) 學務主任(head teacher) 並びに懲罰主任(chief disciplinary officer) たる所長代理(deputy warden) である。

當該受刑者がファームに落ちついてゐられるものと、此等六人のメンバーの意見が一致した時には、本人に此の特權を賦與するのである。しかし、若し、メンバーの中一人でも不同意のものがあれば、彼は、自分が他の説に得心のいくまで、又は其者はビツグ・ハウス(プリズンの事)の外に在いては不安心であるといふことが證據立て得られるまで、熱心に其受刑者を研究するのであ

る。

謀殺犯で檢擧され、過失殺人と定まつて、長期の刑に處せられたものも、プリズン・ウォールスの外に在いても大丈夫信用できる、といふことが發見されたのである。ハイウエーマン(辻強盜)だの、バーグラ(夜中押込)だの、かういふ部類に屬するものも多いのである。強力犯の五分の四は智慧の足りないものによつて行はれるのである。

少しく簡單にすぎるといふかもしれないが、かい摘んで言ふと、ニューチャイシーの行刑當局は、重罪犯人の四十四パーセントは、ステート・ファームに收容して、信用を置いても大丈夫安全だといふことを發見したのである。當局では、此の内の二十五パーセントだけをファームに收容して、他のものは、彼等の將來の生計を立てしめるためプリズンでそれ／＼職業を學ばせることにしたのである。

最後に、自分の案内役となつてくれたニューチャイシーのプリズン・コムミツテイのチェアマンたるシーアーズ大佐の語を傳へて、この記述の筆を收めることにする。シーアーズ氏は自分に語つたのである。

政)の根本は、刑罰を犯罪に相應せしむるにあらずして犯罪者其人に適合せしむるに在ることを確信するに至つたのである。我々は、ねじくれた人間にまつ直ぐな路を歩かせるようにするエコノミカル(金のかからない)な方法を見出し得たと信するのである。(完)

American Review of Reviews,  
September, 1931.

「兒童の有効な指導に供せらるゝ費用は、たとへ一セントでも、悉く、犯罪防止の役に立つのである」。

米國マサチューセツツ州  
行刑局長  
ドクトル・ウアーレンス・ターンス

「凡ての受刑者の四十パーセントは、極めて微小な拘束の下に、安心してファームに收容してをけるものだ、といふことを、我々の實際の經驗から確信するに至つたのである。彼等は、ファームではノーマル(正常)な人間となる修業をするのに、プリズンに於けるよりも遙かに多くの好いチャンスをもつのである。而して、これがために、國民は彼等を拘禁してをくの、幾百萬ダラを節約することができるのである。石の外壁をめぐらし、武装したガードに番をさせる鋼鐵のセル・ブロック(監棟)に、ごた／＼と受刑者を收容してをくのには、一年一人五千ダラから七千ダラかかるのである。それが、ファームでは、ハウシンド・コスト(收容費)は一人僅かに一千ダラ乃至千二百ダラである。賃金にして、一人一日一弗十仙乃至一弗十五仙と計算して、我が州のファーム・プリゾナー(農場受刑者)は自分達の收容費の七分の五を稼いでゐるのである。最大限の拘束を加へてゐるプリズンでは、彼等の稼ぎ高は遙かに少ないのである。

わがニューチャイシーの方法と是れより生じた結果については、斯界の權威ある人々から推贊されてゐるのである。我々は、プリズン・アドミニストレーション(刑

# 海外時報

## アメリカの犯罪費

一年十億以上、一日にして三百萬ダラー——これが、アメリカ合衆國の善良なシティズンにとつてのコスト・オブ・クライム(犯罪に要する費用)のほんの一部に過ぎないのである。一九二九——一九三〇年の會計年度に基いて調べ上げた犯罪費の總額は十一億一千九百萬ダラーに達するのである。

ウイカーシヤム・コムミツシヨ(前號参照)はダラとセントで國民の「クライム・ビル」(犯罪勘定書)を見積らうとする、どえらい處か、明かに不可能ともいふべき仕事に手を焼いてゐるのである。

ラケツテイリング(不正な稼業)と稱せらるる新手段の詐欺私消、組織的な強請、酒の密賣、恐喝等の所謂近代式の犯罪が、アメリカの資源を涸渴せしむることは非常なもので、これが爲めに、ウイカーシヤム・コムミツシヨンは「モダーナイズ」(近代化)された犯罪に對して特

別の調査を施すべきことを大統領に建言してゐる位である。

ウイカーシヤム・コムミツシヨンのメンバーは十人で別に専門調査家たるドル及びシムプソンの兩氏が、アメリカの社會が「犯罪のために負はされてゐる莫大な經濟上の負擔を見積る」といふ面倒な仕事を手傳つてゐたのであるが、委員も専門家も、廣くアメリカ全體の負擔となるべきラケツテイリングのために生ずる莫大な費用を見積るために、何等依るべき統計上の數字の利用すべきものなきことを認めなければならなかつたのである。

ドル及びシムプソンの二氏は、コムミツシヨンのものとは別に報告書を提出してゐるが、其中で、

「今日、ニューヨークやシカゴで行はれてゐる「ラケツト」(不正な稼業)の種類がどの位あるかといふことは、何人も得て語ることはできないのである。而してこのために直接消費者にとつてどの位の損害が負せられるかは、尙更ら計算することはできないのである。

なほ又た、合衆國に於て、年々幾何の詐欺破産、保険詐欺其他のあらゆる詐欺犯が行はれてゐるかは、何人と雖語ることにはできないのである。況んや、此等の詐欺犯の犠牲となつたものの損害高を見積るといふこと

は、尙更らむづかしいのである。

しかしながら、此等の幾多の犯罪行為の經濟上に於ける極めて重大な意義に盲目であつてはならないのである。吾人は、此等の犯罪に由る經濟上の損害の高を計上することはできないとしても、其損害の莫大にして測り知るべからざるものあるは、十分承認することができるのである」と

と斷言してゐるのである。ウイカーシヤム・コムミツシヨンは、普通アメリカの都市で、刑事事件に關する法律執行に要する費用を男女子供をつきまぜて、一人當り平均五弗四十七仙と見積つてゐるのである。

ニューヨーク「ハラルド・トリビュン」紙の擧げた所によると、他の犯罪費は、

合衆國刑執行費	52,786,000
州の警察費	2,660,000
州の行刑及矯正施設費	51,720,000
三百都市=於ケル刑執行費	247,770,000
ペンシルバニア州=於ケル私設工業警察費	1,360,000

大都市=於ケル私設保安費	10,000,000
私設夜警費	159,000,000
装甲自動車隊費	3,900,000
私設矯正施設費	850,000
犯罪=ヨル保險金損失額	47,000,000
郵便利用ノ詐欺金額	68,000,000
犯罪=對スル保險料金	106,000,000
金庫費	4,227,000
彈丸ノ通ラマ硝子代	311,000
放火=ヨル損失額	2,000,000
銀行掠奪額	1,800,000
寶石貴金屬竊取額	2,000,000
鐵道貨物竊取額	1,000,000
偽造=ヨル損失額	40,000,000
生産的勞力ノ喪失=ヨル間接ノ損害高	322,000,000
總計	1,124,314,000

「犯罪は、我が合衆國政府の豫算とを比較して、驚倒すべき數字と合衆國政府の豫算とを比較して、」

「犯罪は、我が合衆國政府の海陸軍及び他の四省(國務、司法、勞働、及び商務)の經常費を合せたものよりも更らに大きな費用を、國民としての我々に負せて

るるのである。それは恐ろしい程の損失であるが、しかも、この已むを得ざる納貢金の大部分が知らず識らずの間に支拂はれてゐるので恐ろしいのである。若し世界の中で、其の能率を誇つてゐる國があつたとしたら、それは我が合衆國であるが、しかも、破壊された人間の生命の價値は問はないとして、此くの如き無法律状態に對する驚くべき見積代價は、我々が今まで大きな富を犯罪といふ下水道の中へ流しこんで平氣でゐたことを、明かに示してゐるのである」と曰つてゐる。

禁酒法に反對な諸新聞紙は、禁酒法勵行のために要する合衆國政府の經費が、合衆國法の執行に要する全豫算額の六十六パーセントに相當する、三千四百八十二萬八千五百五十ダラとのウイカーシヤム・コムミツシヨンの見積高に對して一齊に憤激の聲を擧げてゐるのである。

Literary Digest, September 5, 1931.

### 禁酒と犯罪

禁酒と犯罪との關係については、是れまでもアメリカ

カの言論界の大きな題目となつてゐて、禁酒法廢止論者は、禁酒法を以て箇人の自由を蹂躪し、爲めに却て法律を尊重するの念を失はしめた愚劣なる悪法なりとし、現時のアメリカに於けるギヤングの横行によるローレスネス（無秩序状態）を以て、一に禁酒法の責めに歸してゐるのであつて、今や廢棄論は合衆國全土を通じて、デモクラット及びパブリカン兩黨の別を問はずか、その勢力を占むるに至り、婦人の間にすら禁酒法の結果の子女に及ぼす弊害の大なるを憂へて、團體を結んで撤廢運動を起すものあるに至つたほどである。

一九三二年の三月大統領選舉にデモクラット黨のフミニ（大統領被指名者）に擬せられてゐる現ニューヨーク州知事フランクリン・ルーズヴェルト氏も、本年のキヤムベーン（選舉運動）には堂々ブラットホーム（政綱）の一として廢止論を掲げて起つものと見られてゐる。

禁酒法廢棄運動の急先鋒たるニューヨークの「アウトLOOK」誌は、前掲ウイカーシヤム・コムミツシヨンの報告出づるや、直ちに筆を呵して、其社説に、

「吾人は犯罪と禁酒法との關係を誇張して説かうとする考はないのである。しかし、ウイカーシヤム・コムミツシヨンの専門調査家たるニューヨークのドル及びシ

ムブソン兩氏の別箇の報告と共に、犯罪費に關する報告を大統領に提出した今日、誇張したと誹しられる危険は少ないように思はれるのである。

この二人の専門家の報告によると、合衆國政府の刑法の執行に要する經費の三分の二は、禁酒法を執行せんとする全く無効果な努力のために費されてゐることが分るのである。合衆國政府の警察費、検事局費、裁判所費、行刑費は、プロベーション（觀察）及びパロール（假釋放）兩部の經費と共に、一年五千三百萬ダラに上るのである。此の内で、約三千五百萬ダラは禁酒法勵行のために費されてゐるのである。で、若し、プロヒビション・ロー（禁酒法）をレビール（廢止）して、五千三百萬ダラといふ多額の豫算を別途に使用することができたならば合衆國の法律勵行の効果は非常に増大せらるることと思ふのである。禁酒法の勵行といふが如き無益な勞を棄てて更らに一層有益な目的のために、三千五百萬ダラの大部分を使用了ならば、合衆國政府は、犯罪征伐の戰爭にステート（州）や都市のために更らに遙かに強勢な味方となることができようと思ふのである。

八月二十二日のニューヨークの諸新聞紙に、莫大な犯罪費に關するウイカーシヤム・コムミツシヨンの報告と

うに、ニューヨーク市では、刑事の裁判費用として一年に五千四百萬ドルを費してゐるのである。アメリカのどんな都市と比較してみても、此額は二倍以上になつてゐるのであつて、普通都市に比して、一人當り約二弗三十仙餘計に費してゐることになるのである。無数のクリミナルを産み出し、ポリスやポリテイシアン（政黨屋）を買収するための大きな財源を彼等ギヤングスターに與へるような禁酒法は、直ちに廢棄すべきである。然らば、ニューヨーク・シテイは、前記の費用と全く同じ額で、そのクライム・レコード（犯罪記録）を迅速に根柢から改善することができるのである。而して若し此事がニューヨークについて正しいものならば、他のアメリカのあらゆる大都市についても亦た正しいのである」と説き、更らに、ニューヨーク市に於て最近催されたギヤング剿滅運動の大會席上、市のポリス・コムミツシヨナト（警察長官）たるマルーネーの次の所論を引いて、自家の所説を固うしてゐる。マルーネー氏は曰ふ、

「自分は、長年の間、あらゆる場合に、夜盜、強盜、こそこそ、其他あらゆる惡漢に、お前のラケット（商賣）は何か——What is your racket?——と訊ねてみたが、みんな一様に「アルコール」だと答へたのである。現在

このアメリカを悩ましてゐる最も惡むべき亂暴なラケットの大部分を産み出し且つ之に財源を給してゐるものはプロヒビション・ロー（禁酒法）其者である。彼等クリミナル共は一般に禁酒法の違犯から得られる利益で生活してゐるのである。ニューヨークの市民はゾオルステツド（人名）案（註——アルコールの含有量を極度に制限したもの）たる禁酒法を好まないものである。しかも、この禁酒法が合衆國法である限り、我々警察官はニューヨーク市民の願望に背いてでも之をエンボース（勵行）しなければならぬのである。彼の惡むべきラケットイアト（註——酒の密造密賣、賭博、賣淫、恐喝等をラケット（悪い商賣）としてゐる元締達）を産み出したものは禁酒法と社會公衆とである。この法律が市民に加へる壓制横暴は、國を擧げて憤激する所であつて、彼れブイトレッガー（Bootlegger——酒の密賣者）は、この忌み嫌はれる法律から機會を捉へ、之に對する市民の憤怒を利用して顧客を作つてゐるのである。幾百萬の人が彼の加勢をして財産をこしらへてやつてゐるようなものである。現在、國民に危急を叫ばしめてゐる大都市に於ける唐殺、ギヤング同士のキリング（殺害）や、市政の腐敗や、いづれも公衆がブイトレッガーの財布の中へつぎ込

んでくれる財産を奪ひ合ふ繩張争ひが原因となつてゐるのである。カリホルニアのゴールド・ラッシュ（註——一八四八カリホルニアに大金鑛の發見せられ、アメリカの各地より冒險者のカリホルニアに殺到したるを云）に加はるために、多くの人をそそのかしてそのホームを棄てて走らしめた目的物よりも、もつと大きな目的物のために、彼等は戦つてゐるのである。ギヤング剿滅のキャムペーン（運動）は結構であるが、我々が常識で考へると、何よりも先づ第一に禁酒法を改正して、ライト・ワイン（アルコールの少ない葡萄酒）とビールとを飲むのを法律上差支ないことにしなければならぬと思ふのである。禁酒法はポリスをしてタイラント（暴君）たらしめると同時に、公衆はブイトレッガーの中から萬人渴仰のヒーロー（映畫劇中の大立物）を作つてゐるのである。プロヒビションはクリミナルを富ましめて、政府を貧しくしたのである。政府の失つたのは、金ばかりではない。國民の自由にとつて、金よりも大切な、その法律と權威とに對する國民の親しみと尊信とを失つてしまつたのである。クリミナルは金を得たばかりでなく、更らにアメリカに於ける自由にとつて最も高價なもの、即ち國民の大部分の支持と保護とを得てしまつたのである」。

「コムミツシヨナト・マルーネーは、惡漢共を一掃するに失敗した自分のデパートメントの無能を蔽ふために禁酒法を身代りの犠牲にしようとして試みてゐるのだ」と、或る方面から非難されるかもしれないが、しかし、アメリカの大都市に職を奉じてゐるポリス・チーフ（長官）は悉く禁酒法を以て犯罪を激成するものなりとなすマルーネトの攻撃の争ふべからざる根據を有つてゐるものなることを知つてゐるのである」と「アウトトルツタ」誌は曰つて、其筆を收めてゐる。

Outlook, September 2, 1931.



此の雑誌は、禁酒法の實行に對する、  
 國民の支持と保護とを得てしまつたのである。

# 行刑小話

(七)

玖波文一郎

## 生の執著

(一)

M君は彼の仕事の中で死刑執行の命令書を起草することがとても堪えられぬといつて居る。M君は自分の受持ちの確定記録を割當てられると先づ惨酷な被害者の寫眞に目を通して敵愾心を養はうとするが事實は反對に記録を読むことが厭になつてその記録を書棚の中にしまつてしまふ癖がある。

誰しも死人を見ることのすきな奴はない筈だが特にM君は死人を見るのが大嫌ひである。M君は検事になつたとき「さあ殺人の檢證に行かねばならぬといふことになる」と俺の命はすり減るぞ」とそればかり心配して居た。

M君は事件の當番に當つた日と同僚の檢事が出はらつて了ふと何時もびくびくして居た。電話がけたまましく鳴りひびくとバネ仕掛の人形のやうに飛び上つて「殺人か」とどなつたものだ。

彼がM裁判所の新米檢事るとき彼は時々檢事正の前に呼び出されたものだ。

「H鑛山の事件は君が行つて調べて下さう」

「檢事正わたしはまだ重罪事件をやつたことがありますから今少し區裁判所の事件をさせて置いて下さいませんか」

「そんなことでは何時まで経つたつて一人前にはなりやせん」

その次の時には彼は今やつて居る事件が擴大しつゝあるといふ理由でごまかした。その次の時は病氣になつた。かくして彼は約十月程幸にも死人の顔を見ることなしにすごした。

M君はY裁判所に轉任を命ぜられた。この頃のやうに波止場近くに凄

く青いネオン・サインが醉客を誘惑することはなかつた。まだ街頭にジヤズの餘韻が流れ出ては居なかつたが、それでもY市は今までの任地よりは數倍繁華な土地であつた。それだけにM君は今度の轉任を榮轉だと自負し意氣軒昂たるものがあつたがしかしその反面には又刃傷沙汰が限りなく起つて檢事が次から次へと檢證に出て行くのに氣がひけてならなかつた。

一箇月は無事に過ぎた。二箇月が漸く去つた。三箇月目の或る日、たしか小雨がちとちと降つて居る日だつたと思ふが食堂に這入つたM君は愕然とした。同僚が一人も居ないではないか。や、こんな日こそ電話がかゝるぞと直感した彼はきつと蒼白な顔になつて居たに違ひない。

「Mさん檢事正がお呼びですよ」

愈々來た。彼はこの檢事正に言を左右にするほどまだこの檢事局の空氣に親しんでは居ないので。

「今T町に殺人があつたから直ぐに行つて呉れ給へ」

「ハア」

何に、やつて見りやあわけはないんだと自らを鼓舞した。しかし、きつと今晚は御飯をはき出すに違ひないとすぐに反對の恐怖に襲はれる。

厭だなあ解剖のときに臟腑が飛び出しやあがるだらうと思つたり、臭いだらうと心配になつたりした。

檢事局を飛び出したM君は化粧品屋に這入つた。いつもなら、そのあたりをブラ付いて感じのいい化粧品屋を見付る筈なのに今の彼にはそんな餘裕はない。見付けた最初の化粧品

品屋で金鶴香水を二びん買つて之をポケットに押しかくした。

豫審判事と裁判醫と書記とM君と一行がT町の警察に案内されて現場に行くと何んとそこにはM君が生涎忘るべからざる悲惨な記念品が横はつて居るのだ。ドス黒い血液が土にしみ込んで蒼黄色の顔から飛び出て居る鼻の頭に數匹の金蠅がとまつて居るではないか。裁判醫は早速腕まくりをして解剖にとりかゝつた。

M君は一行の一番後ろから顔を出して自分の洋服と手布とに金鶴香水をブチマケて居た。

ハンカチーフを鼻にあて、裁判醫のメスの動きを凝視した。裁判醫と屍體との關係は魚屋と鮪との關係と少しの違ひはなかつた。

「Mさんこれが肝臟ですよ」

いたづらな裁判官はそれをM君の鼻先きに突き出した。M君は栗鼠のやうに走り去つた。豫審判事と書記達は嘲笑した。

しかし、M君は人類が人類を料理せざるべからざる運命を心から呪つた。人を殺す奴も悪い。だが、殺した奴を又殺すことはこんな悲惨な事件を二倍するものだ。世の中に殺人の検証のなくなることが理想なので解剖を平氣で見得るに至ることは人間性の磨滅であるとM君は彼を嘲笑した豫審判事や書記を反つて嘲笑したのである。

「M 検事殿本廳から御電話です」  
それは不幸にも亦そこから數丁先きの山中で惨殺屍體を解剖に付し先づ自殺なりや他殺なりやを定めねば

ならぬ嚴命に接したのであつた。彼の一行は夕暗のぬかるみをたどらねばならぬ運命にかせられた。嗚呼なんといふいたづらな神の仕業よ。殊に死人嫌ひな彼M君は偶然にも二體の屍體にぶつつからねばならぬことになつたのである。

隠坊は焼場の悪臭が鼻につかなくなつて始めて一人前ださうである。死刑執行人は絞繩のハンドルを押へる瞬間に於て心臓の鼓動を感じない位にならぬと本物ではないさうである。検事も死人の傷口から平氣で傷の深さを計る位にならぬと腕きゝにはなれぬさうだがM君はこの出來事に於ていよいよ死人の異臭が彼の永久の職業道徳を蝕ばまれたことを意識するやうになつた。  
「検事は被害者の敵をうつてやる

んぢやないか。死刑を求刑しても平氣なもんだよ」

「いいや、どつちにしても死人にすることは眞平だよ。人間のやる仕事ぢやない」  
それはM君と同僚との會話であつた。それほどM君は死といふものと自分の生存とを切り離したい男なのである。

(二)  
ところが、そのM君がこんどは死刑執行の命令書を起案せねばならぬ役目についたのだ。  
彼の讀まねばならぬ刑事記録は殆んど總てが強盜殺人か親殺しなので現在の刑事制度に於ては執行を免れることはなんとしても出來ない。彼

は記録の一枚一枚を讀み了る毎に犯人の生命を奪ふ時期の近づくことを恐れた。

M君の記録の讀み方は非常に遅かつた。その事務に付いては彼は最も拙劣な事務家といつてもよかつた。なぜ、M君はそんなに拙劣な事務家なんだらう。僕が或る日M君にその理由をたづねるとM君の言ひ分が面白い。

「君、行刑には速くかたづけなければならぬ事務と遅く片付けなければならぬ事務があるんだよ」  
「だつて、官聽の事務は速かに處理することになつてるぢやないか」

「ところがだ、行刑はわれわれの心を中心として處理しなければいくら早く片付けたつて屍にもなら

ぬ場合があるんだ。變な言葉使用だが、行刑は氣分主義といつてもいいんだよ」

「ところでその速く片付ける方は何んだい」  
「假釋放だよ。假釋放を片付けるのには日曜があつてもならんと僕は思ふね」  
「なるほどね。そして遅い方が死刑か」

「さうだよ。死にたくない奴だもの、そしてどうせ殺すのなら一日でも永引かしてやる方が人情に適するね」  
「ところが、事實死刑囚は可愛さうだよ。なにしろおちおち眠れるのは土曜日の晩と祭日の前晩だけだからね」

「ちや、君はその犯人を眠らせ

たい爲めに速く殺した方がくどくだとでもいふのかい」

「さうだらうぢやないか。不安の續く日を永く與へることは慘酷だよ」  
「ふん、ぢやあ不眠症の奴はみんな殺してやる方がいいだらう。玖波君、君は人の生の執著といふことを考へないね」

「そりや考へるさ、だけど、M君のやうに机の上で考へるのと拘禁の實際に直面して僕との考へは違ふよ」  
「なるほどね。ところで死刑囚のその不安は何がさうさせるのだい早く死にたいからかい」

「そりや、死にたくないからさ」  
「ちや、君の考へは死刑囚の眞情よりも君の死刑囚の苦悶に對する

感情の救済なんだね」  
 「そいつは違ふ。彼等もこんな不安が続くとたまらんから早く執行して貰ひ度いといつてるよ」  
 「頭が悪いなあ。君にはその言葉の裏に天の神様に偶然の救済を祈つてることがわからないかね。一度断頭臺に登つて間一髪に偶然の救済を受けたドストエフスキーは何んといつたね。山のてつぺんに一尺四方の石の上に一生涯すわつて居て生きて居れるものなら俺は死よりもその方をとるといつたではないか。犯人が早く死に度いなんでいふのは生の執著に對する裏手の表現なんだよ」  
 「その點は君のいふことを理解できさる。しかし、そんな奴はたいがい辭世の句をつくるぢやないか。」

餘程觀念してるやうだぜ」  
 「ところがね君。辭世の句位世の中に未練を持つてるものはないんだぜ。辭世の句といふ奴は自己を世間から葬りたくないからか、或は氣やすめの爲めの人間の悲鳴なんだよ」  
 「しかし、餘程えらい人が辭世の句をつくつて死んでるぢやないか」  
 「いくらえらい人だつて大往生をとげる場合に辭世の句の必要はないんだ。自己の責任を貫徹した人に辭世の句の要はないんだよ。だから見給へ。辭世の句は切腹や自殺者の常套手段なのだ。刑死者だつて變死なんだからね。辭世の句位作らなきあ浮ばれんよ」  
 M君は自分自身の生に對してはそれほど執著を感じて居ない至つて香

氣者である。彼は恐ろしいことを知らない猪武者的なところがあるがどうしたものか他人の死といふものに對しては戦々怖々として居るやうだ。彼はその性格に於てはクリスチヤンになる素質はなさうだが思想に於ては「殺す勿れ」といふ聖句がとても共鳴出来るといつて居る。  
 丁度その頃のことだ菊地寛君が中央公論に「ある抗議書」といふものを書いて居た。小説家の菊地君は被害者の立場に於て加害者に被害に相當する刑罰の苛酷を科することを安當だとしたのである。  
 これを讀んでM君は呵々大笑したものである。菊地といふ男はトルストイよりもドストエフスキーよりも俺の方が豪いんだと宣傳してるぞ。彼は戀の描寫はとにかくとして犯人の描寫はかけ出しだねといつてM君

は非常な氣焔を擧げたものだ。  
 日本の小説家には希望を持ちながら殺される男よりも希望を持ち得ずして刑死する人の方がよっぽど悲惨な死に方をするのだといふ比較は出來ないんだ。随分まぬけたことを書きそしてそれが世のセンセイションを起したことにM君はよっぽど驚いたものらしい。  
 (三)  
 I 刑務所に既に二年前からつながら居る本夫殺しの姦夫姦婦が居た。  
 奴等はなんでも三崎邊りの漁夫ださうだが、その漁夫だといふ事情がいつのまにか二人を接近させた。城ヶ島が怒濤につままれ白帆が三つ減り、二つになり、一つも見えなくな

ると若い漁夫の妻はいつも不安と寂寞とにおのゝいた。  
 彼女はその不安と寂寞とを折よく出漁しなかつた近所の漁夫のたらしめな氣安めにどうか落ち付けることが出來て居た。  
 城ヶ島が怒濤につままれることは一度や二度のことではなかつた。しかし、幸ひにしてその度毎に近所の漁夫はいつも彼女の慰安者として残つて居た。彼が天文に通じて居るのか乃至は彼がなまけて居るときにあらしが突發するののかそのあたりはわからぬがとにかく彼はかうした機會にいつも彼女を慰めることが出來た。  
 かやうな環境は竟に二人を結んで離るべからざる關係に置いた。さうして、二人は竟に本夫を毒殺して了つたのである。

彼等はその行爲を心からさんげして居た。姦婦はその妻としての立場に於て姦夫はその友人としての立場に於てそれぞれさんげして居た。  
 教誨師が彼等の房に訪問すると恰も通謀でもして居るかのやうに殆んど同じ文句のさんげをして居た。  
 「わるいことを致しました。この上は一日も早くお仕置を受けて罪亡しを致し度う御座います」  
 といつて居た。教誨師はそのとき必ずみだの慈悲を教へて死の準備を訓練させて居た。二人は心から死出の旅にいそいで居るやうであつた。  
 しかし、そんなに納得した二人がやはり月曜日から金曜日の夜に至るまでおちおち眠り得なかつたのはどうであらう。  
 ある晩秋の朝、まだ明けきらぬ頃であつた。

「擔當さん」  
 「なんだ」  
 「いいよ今日執行になるのだからか」  
 「そんなことがあるもんか。どうしてそんな馬鹿なことをいふんだい」  
 「いいえ、きつと今日ですよ。なんだかさわついで居るぢやありませんか」  
 「なんにもさわついで居ないよ氣のせいだ。まあ安心して居るがいいよ」  
 「ところがどうだ。その問答から二時間立たぬ間に彼と彼の女とは西南隅の死刑臺につれ出されることになつたのである。可愛さうに何にも知らぬ看守は彼からその不信を恨まれた。」  
 「しかし、彼は一體どうして斷頭臺

の露と消ゆべき運命を感じたのだらう。彼はその感知した點をとらうと死ぬるまで口にはしなかつた。  
 だが、M君はその點を説明するのに恰も高島易斷の口裏でも眞似てるやうなことを言つた。  
 「致波君！君はわれわれの生活の中にメンタル・テレグラフといふことのあることを知つてるかい」  
 「メンタル・テレグラフつて何んだい」  
 「精神上的の電信さ、わかり易くいふと精神界のラヂオだよ」  
 「僕はそんなものは信用しないね」  
 「さうかなあ。ぢや！君は以心傳心といふことも信じないかい」  
 「それならあるやうな氣が少しはするね」  
 「その以心傳心といふ奴がメンタル

ル・テレグラフといふ奴なんだよ」  
 「君はハイカラな癖にそんなことを信じるのかい」  
 「別にハイカラでもないが、僕はどうしたものかこの以心傳心といふ奴を確信してるね。君は笑ふかも知れないが僕は二つほど精神上的の電信を受け取つたことがあるんだ。少し長いが我慢して聞いて呉れ給へ。實はかうなんだ。僕がある山奥の中學校の寄宿舎に居た頃なんだ。しかもまだ迷信などには極めて無頓著な二年生の頃にね。或る晩僕は姉の夢を見たんだよ。何んでも、僕の姉が僕の喉をしめつけるんだ。いくら、わびても姉は放して呉れないのだ。翌朝友人に聞くと昨夜僕がたいへんうなされて居たさうだ、いやな夢のあと

は淋しいものだ。しかし、夢は同じものをくり返して見ることは少いものだがその次の夜も同じ夢を見たではないか。僕はすぐに郷里に姉の安否を尋ねたが返事すら來なかつた。試験が済んで歸省すると實に驚くべき大事件がもち上つて居たのだ。姉は、僕が夢を見た丁度その三日の間に喉の痛みで竟に死んで居たのだよ。さうしてその死の際まで末弟の僕を子供のやうに愛して呉れた姉は弟は今試験中だから呼んではいけないよといつて死んで行つたのださうである。僕は悲しいよりもその夢の中

の姉が眼にちらついた。やつぱり姉の精神を傳へて呉れたのだと思つて泣いたものだ。しかし、まだそれだけで僕は決してメンタル・テレグラフを確信しては居なかつたのだよ。ところがね、それから六年目のことだ。僕が郷里とは數百里も離れた高等學校に居た時のことなんだ。一人で太平洋の波の打つ海岸に遠足してつかれ果て、下宿に歸つて倒れるやうに眠つて了つたその夜僕の父が既に故人になつて居る親類のをばさんと夭死した僕の甥にもつかつてかかれてどつかに行つて居るではないか。追へども追へども父は遠く行くばかりなんだ。父は何處へ行くのだらうと思つて居ると丁度その瞬間だMさん電報ですよと起すではないか。夢か現か。しかし、それはまさに現實の父の危篤の電報であつた。そしてその夢は實に父が精神

の電信を僕にかけたのだ。僕は今ではメンタル・テレグラフといふことは科學によつても達せられない神秘のあるものと考へて居るんだよ」  
 實際M君は非常に精神界の神秘を信じて居る。そしてそれを人生の斷末に起る現象だとして居るのである。  
 (四)  
 さて、かの姦夫はどうして今日の執行を感知したかに就てM君はかやうなメンタル・テレグラフに結びつけたのである。場合は違ふが生の斷末に直面して居るかの姦夫の精神は自然界の萬象を感得せねばならぬと働いて居る。死を命令する者の心裡と執行しようとする者の心裡と殺さ

れる者の心裡とがびつたり會ふことは必然である。

いくら事務的に馴れて居ても命令する者は死を命ずることに陰鬱を感じる者である。死刑を執行する者はそこに人間らしい不安を抱くのである。さればこそ、死刑執行人はその因果を怖れアメリカでは死刑執行人のその不安を欺瞞的に救済する爲めに電気椅子に通ずるたつた一本の電線に數十のボタンをつけて執行人の氣を安めるのである。

M君は特にその氣持を死刑記録を讀むときに發揮して居た。彼は死刑記録を極めて晴れた、さうして家庭に一人の風引きもなく、お祝ひごともなく、悲しみごともない日だけに讀んで居た。それですら彼の頭はだんだんめいつて来るさうである。

それほどデリケートな感じがどうして今死なふとする人の氣持にふれないで居よう。かの姦夫はそのことに付て一言も發しなかつた。しかし數年前にバットで或る金持を殺した犯人はその死の前日に於て役人に次のやうなことを言つたさうである。

「いろいろ御世話様になりましたがいよいよ時が参りましたね」「どうして、そんなことを御仰言るのです」「わたくしにはよくわかります。なんだか明日は執行されるやうな氣が致します」

おそらく彼の姦夫もそれと同じやうにこの日の執行を感じ得たのであらう。それが即ちメンタル・テレグラフなのだM君はいつて居た。姦夫が斷頭臺の手前の阿彌陀様の

ところに連れて行かれたとき彼は殆んど意識を失つて居たさうである。遺言どころか口すらきけなかつたさうである。それもその筈全く自暴自棄であつたX事件のNですら最後の筆をとるときに手先がふるへたさうだから此奴が失心したのも決して無理な話ではない。

それよりもつと悲惨なのは姦婦の方だ。彼女は阿彌陀堂に行くまでは全く感念して居た。しかし、最後に目かくしをされるとき彼女はさつと飛び出した。看守は全力を盡して彼女を追つたが彼女は壁の廻りを逃げまわつた。そしてけたたましく

「人殺し！」と叫んだ。悲しいその叫びが壁外の民屋に哀れに流れて行つた。彼女は高い壁を恨めしく仰ぎ見た。

「人殺し！」

なんと滑稽なそして悲しい言葉ではないか。刑罰によつて殺される人が役人の行爲を人殺しだと叫ぶのだから法律的にこれ位滑稽なことはない。しかし、人が人を殺すのだから事實人殺しには違ひない。彼女はそれのことをよく知つて居るのだ。知つて居ながら彼女の生の執著は竟にこの斷末の叫びを爲さしめたのである。

彼女の生の執著はかやうな形に於あらはれたのだが、ある奴は又別な形に於て生の執著をあらはしたさうである。

彼は斷頭臺にのぼる前の五分間を出来るだけ有効に使ふことを考へた。ああ、あの太陽も見納めた。あの民家の屋根に鳥がとまつて居る。

俺も鳥のやうに羽があつて呉ればいい。稍が風にゆれて居る。そんなことを細まごまど見ると最後の五分間が彼の一生の中に於ていかに貴重なものであるか。彼は出来るだけ偉大なもののみを見ようとした。それには青空と太陽とである。彼は最後に自分の殺した被害者と自分のこれからの死とを比べて見た。俺には生きやうとする希望がないのだ。俺はむしろ誰れかに突然に殺された方がいいと考へた。

しかしそんな絶望的なことは最後の五分間だけのことで、それまではたいていな奴は死刑の判決は確定しても、ひよつとすると大赦が行はれぬものでもないと考へたり、俺れの場合だけには特赦が發せられるかも知れないといふはかない望みをつな

いで居るさうである。

判決が確定して不安な一月が續くと俺れは或はお芽出度のあるまで生きのびるのかも知れんぞといふ氣分が濃厚になる。更にそれが二月三月一年も續くと本當に自分は死を免れるといふ確信が沸々とわいて來るのださうだ。

死刑囚は大概の奴が再審をするが、ひどい奴になるとその再審が却下になるのを待ちかまへて次の再審を申立てる。それが却下になると又次の再審申立にとりかかる。令嬢殺しのSなどはそのいい例だが彼は何の爲めにそんなに執拗に再審の申立をしたのか。

既に執行されて了つて居る彼だからその理由に付て本人から聞くわけには行かぬが、或る人は彼の生の執

著からだといひ、又ある人は彼の妻に對する最後の愛著からだといひ更に或る人は無罪病の衝動からだといふ。しかし、それは再審の反覆によつて偶然の幸福を得ようとする計畫ではあるまいか。

M君は死刑記録をひどくゆつくり讀むのはせめても彼等のこのせつない希望を少しでも長びかしてやらうとした思ひやりであつたかも知れないのだ。

(五)

死刑の斷末魔ときたらとてもお話にならないさうだ。斷頭臺の阿彌陀堂にゆくまでひとりで歩ける奴は殆んどないさうである。看守の肩にもたれて肩で吸呼をきつてゆくその姿は眞に屠所にひかれる羊だ。

今でこそハイカラな刑臺が出来たからいいようなものの數年前までは刑臺の上まで梯子段を登らねばならなかつたが、それこそ二人の看守がかかへねばとても登りきれぬものではなかつた。

阿彌陀堂の佛壇に饅頭がそなへられお茶が置かれてある。せめてものこの世の名残りに哀れなる屠所の羊は之れを與へられるが、饅頭の一つを平げる奴は十人に一人もない位だ。

この瞬間のことに付てM君はあるとき野口老典獄にたづねた。

「野口さん、あなたは何人位執行されましたか」

「そうさなあ。百五十人はやつたらうよ」

「みんな饅頭を食べましたか」

「食べるもんか。お茶を飲む奴も少いよ」

「あなたに何にか最後の挨拶でもしましたか」

「可愛さうなもんだよ。たいていは色々御世話になりましたつていふぞ」

「しかし時には毒づく奴があるでせう」

「ウン、たつた一ぺんあつたね。なんでも、僕が後のことは心配せんで落付いて執行を受けるやうにといつたらね突然「糞つ」て青たんをひっかけやがつたぞ」

「腹が立つたでせう」

「そりや一腹が立つたさ。しかし殺されるんだからなあ、よくこの位で済むもんだとも考へたよ」

「どうせ死ぬる人だからあばれさ

うなものですね」

「ところが、首は刑臺でしめるんだが精神は房をひき出されるときに死んでるらしいぞ」

「あなたは執行のあつた晩は日頃と少しも變りませんか」

「飲むんだね。飲むより外に仕方がないよ。しかし、典獄補はお經を上げるといつてたぞ」

死刑執行人はなにかによつて執行の瞬間の不快を消さうとするらしい。死刑執行は社會正義の爲めにといふ人があれば先づ自らその任に當つて見るがいい。ブラリと垂れ下つた屍から流れて来る鼻汁と身體の微動とを長いときは十一分間も見せつけられるその不快以上に人生の不快が又とあらうか。

世の中に何の爲めに死刑の必要が

あるのだらう。加害者を殺した爲めに被害者の遺族がどれほど國家から救はれて居るのだらう。社會からどれだけそれによつて犯罪が消え去るであらうか。

人を殺したり、火をつけたりすることは罪萬死に當るものだ。しかしそれだからといつてわれわれ人類の感情をいやす爲めに、また、それによつて後からの大罪を防ぐみせしめとする爲めには刑死者の最後の執著はあまりにもみぢめな犠牲ではあるまいか。

死刑が公開されて居た時代は世の殺人方法も亦極めて慘酷なものであつた。それは少くとも慘酷な死刑が範を垂れて居たからである。死刑はたしかに犯罪防壓の手段である。しかし、それは同時に犯す者を捨て鉢

的な慘忍性に誘ふ武器でもあるのである。

僕は今茲にベツカリヤから最近のイギリス議會に至るまでの死刑廢止運動を學問的に討究する餘裕はない。誤判による刑死者に對して恢復の手段がないといふ議論や、人道主義の論理の正しさを叫ぶ程の刑事學者でもない。只僕はそれが自然の結果であらうと不自然の方法によらうと人の死といふことが大きらひなのだ。死に顔にはどんな場合でも恨めしさがあらはれるものだが、殊に刑死者の顔にはそれが深刻にあらはれる。それが即ち生の執著なのだ。生の執著を持つ人間が生執著をもつ人間を殺すことはいかなる場合に於ても人生の矛盾である。

僕は文化國からそんな矛盾した刑罰を消し度いことが腹一杯なのだ。

# 教務主任會同

教務主任會同は十月十四日より十六日まで三日間行はれた。その日程並に諮問事項その答申、協議事項は次の如くである。

## 諮問事項

- 一、思想犯人ニ對スル教化對策如何
- 二、教誨事務ノ合理化ニ關スル對策如何

## 協議事項

- 一、被告人ノ自辨ニ係ル看讀書籍ノ檢閲ニ付特ニ専門ノ檢閱係ヲ配置スルノ要アリヤ
- 二、就寢前ノ適當ナル時間ニ於テ書籍ノ看讀其ノ他教化ノ方法ヲ施スノ可否

## 教務主任會同日程

十月十四日(水)	午前 司法大臣訓示 行刑局長指示 (自九時於會議室)	午後 協議 (自一時於會議室)	備考 司法大臣招待 (午餐於司法大臣官邸) 輔成會長招待 刑務協會會長招待 (自午後五時於幸樂)
----------	-------------------------------------	-----------------------	---

十五日(木)	協議 (自八時半於協議會室)	講演 司法書記官 池田克氏 (自一時於協議會室)	兩本願寺招待 (自午後五時於上野精養軒)
十六日(金)	協議 (自八時半於協議會室)	協議 (自一時於協議會室)	

諮問案に對する委員の答申は次の如くである。

昭和六年十月廿八日

## 委員

- 市谷刑務所教務主任 藤井惠照
- 小菅刑務所教務主任 富井隆信
- 巢鴨刑務所教務主任 加藤教榮
- 豐多摩刑務所教務主任 加藤專精
- 橫濱刑務所教務主任 大村曉心
- 宮城刑務所教務主任 井上謙敬
- 名古屋刑務所教務主任 原卓一
- 札幌刑務所教務主任 藤井智鎧
- 奈良刑務所教務主任 三島智盛
- 司法大臣 子爵 渡邊千冬殿

## 諮問案

### 一、思想犯人ニ對スル教化對策如何

#### 答申

便宜七項ニ分チテ答申致候

#### 一、教化ノ根本方針

- 1、思想犯人ニ對スル教誨師ノ態度
  - イ 思想犯人中其主義懷抱ノ程度區々隨ツテ其轉向ニ遲速難易アルヘキハ勿論ナルモ轉向不能者ハ斷シテ此無キヲ信ス
  - ロ 彼等ノ思想ハ我カ國民トシテ正常ヲ失シ或ハ急激ニ過キ破壊的ニ墮スト雖其社會的正義ヲ求ムル心ト主義ノ爲メニ身ヲ捐テ親子骨肉ヲモ顧ミサル純情ヲ有スル點ニ於テ十分之ヲ同情シ理解シ致テ聊モ輕侮憎惡ノ情ヲ挾ムコト無シ
- 2、教化ノ方針
  - 思想犯人ニ對スル教化ハ彼等ヲシテ共產黨ヨリ合法的思想ニ左傾ヨリ反動ニ轉向セシムル橫的轉向ハ轉向ノ一過程タルヘキモ而カモ徹底的ニアラス堅ニ相對界ヲ突破シテ絕對ノ世界ニ覺醒セシメサルヘカラス絕對ノ世界トハ宗教的信仰ナリサレト絕對ト云ヒ信仰ト云フハ強テ現實界ヲ隔絶シタル縹渺タル念的憧憬ニアラス相對即絕對ニシテ個人的ニハ親子骨肉庭愛社會的ニハ同朋主義ノ心境ニ即シテ絕對ノ風光ニ接

#### 二、分類ト其方法

- 1、詭激思想懷抱者ノ分類法ニ諸多アリト雖思想浸潤ノ程度ニヨリテ大略三トス
  - イ 其主義ニ於テ確信アリ或ハ感情強硬ニシテ轉向困難ノ者
  - ロ 其主義ニ於テ幾分懷疑彷徨ノ程度ニ屬シ比較的轉向容易ナル者
  - ハ 其主義ニ於テ附和雷同スルノ徒ニシテ思想浸潤ノ程度淺キ者
- 2、思想的及個性的分類ヲ考查スル機關ヲ特設スルヲ可トス
- 3、通俗的調查方法トシテハ直接ニハ身分帳——身上票、書信簿、接見簿——ニ依リ間接ニハ本籍地又ハ住居地ノ市町村役場、警察官署、保護團體、所屬寺院又ハ教會、學校、檢事局

ニ就キ左ノ項目ヲ調査ス  
イ 思想——主義ノ種別、所屬團體名及其團體ニ於ケル本人ノ地位、主義者トナリシ動機、主義ノ爲メニ爲シタル運動又ハ行動、主義思想浸潤ノ程度、宗教ニ對スル情操

ロ 經歷——生育、學歷、職業  
ハ 家族  
ニ 親族  
ホ 交友  
ヘ 性行

三、處遇ニ關スル事項

1、思想犯人ノ類別ニ依リテ之ヲ收容スル刑務所ヲ選定スルヲ可トス前項1ノ(イ)ニ屬スル轉向困難者ハ其郷里及大都市ニ近接セサル刑務所ニ收容スル理由ハ自然孤零寂寞ノ感深ク乃チ潛思慮シテ其懷抱ヲ檢討精覈スルト共ニ思親ノ至情切々タルニ至ラン是レ彼等カ思想行動ヲ眞ニ清算スル機會ナレハナリ  
前項1ノ(ロ)(ハ)ニ屬スル轉向可能者ハ可及的郷里ニ近キ刑務所ニ收容スル理由ハ父母骨肉ニ接見スルノ便多ク又往事ヲ回想スヘキ資料裕カナル郷土ニ拘禁セラル、コトハ居常壓縮セシ家庭愛、郷土愛ノ素朴ナル情緒ヲ暢發シ因テ以テ思想

轉向ノ理由タルヘケレハナリ

2、拘禁ハ分禁ヲ原則トス  
3、思想犯人ノ拘禁ハ嚴正獨居ヲ原則トスヘキモ追々轉向スルニ至レハ工場ニ於テ作業セシメ夜間獨居又ハ雜居舍房ニ移スヲ可トス  
4、收容中適當ノ時機ニ於テ感想ヲ記述セシムルヲ可トス  
5、思想犯人ニ對スル處遇ハ固ヨリ一般收容者ト殊別スル所アルヘカラスト雖誘導ノ機宜ヲ失セス且ツ各所ノ統一ヲ期センカ爲メ處遇ニ關スル特別法規ヲ定ムルヲ可トス

四、教誨ノ重點

1、彼等ノ正義心ト熱情トハ之ヲ認ムヘキモノアリト雖其觀點ニ局限アリ且ツ認識不足ナルモノ少カラス其展開補正ヲ講シ或ハ感情ノ醇厚ヲ促スヘキ必要アリ  
2、其過程ニ於テハ種々ノ段階アリト雖教化ノ終局ハ自己完成社會淨化ノ基調ハ即チ宗教ノ信念ニアルコトヲ覺ラシムルニ在リ  
3、轉向トハ彼等カ常ニ謂ユル社會惡ノ觀點ヲ先ツ人間惡ヨリ出發セシムルニ在リ、即チ人間性ノ實相素質ニ著眼セシムルニ在リ、然ラスシテ唯階級意識ヲ煽動スルトキハ則チ鬭争ノ爲メノ鬭争タルニ止マリ故ラニ平和ヲ破リ、純正ヲ棄テ偏狹固執ニ終ルニ至ラン

4、教化ハ彼等ノ熱情ト銳氣ヲ阻害スルコトナク唯其思想ノ圓滿完全ヲ期スルニ在リ

五、書籍ニ關スル事項

1、被告人及受刑者ノ思想犯人ニ看讀セシムヘキ書籍雜誌ノ審查機關ヲ設ケ、各刑務所ノ統一ヲ計ルト共ニ各所ニ於ケル煩雜ナル檢閱事務ヲ省略スルヲ可トス  
2、適當ナル官本ヲ豊富ニシテ彼等ノ研究參考ニ便ナラシメ彼等ノ一人カ既ニ看讀シタル私本ヲ他ノ同志ニ融通巡送スル仲介的差入ヲ禁止スルヲ可トス

六、保護ニ關スル事項

1、思想犯人ニシテ轉向シタル釋放者ニ對シ警察官署ノ監視的處置ヲ廢止スルヤウ司法大臣ヨリ内務大臣ニ交渉セラレンコトヲ望ム  
2、教誨師ハ必要アル場合ハ彼等ノ釋放後ノ生活ヲ保障シ得ル程度ノ保護能力ヲ有スルヲ要ス

七、特殊教誨師ノ養成ト其方法

甲說、現任教誨師中少壯者ニシテ數個ノ外國語ニ通シタル敏才二三名宛ヲ選ヒ、比較的多數ノ思想犯人ヲ收容スル刑務所

ニ増員配置シ、或ル期間研究及實務ニ當ラシメ之ヲ巡次思想犯係教誨師トシテ各所ニ配置スルヲ可トス  
尙、別ニ少數者ヲ選拔シテ專ラ學的研究ニ從事セシメ權威アル思想專攻者ヲ養成スヘシ

乙說、特殊教誨師ヲ設定スル必要ナシ、現任教誨師全部ヲ總テ思想の理論ノ研究ト及其教化ノ實際トニ十分ノ力ヲ用キシムルヤウ教誨師ヲ増員シ、且ツ其待遇ニ就キ考慮セラレタシ、但甲說後段學の專攻者ヲ養成スル件ハ賛成ナリ

昭和六年十月廿八日

市谷刑務所教務主任	藤井惠照
小菅刑務所教務主任	富井隆信
巢鴨刑務所教務主任	加藤敬榮
豊多摩刑務所教務主任	加藤專精
横濱刑務所教務主任	大村曉心
千葉刑務所教務主任	野口幾尚
大阪刑務所教務主任	佐々木英之
廣島刑務所教務主任	日下智性
京都刑務所教務主任	本多義圓
長崎刑務所教務主任	教山祐馨
司法大臣 子爵 渡邊 千冬殿	

諸問案

二、教誨事務ノ合理化ニ關スル對策如何

答 申

便宜四項ニ分チテ答申致候

一、收容者ノ書信接見ニ關スル事務ノ管掌

收容者ノ書信接見ニ關スル事務ヲ教務係ノ管掌トセラレタシ其ノ理由ハ教化ハ未決、既決ヲ問ハス凡ソ拘禁ト同時ニ著手スヘキヲ至當ト認ム、拘留場收容者ノ多クハ懊惱憂悶スルヲ常トシ、又被告人中ニハ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者モ或ハ思想犯人モアリ此等ノ心情ヲ其ノ書信、接見ニ因テ査檢スルハ處遇及教化ヲ有效凱切ナラシムル好資料タリ、受刑者ニ就キテハ尙其ノ家庭、親族關係ヲ察知スルヲ得、因テ以テ融和聯絡將タ保護ヲ講スルニ甚效果アルヘケレハナリ

二、保護ニ關スル充實策

- 1、司法省保護課ノ事務ヲ行刑局ニ移管スル方法ヲ講セラレタシ
- 2、受刑者收容ノ當初ヨリ其ノ保護ニ關シテ調査斡旋シ必要アルトキハ其ノ家庭、親族ヲ訪問又ハ召喚スル等ソレ々々適確ナル處置ヲ爲シ、釋放後モ其ノ指導ニ當リ終始一貫保護ヲ徹

底セシムル爲メ、教誨師中ニ保護司ヲ設置スルカ又ハ教誨師ヲ増員シテ事務者ヲ置カサルモ、教務ヲ此程度迄擴充スルヤウ取計ハレタシ、此ハ現ニ實行スルトコロナルモ尙其ノ責任ヲ明カニシテ保護ノ徹底ヲ期スルニ在リ

3、老衰者、不具癡疾、疾病、傷疾又ハ身體ノ障礙アリテ保護スヘキ親屬ナキ釋放者ハ、救護法又ハ其ノ他ノ取扱ニ依テ釋放時救護セラル、ニ支障ナキヤウ、内務省又ハ地方關係官公衙ト完全ニ聯絡協定スルノ必要アリト認ム

4、保護完成ノ基調トシテ被保護者ニ保護ヲ感受領承スル心情ヲ保有セシムルヤウ教養スルヲ要ス

三、圖書取扱 (協議事項第一、二案ヲ包含シテ討議シタリ)

1、起床前又ハ就寢前ニ於テ收容者ニ讀書時間ヲ與ヘラレシコトヲ望ム、讀書時間ハ一時間トシ若シ其ノ時間ヲ就寢前ト定ムルトキハ讀書者ニハ夜間作業ヲ斟酌スルヲ要ス

2、收容者ニ讀書セシムルニハ其ノ素養、性行、目的、及教化方針ニ依リテ書籍ノ體系ヲ定メ、成ルヘク其ノ順序ヲ追フテ看讀セシムルヲ要ス、此意味ニ於テ原則トシテハ官本貸與主義ヲ可トス

四、一般事項 (協議事項第二案中「其他教化的方法ヲ」ヲ包含シテ討議シタリ)

1、監獄法第七十條ノ監獄行政ノ便宜ニ因リ移監セシメタル者

教務主任會同訓示

並に指示事項

渡邊司法大臣訓示

本日茲に教務主任の會同に際し一言所懐を述ぶることを得るは私の欣幸とするところであります。

一 犯罪の原因は複雑多様であります。犯人の徳性及び理性の缺乏がその主要なる原因であることは疑を容れないところであり。従つて收容者に對して精神教育を施すことによつてその徳性を涵養し理性を啓發することはその改善を期する上に缺くべからざる手段であります。教誨教育が作業及び保健と相俟つて行刑の基礎を爲す所以は爰に存するのであります。唯近時教務のことは益々繁雜を加へ殊に思想犯收容者の増加に伴ひまして之が處遇教化の問題は教誨事務をして一層複雑至難ならしめ此の事務を刷新し其の實績の向上を圖ることが極めて緊要となつたのであります。是れ故に今回の會同を開催するに至つた大いなる理由であり

- 1、歸住旅費給與ニ關スル取扱刑務所ニヨリテ不同ナルカ如シ此ハ作業賞與金計算高ニ關セス、監獄行政ノ便宜ニ因リ移監セラレタル爲メ、歸住旅費ノ增多ヲ來シタル場合ハ其ノ差額ヲ給與スルコトニ一定セラレタシ
- 2、作業賞與金ハ本人入所中並釋放後ノ成績ニヨリテ之ヲ給與シ又ハ給與セサルコトニ改正セラレシコトヲ望ム  
其ノ理由ハ釋放者中ニハ賞與金有ルカ爲メ精神ノ焦燥ヲ來シ反テ再犯ノ動機トナルコト往々此有ルヲ以テナリ
- 3、ラヂオ、活動寫眞ヲ觀聽セシムルニ就キテノ制限ヲ緩和セラレシコトヲ望ム  
其ノ理由ハ獨居舍房少キ刑務所ニ於テハ雜居セシメラレナカラ此等ノ觀聽ヲ除外セラル、者ハ、其ノ心象ニ不良ノ結果ヲ來タサシムル虞アレハナリ
- 4、拘留場ヲ別置サレタル刑務所ニシテ拘留場勤務ノ教誨師ナキ所ハ死刑ヲ言渡サレタル被告人教誨ノ爲メ專任教誨師ヲ置カレタシ
- 5、教誨師ノ増員ノ必要ナルコトハ勿論ナレトモ現今ノ教育制度ノ缺陷カ思想犯人發生ノ一因タルニ鑑レハ、特ニ少年刑務所ノ現狀ハ教誨師ノ増員(已ムヲ得スンハ教誨師兼教師ノ増員)ノ必要ハ尙更ニ急切ナルヲ感ス

以上

ます。

一 收容者に對する教化の實績を擧げんがためには之に對して教誨教育の施行、看讀書籍の貸與若くは重要な社會事實の告知其の他の教化手段を行ふことによつて宗教的信仰を得しめ倫理的自覺を喚び起さねばならぬことは勿論であります。此等の教化方法を講ずるに當りましても徒らに高遠なる宗教的哲理を説き時勢に對して迂遠なる道德的説示を爲すに止りましたならば收容者に對する教養感化の完全を期待することは出来ないのであります。諸君は宜しく收容者の年齢、智能、性情、境遇等をよく斟酌しまして社會生活に最も最切なる道德的説示をなすと共に職業上の知識の向上と一般的知識の豊富とを圖り依て以て其の社會人としての人格を完成せしめ彼等に社會人として立ち得るの確信を保持せしむることに眼めらるることが緊要であると思ふのであります。此の確信なき爲めに思想的の方向轉換を躊躇するもの尠からざるは各位の屢々經驗せらるるところであることと存じます。

一 行刑の局に當る者は日常收容者に接觸して居りますから其の人格は直ちに收容者の上に反映致しまして教化上重大なる影響を及ぼすことは申すまでもありません。

ぬ。殊に教誨の實績を擧ると否とはその任に當る者が

收容者の信頼を得ると否とに繋るものでありますから直接教養の任に當られる各位におかれましては日常品性を高め徳心を鞏固にし實踐躬行以て範を示されると共に健實なる意思と深厚なる同情とを以て收容者の處遇に當り此の至難なる職責を完ふせられんことを望むで止まない次第であります。

一 近來社會生活上の經驗乏しき青少年にして矯激なる改造思想の論理的形態に眩惑せられ遂に治安維持法に問はるる者が多きを加へて参りましたことは深く遺憾とするところであります。

彼等に共通する顯著なる缺陷は自己と立場を異にする思想信仰に對し寛容と理解とを缺き各國に特有なる國情につき省察する所なくして單なる抽象的理論を直に實行に移さんとする所にあると考へるのであります。が之に對しては徹底的に反省を促すところがなければなりません。

申すまでもなく我が國體に關する思想は我國の根本的特性として建國以來三千年の國民生活の中に育成されたものでその由來するところ甚だ深く且つ遠いものであります。歴史を離れて之を認識することが出来な

いのであります。各位は思想犯收容者に對しては須らく先づ思を致さしめ靜に省みて祖先の思想生活を理解し我が國民本來の魂に目覺め以て社會生活の實情に處するの途を發見すべき機縁を作らしむるやう最善の努力を拂はれんことを切望する次第であります。

一 釋放者を一般社會に於ける適法にして秩序ある生活に誘導することは釋放者保護事業の主眼であると共に行刑有終の美を濟す所以であります。此の目的を達成せんがためには固より國家と一社會との協力に俟たねばならぬことは明白でありまして實際から申しますと寧ろ一般社會の理解ある援助に期待するところが極めて大なることを痛感するのであります。然るに國民の一部には今尙ほ釋放者保護が極めて必要なものであることを理解せず釋放者を排斥するの結果往々にして行刑苦心の成果を崩壊せしめた事例を聞きますことは甚だ遺憾に堪えないところであります。殊に最近における深刻なる經濟界の不況は釋放者保護事業に對して尠からぬ障碍を與へて居る實情であります。各位は夙に釋放者保護の緊要なることに着眼しこの事業のため大いに貢獻されたことは周知の事實であります。が將來においても益々斯業のために奮勵せられ一面社會の人

々をして釋放者保護事業の本旨を理解せしむることに努められると共に他面斯業に關係ある機關と協調を遂げられ釋放者をして社會上其の所を得しめ良民の列伍に復歸せしむる爲め一段の努力を拂はれんことを切望する次第であります。

### 鹽野行刑局長指示事項

一 收容者に對する教養の手段として最も積極的であり且つ直接的なものは教誨であります。が近時教誨に關する事務は盛々複雑を加へて参りましたのみならず思想犯收容者の増加に伴つて之が教誨の任に當らねばならぬ各位の任務は一層其の重きを加へたことを痛感するのであります。特に思想犯收容者に對する教化については當局の各位に期待するところは頗る大なるものがありますので各位は此の重大なる責任を自覺せられまして宜しく人格を練磨し識見を高め殊に最近の思想問題に關する中正なる見解を把握すると同時に時勢の推移人心の趨向を查察することによつて教誨事務施行の完全を期し内には收容者の敬仰の的となり外に對しては行刑教務の威信を發揚せられんことを切望して息ま

ない次第であります。この大いなる功績を以て、一面社會の人士に此等新たな教化方法の實施に當つては其の存するところを正しく理解されて徒らに形式に走つて實を忘るることなく其の主旨を貫徹することに努めらるると共に各位自らも常に斬新にして國民の社會生活に必要な教化資料を工夫按配し收容者の精神修養に資すると共に彼等をして社會の實情に通ぜしめ以て釋放後の社會生活に支障なからしめんことを期せられたいのであります。

二 收容者に教化を施し其の精神を修養し其の智能を啓發するについては大臣より既に訓示せられたところであり、但し其の教化に際しては徒らに高遠なる宗教的哲理を説くを避け成るべく實際生活と直接關係ある卑近切實の材料を選び以て收容者に對し日常生活に即したる信念を涵養せしむると共に收容者をして其の學び得たるところを以て直ちに自己の前後に裨益するところあらしめねばなりません。

惟ふに社會の文物制度は日進月歩の勢を以て進歩し收容者の知識程度も漸次向上しつつあるの情勢でありますから自然收容者に對する教化方法についても社會の進化に順應するの覺悟と用意とが肝要であります。若し教化方法にして徒らに舊慣を墨守し社會の實情を顧慮せざが如きことありますならばひとり教誨の實績を擧げ得ざるに留まらず却て收容者の嗤笑を買ふの結果を招來するに過ぎないのであります。當局が最近教化方法として週間制度を採用しラヂオ受信機の使用を特定刑務所に認容し又假釋放審査規程を制定して假釋放事務の適正を期しました所以のものは實に教化方法をして社會の進運に副はしめんとする趣旨に出づるの

であります。各位におかれしも常に思を爰に臻され殊に此等新なる教化方法の實施に當つては其の存するところを正しく理解されて徒らに形式に走つて實を忘るることなく其の主旨を貫徹することに努めらるると共に各位自らも常に斬新にして國民の社會生活に必要な教化資料を工夫按配し收容者の精神修養に資すると共に彼等をして社會の實情に通ぜしめ以て釋放後の社會生活に支障なからしめんことを期せられたいのであります。

三 思想犯收容者に對する教化の主眼は彼等の思想を中正穩健なる方面に轉換せしむることに存するのであります。しかしながら其の實績を擧ぐる爲めには非常なる苦心と努力を要し各位の御勞苦の程察するに餘りある次第であります。從來に於ける教化實績に徴しまするに幸に御努力の結果思想犯收容者にして其の思想を拋棄したるものも相當の數に達し其の中には共產黨事件の巨頭と思惟されるものが包含されて居ることは欣快に堪へざる所でありあります。これ等收容者の思想轉換の實例を通覽しまするに收容者の年齢、健康状態、家庭、生活關係等が思想轉換の原因となりたる諸種の事情を究明し同種又は同傾向の收容者に對する教化に

應用するに努めらるるは勿論思想犯收容者の教化に關しては各位相互間に於て互に經驗を語り意見を交換し彼此參商最善の策を講じ教化の實績を擧ぐることにつき最大の努力を致されんことを切望して止まない次第であります。

四 收容者に對する處遇の適切を期し行刑の實績に寄與せんと欲するならば個人教誨を勵行せねばならぬことは言を俟たぬところでありあります。殊に比較的複雑なる個性を有する思想犯收容者に對しては特に其の必要を痛感するものであります。然るに刑務所に於ける實情を見まするに兎もすれば教誨を一般教誨に集中し個人教誨を疎にするの傾向があるのは遺憾に堪えざる所でありあります。

尤も近時教誨事務は複雑困難の度を加へて参りましたのに此の事務に配置し得る人員は比較的少數である爲め自然個人教誨の充實を期待する上に遺憾の點あることを看取致しましたので過般これが對策の一として取敢へず教務掛員の配置を充實し教誨師をして雜事を離れて鋭意收容者の教化に専念努力せしむるの措置を講じて置いた次第であります。各位は宜ろしく當局の意のあるところを察察せられ收容者の各個人に就き其

の疾病賞罰接見其他相當の時機に投じて適實なる教誨を施し個人教誨の施行に萬遺憾なき様努力せられんことを切望する次第であります。

五 從來各刑務所に於ける接見及び信書の度數は餘りに寡少であり受刑者の教化上遺憾尠からざるものと認めましたので先般監獄法施行規則の改正を行ひまして受刑者の接見度數の増加を行ひ受信度數に關する制限を撤廢し且接見方法の緩和を爲すことを得しめたのであります。但し實施後の情況を見まするに至極順調に行はれ教化上相當の好影響を齎した事實あるを見ますることは喜ばしき現象と云はねばなりません。殊に接見に關する官吏立會の省略は其の運用宜ろしきを得ましたならば豫想外の教化的効果を與ふるものであります。但し各立會を省略するの必要ありや否やに關する審査は各位に於て爲さるる所のものでありますから各位は深く思を改正の趣旨に臻され層一層處遇の適正を期せられたいのであります。

六 收容者看讀用書籍に就ては從來官本實與主義を勵行して居つたのであります。但し昨年以來諸般の狀勢殊に豫算の都合をも斟酌致しまして廣く私本の看讀を許可するの方針に変更すると共に外國文の看讀書籍について

も其の看讀の範圍を擴張しましたことは既に御承知の通りであります。が受刑者の私本看讀又は外國文看讀の希望に對しては本人の教育程度、技能、職業其他釋放後の生活關係等を斟酌し必要なりと認めらるる場合には煩瑣を厭ふて其の適用を回避せらるるべく前示改正の趣旨を貫徹することに一段の努力を希望する次第であります。尙ほ看讀用圖書の利用については常に其の保管整理を確實にし貸與手續を簡易敏活ならしむると共に循環貸與の圓滑を期せねばなりません。然らざれば官本貸與は却て收容者に不満を抱かせるの因となり處遇上好ましくならざる影響を及ぼすの虞なしとしないのであります。當局に於ても近く圖書取扱に關する規程を制定する筈であります。が各位は宜ろしく此の點に留意せられ圖書利用に依る教化の實を擧げられんことを希望致します。

### 報恩行

人のする仕事だ。何であれ、食り心、求報のこゝろの件はぬときは無い筈である。相當の程度を喰へぬかざりは、さうした心があつたとて、その仕事を不純とも偽善ともいふてはならぬことだ。

さりながら、恥かしいが、とかく相當の程度を喰へたがつてならぬ。また、自分で思ふ相當の相場が、他人の思ふよりも高價すぎるのは困つたものだ。それを思へば世に報恩の行爲ほど氣もちのすつきりした行爲は無からう。

私は考へれば考へる程。多食の卑しい奴であります。いろ／＼理由や辭柄をこじつけて、自分でごまかさうと努めてゐるが、自分自身をごまかさうなんて、てんでお話にならない馬鹿の骨張だ。そんなに愚い自分がハツとして、いや々々御恩報謝だと氣づくとき漸く蘇生る心地がするのです。

いかなる所にも容れられさうもなき醜穢の私が、天にはかゞやく攝取の慈光に照護せられ、地には柔軟き不捨の懷裡に包まれて、罪にも惡にも「我能く汝を護らむ」とさゝやかれつゝ、慰められ、勵まされてゐる私は、思へば泥中の白蓮華、幸福中の幸福を受くる果報者の第一人では有りませぬか。

お、！ 貧弱なれども私は、此の囁きを伴奏として、報謝の餘生を踊りぬかねばならぬ。合掌（富井生）

## 第二十三回

### 刑務官練習所開所式

十月一日舉行

第二十三回刑務官練習所開所式は司法記念日として意義深き十月一日午前十一時から、刑務官練習所に於て舉行、普通、特別の兩練習生は、定刻前に着席、振鈴の合圖あるや、鹽野練習所長を先頭に、大原、岡部池田、森山、正木の各書記官、芥川衛生官、根本市谷、吉田小菅、椎名豊多摩の三刑務所長、香川輔成會理事及び住江刑務協會理事、島田同主事等參列、先づ住江理事の開會の辭事について、鹽野練習所長登壇、練習生に對し大要左の如き訓示を述べられた。

本日わが司法部内に在つては、實に慶賀すべき司法記念日である上に、東京市の方でも、市制三十周年の記念日に相當するとかいふことで、旁々、まことに御目出度い日であります。このお目出度い日に際し、こゝに當刑務官練習所の第廿三回の開所式を舉行し練習所長として、聊か所懐の一端を申述ぶる機會を得ましたことは、私の非常に欣幸とするところであります。

今回召集いたしました練習生は、普通練習生が三十二名、特別練習生が十四名、それに朝鮮及臺灣からの練習生十三名を合して、都合五十九名であります。昨年は内地の練習生が五十八名、朝鮮、臺灣からの練習生十五名で、都合七十五名でありましたから、それから

見ますと、今年はずつと人数が減つてゐるのであります。普通練習生だけでも昨年と比べて、二十六名減つて、約三分の二の少数になつてゐるのであります。それは、今年は、財政の都合で國庫の補助金が減額されたといふこともその一原因ではありますが、一つは今年からは、特別練習生の講習を新に開始することになりました關係もあつて、旁々普通練習生の人員を減少した次第であります。

人数こそ減つては居りますが、しかし諸君は、三百八十名近くもの全國志願者の中から、所定の試験に合格して一粒選りに選抜されてまゐつた成績優秀の人々ばかりであります。恐らく諸君に於ても、心中自らの優越感を抱いて、將來に對しても、大なる抱負と堅き信念とを有せらるゝことであらうと想像いたします。吾々としてもまたその點に十分の期待と希望とをつないで、當練習所を開所いたす次第であります。

當練習所の目的は、人物を養成して將來行刑の第一線に立働くべき立派な刑務官を作り出さうといふことにあるのであります。申すまでもなく、行刑のことは、いかに設備が行き届き、制度が整つてゐても、仕事の衝に當る肝腎の刑務官にしてその人を得ざるかぎり、到底好い成績を擧ぐることは出来ないのであります。諸君は、前にも言ふ如く、多くの刑務官中でも、成績優秀な人々のみであるから、特にこのことを念頭に置かれて、講習の期間中は十分の誠意と熱心とを以て、出來得るかぎり智識と見聞を廣め、以て將來、刑務界の中堅人物たるの準備をしておかるゝやう特に希望いたしますのであります。

いふことは、必ずしも刑務官としての諸君の識見を高むる所以ではなからうと存じまして、今年には講義の方に多少の整理を行ひ、實地見學のために、出來だけ多くの時間を割くことにしたのであります。ですから諸君は、毎日先生方の講義を受けらるゝと同時に、苟もその機會に際會すれば、自ら奮つて廣く世間に乗り出して見て、實際社會の實狀について、耳目を養ひ饒にして、以て刑務官としての識見を高むる上の一助とされんことを併せ希望するのであります。

次は特別練習生の諸君に對し一言申述べます。諸君はすでに、普通練習を修了せられてゐるのであります。文字通り特別の目的の下に、特別の練習を開始せらるゝのであります。尤も諸君の外にも、他の目的、即ち指教の實修のために、二三日前から特別に講習を受けてゐらる人々がありますが、諸君の方はそれは全く別のものであります。

續々と發生しつつあるかの悲しむべき思想犯人に對する處遇問題についてあります。諸君は、當練習所に於て特別練習を修了せられたる曉には、全國の各刑務所に於て、主としてその問題を取扱はるゝこととなるのであります。それが諸君の特別の任務となるのであります。

市谷刑務所長の指揮命令を受けることになつてをりますが、尙ほ伊藤典獄補その他の方々にも十分の監督を御願ひしてありますから、諸君はよくそれ等の方々の指導に従つて、熱心に誠實に實務の練習に當られんことを切望する次第であります。

在合し、そこで寢食を共にすることになるのであります。その點に變りはないのでありますから、一般共通の注意事項について、聊かお話をいたしておきたいと思ひます。

から、第一に共同の利益といふことを考へ、自分勝手の振舞ひや、人の勉強の妨げになるやうなことは慎まられたのであります。

第三には、火の用心であります。市ヶ谷刑務所は木造でありますから、この問題には特に注意を要するのであります。とりわけ風の強い晩などは十分に警戒を要するのであります。

かくて住江理事の閉會の辭があり式も午後零時半無事終了した。今回入所を許可せられたる練習生の氏名及び授業の振當は次の如くである。

第二十三回刑務官練習生名簿 (昭和六年度)

著席番號	刑務所名	氏名
1	小菅	青木善助
2	同	植木研吾
3	市谷	榮桃隆
4	同	松尾博男

27	同	鹿見島	若松武次
26	同	同	柏茂俊
25	同	同	富永勝兵衛
24	同	同	川添猪之吉
23	同	同	龜屋美彌雄
22	同	同	福井幸家
21	同	同	菊池菅雄
20	同	同	每熊一郎
19	同	同	坂本義徳
18	同	同	山崎正治
17	同	同	渡邊恒祐
16	同	同	山崎盛登
15	同	同	飛田重雄
14	同	同	森島勇
13	同	同	楠瀬虎
12	同	同	田羅間巖
11	同	同	森本時春
10	同	同	高貫鴻次
9	同	同	茂木義次
8	同	同	鶴岡濃
7	同	同	佐藤武郎
6	同	同	本吉治雄
5	同	同	内藤將衛

著席番號	刑務所名	氏名
45	新竹少年	丸山利三郎
44	同	谷川秀雄
43	同	永田岩雄
42	同	林田唯義
41	同	圓入英雄
40	同	趙根善
39	同	田中竹市
38	同	相馬虎男
37	同	大江小市
36	同	幸田永吉
35	同	岩切好美
34	同	岡村福次郎
33	同	鈴木傳太郎
32	同	佐々木亥三郎
31	同	中園哲造
30	同	高山輝男
29	同	大味三也
2	同	支倉英夫

2	同	笠井一也
3	同	中村與四郎
4	同	鈴木山彦一
5	同	田島善吉
6	同	綿野静三郎
7	同	小宅芳明
8	同	清水重光
9	同	藤原英藏
10	同	稻葉考
11	同	高岡郷藏
12	同	佐久間金松
13	同	西口龜之助
14	同	梅田純三郎

第二十三回 刑務官練習所授業一覽

(自昭和六年十月一日 至昭和七年二月二十日)

一、基礎科目

科目	担任講師
刑事政策	鹽野季彦
司法省行刑局長	鹽野季彦

二、補助科目

科目	担任講師
少年法矯正院法	大原昇
司法省書記官	船津宏
工場法、工場管理、能率増進	神田孝一
製造課長	神田孝一
社會教育及成人教育	春山作樹
帝國大學教授	春山作樹
東洋倫理	相良政雄
早稻田專門學校	相良政雄
教授	相良政雄

三、行刑實務

科目	担任講師
小菅刑務所長	吉田律
階級處遇法	推名通藏
豐多摩刑務所長	推名通藏
被告人處遇法及職制	根本仙三郎
市谷刑務所長	根本仙三郎

四、教養訓練

科目	担任講師
犯罪心理	吉益備夫
醫學士	吉益備夫
倫理學概論	佐々木英夫
日本大學教授	佐々木英夫
保護實務	香川又二郎
輔成會理事	香川又二郎
社會政策	戸田貞三
帝國大學助教授	戸田貞三
國民經濟	河津暹
帝國大學教授	河津暹
行刑建築	蒲原重雄
司法省技師	蒲原重雄
社會事業	草間八十雄
東京市社會局	草間八十雄
囑託	草間八十雄



別に設けてあつて、健康者には任意作業をすゝめ、病者の爲には完備した病室、治療室等を設けて、安樂な老後の生活をモットーとしてある事はすべての設備の上には夫等の人々に對する温たかき人間愛のあらはれが充分にうかがはれた。總延坪三一二七坪、本館（事務室、病室）一棟、禮拜堂、醫務室一棟宛（鐵筋コンクリート平家建）集團寮二棟（同前）家庭寮、夫婦寮十棟、靜養寮一棟、住宅十三棟、炊事場、機關室、洗濯室、裁縫室、消毒室、車庫、農夫會、作業場、共同浴場各一棟、倉庫四棟其他合計四四棟の大規模のものだ。現在園者凡そ五百名餘、一ヶ年の經常豫算概ね十八萬圓位とか、在園者には各寮に一名宛の寮母を置いて親切と同情を持って自分の家庭内に起臥してゐる様な氣持を懐かせる事に努めてゐる、點等大いに處遇上の参考になつたと思ふ。精神講話やラヂオ、シネマ等種々と考慮せられた處置は適宜に應用せられて慰安並に精確的修養に努める、當局の苦心の程がうかがはれ、國家的社會施設

としての養老事業の意義ある存在を心からよろこんだ。その他園茶、將棋、著書器、讀書等によつて徒然の生活を慰め日々をして楽しく送り得る様に設備せられてあり、各病室には數人の看護婦を置いて懇ろに看護せられてゐる様子を見、それらの人に對してむしろ敬けんの念さへ起るのであつた、練習生一同は誰れしもこれら鏝寡、孤獨で天涯地角何れにも寄る邊ない老衰者及不具癡疾者が、この様な完備した隣保相扶の情誼ゆたかな養老施設の下に安住しての老後の生活を嘗みつゝある事に對して眞の理解を持ち得たと共に他面目的は異なるも、之れに似通へる教育的効果を生命とする行刑にたづむる刑務官としての責任の大なる事を國家的によりよく、感ぜられた事と思ふ。この點に於いて、浴風園の見學は得るところ多大なものがあつた。

人の子としての云ひ知れぬ感激にひたり乍ら靜かに辭去す。……あの人達の平和な生活が永劫に安かならん事を祈り乍ら。

小菅刑務所見學の記

森 元 生

天高く馬肥ゆる秋晴の十月二十四日午前八時一行練習生四十五名は小菅刑務所見學へと東武鐵道の終點なる吾妻橋際に集合す此處より刑務協會の大森書記殿に案内せられて小菅刑務所へ向ふ電車に乗り、間もなく右を眺むれば彼の大震災災に不歸の客となられる同胞數萬の靈を祭る被服廠跡の記念塔は空高く聳えて如何にも涙ぐましい。左を眺むれば隅田公園の草木が秋のピクニックを迎へて恰も手まねきするが如し。右に悲運の涙絶えず左に喜樂の種絶えざるは如何なる現象ぞ、小菅刑務所到着は乗車二十分の後なり、東洋一との評は承知し來たれるも瞭に優る外觀の建築、想像以上の壯麗さ先づ正面に聳ゆる高見張所が人眼を引く、一行は戒護主任殿の御案内を受け、教育室に行きて茶菓の御馳走を受く、續いて吉田所長殿より所謂自由に出すには多く

の自由を與ふると云ふモットオスポンの思想に依る處遇法に就いて極めて親切丁寧なる御説明を拜聴し、得る所多大にして何れも喜色満面たり、一行は二班に分れて直ちに構内參觀に引卒されて、先づ工場に行く、工場は南舎、北舎の八棟にして自動車、機械、印刷、製材、織物等大規模に行はるゝ作業あり、工場毎に食堂、浴場、檢身場の設あり、工場脇には綾瀬川に通づる運河ありて石炭、木材等々自由に入出さる、此處に架るを三省橋と云ふとか日に三省なくとも收容者が日夜往來の節己が姿を省る事の如何に有效なることか又兩側堤に櫻の大樹あり、今や花なきも櫻花の候は眺め一入ならん。南北兩區の居房は悉くパノアチコン式の三階建なり、階級處遇に依る分類拘禁に感嘆する外なし。雜居房、夜間獨居房、晝夜獨居房に考慮されたる設備賞讃すべし。最後に教誨堂に入る、此處は優良者初犯者、累犯者を區別して同一教誨堂に於て共に通誨を禁ずるなりと、其の設備の壯嚴にして完備するは流石に東洋一の

モダン刑務所たるの感を一層深からしむ十一時三十分共食の御馳走を戴き一禮の後吉田所長殿を會長とする保護會眞哉俱樂部に足を運ぶ。

府中建築場見學の記

青 木 生

武蔵野大平原の眞只中に入萬四千餘坪の地域を擁して大正十三年度より建築されつゝある府中刑務所。舍房に工場に或ひは教誨堂にその行刑建築のモーストモダインなる様式は私共四十五名の練習生をして感嘆おくあたはざらしめたものである。

佐藤所長殿の御挨拶に歴史上に於ける府中を偲び歴史に著名なる此地に刑務所を建設することの如何に大なる數化的意味を有するやとの歴史と囚人の相關々係の御訓話に數化上の一面を知り得たることはこの上もなき喜びであつた。舍房

は戒護室を中心に左右二棟二階建の十字型即パノアチコン式によつたものである正木先生の御話によるとこの建築様式は將に時代後れのもので現代の行刑思潮に合致すること甚だ遠きものがあるので舍房は宜しくパヴィリオン式によるべきものであるとのことである。最新の建築にして現代行刑の要望に一致せざるものでありとするならばそれは甚だ悲しまざるを得ないものがある併しそれはとも角としてパノアチコン十字型舍房の經驗のみよりなき私共の目から見れば此府中の刑務所の舍房は戒護上衛生上甚だ完備したるものゝ如く思はれた。廣い中央の看守所よりして四方の視察甚だ充分に居室の整備雜居房の和かさ等々殊にも舍房より工場への通路が地下道であつたとは誠に言ひ得ざるうれしさを感じた。寒い朝夕雨の日風の日彼等は舍房より工場への通行を如何に苦痛なしに歩み得ることが何等にとつて只これ丈の處遇が數化上不少ざる好結果をもたらすものであらうことを疑はざるものである一面戒護上の安



麻生監獄書記兼任となり、三十六年十二月同麻生監獄書記に任ぜられて看守長を兼任した。三十六年三月司法廳に任ぜられて監獄局經理課詰となり、大正二年五月典獄補に補せられ、兼任司法廳として集鴨監獄詰を命ぜられたが、十二年三月集鴨監獄勤務典獄に補せられ高等官四等に叙せられたが、同時に官を退いて刑務協會に入り主事兼書記に就任、輔成會主事兼書記をも兼任した。昭和三年十一月刑務協會主事に就任し、以て現在に至つたのである。これより前、大正十年十二月勳五等に叙せられ瑞寶章を授けられ、十二年三月正六位に叙せられた。

刑務協會主事正六位勳五等島田榮造君ノ長逝ヲ悼ミ茲ニ謹ミテ弔詞ヲ呈ス  
 昭和六年十月十一日

刑務協會々長從四位勳三等 鹽野季彦

刑務協會理事正五位勳五等住江敬義君ノ長逝ヲ痛ミ茲ニ恭シク其靈ヲ祭ル君ハ嘗テ大分高知並ニ京都ノ刑務所長トシテ多年我刑務界ノタメニ盡瘁スル所多ク退官後ハ京都ニ福堂會ヲ設置シテ刑務職員ノ福祉増進ヲ計リ以テ愛知自啓會ノ幹事トナルヤ身心ヲ擧ケテ釋放者保護事業ニ没頭シ更ニ刑務協會ニ入りテ專務理事トシテ功勞頗ル多シ而モ其人トナリヤ氣格高朗事ニ臨ムヤ精勵恪勤我刑務界ノ君ニ待ツ所尙ホ多大ナリシニ今ヤ溘焉トシテ逝ク悲シイカナ爰ニ謹ミテ弔詞ヲ呈ス  
 昭和六年十月二十七日

刑務協會々長從四位勳三等 鹽野季彦

**叙位叙勳**

從七位 教誨師 勳八 山口龍乘  
 同 河野義通  
 (八月一日)  
 勳六等瑞寶章 典獄補 正七 雨村信七  
 勳七等瑞寶章 看守長 勳八 山永正  
 同 看守 勳八 御厨勘三(熊本)  
 同 功七勳八 北村忠三(同)  
 (八月十三日)  
 從七位 看守長 功七勳七 小林利吉  
 敘從六位 朝鮮總督府教誨師 佐々木鴻文(大邸)  
 敘正八位 朝鮮總督府看守長 山本彌三次(京城)  
 (八月十五日)  
 敘勳七等授瑞寶章 朝鮮總督府看守長 石川亥之松(平壤)  
 (九月八日)  
 敘從七位 朝館總督府教誨師 古賀靜開(新義州)  
 (九月十五日)



**廣告**

廣くお智恵を拜借して  
 標語又は警句を得たし

- 一、趣旨 受刑者及び釋放者が常に之を口唱する事に依り現在の慰安ともなり將來に向つての發奮を促し且つ其の力ともなり信念ともなり光明ともなる標語又は警句を募る
  - 二、條件 後半生の三字又は此意味を入れたるもの
  - 三、用紙 本年十一月中
  - 四、用紙 はがきに一句又は一語(作者住所御氏名明記を乞ふ)
  - 五、送付先 滋賀縣坂田郡鳥居本村宇原 淨淋寺 宛
  - 六、選句 主催者にて佳作を豫選し刑務協會、輔成會等指導機關の審査を承け十二句を決定す。入選者には粗品を呈し主催者は當選句の普及を計り以て刑務教化と釋放者の善導に資すべく努力す。以上
- 昭和六年十一月
- 主催者 財團 後光會  
 後援者 財團 輔成會  
 法人 輔成會

**叙任辭令**

高等官五等 典獄補 杉本虎吉(北區支所長)  
 同 齋藤弘(岩國小年所長)  
 高等官六等 同 松岡武四郎(富山支所長)  
 高等官五等 朝鮮總督府典獄 大澤利之(全州)  
 (九月三十日)  
 任看守長 小菅勤務 七十圓 杉藤豐治  
 同 豐多摩勤務 七十圓 鈴木深史  
 同 巢鴨勤務 七十圓 瀧澤勝司  
 (十月十九日)  
 岡山區裁判所檢事兼岡山地方裁判所檢事高等官三等三級俸 典獄 相墨傳三郎(靜岡所長)  
 (十月二十二日)  
 靜岡所長 典獄 鈴井正親(岡崎少年所長)  
 岡崎少年所長 八級俸 典獄補 吉田綱紀(山形支所長)  
 山形支所長 同 泉英斌(小菅)  
 (十月二十六日)



### 海外異聞録

#### ◆今様巖窟王

アメリカはフロリダ州にある州監獄の囚人達が共同脱獄を計畫し、今様モンテクリストを氣取つて晝夜監房の床下をホジクリ始め、三ヶ月に八十フィートのトンネルをつくつたところを、武運つたなく監察官ウキリアム・デブルリツチ氏に発見され、折角の迷案もおじやんになつた。

#### ◆禁酒違反で四十年

サピラト・イザトラといふ

酒好きのアメリカ、インディアンの女は、これまで禁酒法の違反で百三十五回も拘引されたが、今度といふ今度は警察當局もたまり兼ね断然告發、その爲めにこれまでの犯罪件數を推算して、四十年の入牢を申渡された。

#### ◆奇妙な遺産讓與

以前アラスカで鐵山採掘専門家をしてゐたジョージ・ムエラー氏は、その遺族即ち妻と子供と兄弟に各一ドルの遺産を残し、六人の友人には自分の一萬二千ドルの財産すべて遺して死んだ。これは最近その遺言狀の檢認を受けるため役所へ差出された際わかつたことだが、その珍妙極まる遺言狀の中に遺族にどれほど遺恨あつてか、ムエラー氏は次のやうに書き残してゐるのである。

一、妻のエリザがもし存命してゐたら一ドルだけ、遺産としてのこす、但しかつき

り一ドルでそれ以上は遺さぬ。そのわけは三十年前私共が若かつた頃アラスカのノームで妻は私に慘酷にあつたから。

一、私の一人娘ベルサには同じく一ドル遺す。そのわけは娘は今日迄ちつとも父たる私に親しい言葉一つ交へようとしなかつたから。

一、私の兄弟レオナルドとフリツツの兩人にも同様各一ドルづゝ遺産とす。それは兩人とも私にちつとも好意を示さなかつたから。

#### ◆毛色變りの齒科醫

フランスのモントペリエで近頃センチションを起した

事件は、齒科醫として知られてゐるラーゼ博士の殺人事件である。彼はその妻と妹を毒殺し同じ手段でその叔母を毒殺せんと試みたのである。罪狀決定し死刑を執行されることになつたところ、ラーゼ博士は同市の醫學會長ユーゼイル教授に一書を寄せ「私が死んだら醫學會で解剖に附して欲しい、但し私が罪惡を犯したといふので私を憎んだ醫師の立會はお断りだ」といふ條件付。ユーゼイル教授はこれに對し返書を送ることを躊躇してゐるとのこと。

#### ◆相變らず多い米國の禁酒法破り

フーヴァー大統領が、禁酒斷行に躍起となつてゐるに拘らず、實績はサツバリ擧らない。その理由が那邊にあるかは別として、その方面の犯罪

は一向に減つてゐない。それが證據に、一九三〇年七月一日から一九三一年六月三十日を以て終る會計年度に於て、米國中で取押へた不法取引の酒類は百八十三萬三千ガロンビール五百萬ガロンである。酒類取締法に觸れた違反件數七萬件、罰金を課せられたのは三萬五千六百五十名で、その總額が一千二百二十萬圓、刑務所へ送られた者が二萬九千四百七十名で、この刑期を延べると一萬千三百八十三年となるといふ。その間差押へられた酒類の秘密醸造所二萬一千三百七十五、ビール釀造所二萬七千八百餘、運搬自動車數八千二百六十臺である。

#### ◆遊覽船に化けた酒類密輸ヨツト

在郷軍人の間から「われらにビールを與へよ」などの叫

びが起るだけに、米國の禁酒法は大衆の間に評判が悪い。そして政府がその取締を嚴重にすればする程、彼等の秘密運動は巧になる一方だ。これはフライデルフィアに近い海上で快走艇に積轉したウイスキー二千箱を差押へた近來の大捕物の話であるが、このヨツトは「アルグロ一號」と呼び一見夏の遊覽船と云つた外見で、乗組員は男子九名、女子二名だが、何れもヨツト競争者らしいスマートな扮装なのである。それが官憲に怪しいと睨まれ、直ちに停止を命じたが、これに應じなかつたので追かけると、その逃げ足の速いこと、活動式の追かけが三十五哩、遂に追付いて船内を檢査すると驚くべしウキスキーが二千箱である。押へたヨツトを監視船が海岸に曳航したが、その途中男五名、女二名が身を躍らして水中に飛び込み、逃走しようとしたが

#### ◆犬を相手の珍訴訟

カリフォルニア州のパロアルトのウエイクマン夫人の飼犬が、市警署たる電氣、瓦斯、水道のメーター讀み係ワトソンに吠えつき、ワトソンは記録帳で拂ひのけた所、更に猛り立つて、記録帳を奪ひ取り、これをめちやめちやに破つてしまつた。大事な記録帳を噛み破られて電氣や瓦斯の消費量がスツカリわからなくなつてしまつたワトソンは、それでは自分の責任が済まないので、犬を相手取つて、同地の公安局に訴へ出た。さて裁判の行はれた時、この犬がワンと返事をしたか。

#### ◆トルストイの隠棲地焼く

ヤスヤナ。ボリアナと云へ

ば、一代の文豪故トルストイが隠棲の地として有名だが、此の地に先頃火事が起り八軒の農家と大きな教會とが灰燼に歸してしまつた。ソウイエト新聞紙の傳ふところによれば、この件につき拘留された七名の者は、いづれも富農だと云ふが、彼等は勞農聯邦政府により同地所が悉く集團農園に編入されるのを憤慨した餘り、放火したものだとのことだ。

#### ◆子の代りに親が處罰

最近ハヴァナに革命騒ぎが起り、學生も多數参加して居るので、政府當局は十二歳から二十一歳までの男女學生を片ツ端から調べ上げ、少しでも革命に關係ある者は之を罰する代りにその親を處罰することゝなつたと。

選後所感

時雨女君の「破芭蕉」の句、清淨と寂情を言外に感ぜしめるところがいい。秋深く風雨にいたんで破れた、あの長大な芭蕉の葉に、これだけでも秋の寂しさを誘ふ、しかもそれが寺の庭であり、月前に揺らいでゐるのである。門扉を閉じた伽藍の姿は静寂を守つて奥床しく、その庭はまた静かに掃き清められて、月の光りが泌み入るやうに濃かに照つてゐる。その庭上の大芭蕉はすでに破芭蕉となつて、冷氣を含んだ夜風に揺らいでゐる。庭の上にはその影がくつきりと黒く落ちる。此の光景は、いかにも静かで静らかであり、また寂しいものがある。中七の表現がこの句の生命なのである。

楳城君の「雁來紅」の句、秋の田家の囑目を忠實に虚飾なく寫生して、光景が活きてゐる。何等の主観味を加へようとするないので、反つていいのである。秋深くなるにつれて雁來紅の色も鮮かに消えて来て、まるで燃え立つやうに庭先に日光を吸収して

ゐる、その雁來紅の一叢に屋根替の汚い埃が始終降りかゝつて来る。屋根に仕事をしゐる者は、そんな事には気がつかず平氣だ。夕方近くにはスツカリ埃を被つて鮮かな色が隠されてしまふやうになつたことであらう。静かな田家の秋晴れは、空氣が澄み切つて日光が黄金色に輝いてゐる、この美しい光景の中に流れる埃は殊に目立つ、それがまた庭前の美しい草花に惜し氣もなしに降りかゝるのである。そこに秋日醋なる中に流れる一抹の寂しさが感じられる。

不鳴君の「小春日」の句、極めて細かいところを見逃さないで捉へてゐる。小春日の水カホカとした温かさは、日向になど永くゐると酔ひ心持にさへなるものだ。日は著しく南へ廻つてゐるので、家の表の障子一面によく照りつけてゐる。そして、この暖かさに障子の紙は乾き、つてゐる。庭の上にはまた此の暖かさに力を得た虫がしきりに飛び廻つてゐる。光りの條のやうになつて飛ぶ虫の鈍い羽音さへも微かにきこえる。その虫が時々飛びそれて障子に打ちあ

毎月 募集 刑政俳壇 題當季隨意 用紙毎月十五日限 官私製葉書

破芭蕉月にゆらげり寺の庭 三重 時雨女  
雁來紅に屋根葺く埃かゝりけり 福岡 楳城  
小春日や障子にあたる虫の音 咸興 不鳴  
鳴晴れやかやき見ゆる寺の屋根 光州 一水  
鳥立つて暮色に飛べる枯野かな 前橋 梅柳  
濡れて行く椀淋しき時雨かな 西大門 壽々郎  
朝霧や舟端敲く渡し守 三重 簞火  
山畑に陽の色さびし蕎麥の花 名古屋 双葉  
水に揺る、芦を離れし蜻蛉かな 水戸 皎月  
鳴子繩雨に重たくたるみけり 三重 みどり

秋の風赤き仁王を吹きにけり 入王子 燕  
明月や飛行機の影野を渡る 京都 眞琴  
コスモスに宵月消えて映りけり 咸興 峰月  
團栗の落ちたる音や縁の先 西大門 溪流  
鶏頭に強き西日の映えにけり 三重 笙  
吹き撓む萩を起して掃きにけり 三重 章  
萩を刈る手先に月の明りかな 大田 雄芳  
鶏遊ぶ藪の日向や木の實落つ 小菅 寛心  
朝露や紫ふかき茄子の色 北支 可る  
漸寒の日に列べけり仙人掌 大阪 可る  
はげけ飛ぶ木の實や森の朝晴れて 橋通 とめ  
岩頭の薄の揺れや風絶えず 富山 青  
雲走る山を傳ひて時雨けり 金泉 一  
醫者の門打つ音ありて夜寒哉 柳町 紫  
川風に葦原なびく月夜かな 大曲 初  
沙魚釣や芥押し来る潮頭 同 琴  
自動車を下りて稲田の月夜かな 同 虎  
一とむらの世に月の明るけれ 同 鹿  
雁來紅の傍に張物乾きたり 同 不  
沙魚飛んで夕暮れ迫る洲口かな 同 翠  
落葉して近く見ゆるや寺の屋根 同 琴  
庭あげて覗き見並ぶ村芝居 同 不  
名月や我三尺の庭の上 同 琴  
名月や泣く子をつれて出でにけり 三橋 不  
三重 童

たる。すると乾きつた障子はまるで太鼓のやうな弾力のある音を起こす、幽かに、小さい音ではあるが、ボンと鳴るものである。虫によつては障子の色を目指して飛んで来るのもある、そして向ふへ飛び抜けやうとするのであらうが、幾回でも続けざまに打ちあたる。ボンボン……と障子の紙は軽く鳴る。小さな情景ではあるが、なつかしまれる。部屋に静かに籠つて、この日當りよき障子に對してゐると、時々この虫の音が繰返される。いかにも長閑な小春日の感じがするものである。これを句の技がら云つてみると、月並な手法では中七を「障子を鳴らす」とやりたいところだ。また實際によくやりもする「鳴らす」と云つた方が、何がなし意味深長のやうに考へられ、虫に心あるもの、如く取扱ひたいのである。斯うした句法のひねくり、こねくりは所謂古い宗匠で納まつてゐる教はれざる人のやる事である。句は自然でなければならぬ。「障子を鳴らす」としたらこの句は不自然に陥り、趣味になり、舊套陳腐で到底優位の句としては採れなくなるのである。

雲霧る、谿鮮かに、紅葉  
飛びあへ、蜻蛉のさまや垣の霜  
輝を晴衣の下にかくしけり  
苜蓿の穂にすがりつきけり赤蜻蛉  
茸狩りの籠に入れたるあけびかな  
花火の音高く晴れたり運動會  
底ふかくかたまる魚や秋の川  
里の灯に朝まだ暗し渡し鳥  
大寺の廊下にしみる秋日かな  
朝寒に味噌汁の香の親しかり  
葉を打つて栗の實落つる林かな  
名月や大きく浮ぶ遠き富士  
柿落ちてこぼるぎの聲やみにけり  
庭石に隠れて見えす萩の花  
萩の花こぼる、庭や風多少  
朝霧の中に聲あり渡り鳥  
アルプスの雪の噂や秋の雨  
鴨鳴くや湖面静かに月渡る  
落葉焚く煙の色や霜の朝  
渡し守ひまに酔ひたる新酒かな  
鴨子繩引く人聲や秋の晴  
露あびて小大駈けるや小草原  
茸山の晴れに立ちけり青煙  
山驛に人無く紅葉散りて来る  
草の實の裾にこぼる、野徑かな

小田原	富山	前橋	札幌	富山	富山	上野	大津	清津	三重	秋田	金泉	大泉	光州	旭川	同支	奈良	西大門	飯田	新義州	小菅	平壤	京都	市谷	新義州	
一竹	好水	若水	平水	眞田	指月	なつ	五鈴	流星	安泉	蕪風	方郎	方郎	方郎	方郎	方郎	方郎	方郎	方郎	方郎						
川	枝	水	水	月	月	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ



### 日本人の脚はなぜ短い

白米食が問題  
坐り癖も影響

日本人は御承知の通り、いたいに脚が短く、また膝の所で少しく屈曲してゐるのが多い。これは何んによるものがあるか——と申しますと、その主なる理由は白米の偏食が第一であります。即ち骨格の發育に必要な栄養素の缺乏を來し、骨の成長を害すると云ふ事實から來てゐるので、第二は誰も云ふ通り、日本人は坐ると云ふ習慣があるの

で、脚の骨の發育を害するところとは明かでありませぬ。骨の發育は骨端の部分で管まれます。處が坐りますと骨端の部分を強く壓迫しまして、血液の循環障礙を起すからであります。女子はごく若いうちにはさうでもないが青春期になりますと、男子よりも多く坐つてゐます。従つて日本女子の身長が伸び方が良くないので、最近石原博士が米國に於

いて、多數の日本青年男女に就いて調査した處によりますと、米國で成長した日本人の身長は日本で成長した日本人よりも數厘長い、殊に脚の長さが長いと云ふことでありました。體重の増加は大體に於いて二十歳位が止まりだといひますが、身長の方は日本人も西洋人も二十四五歳位までは伸びます。もつとも身長は體重と違つて遺傳の關係が多い、しかし膝の曲るのまでが遺傳するなどのことは決してありません。

### 藥物としての葱

葱は大根と共に、數多い蔬菜中殊に藥効の多いものである。第一に昔から發汗劑として用ひられてゐる。即ち葱の白根を三本ほど生の儘で噛んで湯で嘔み下すか、又は同じく葱の白根を米に混ぜ、粥にた

いて少量の酢を加へ熱くして用ひると、風邪の熱などは直ぐ取れて了ふ。  
第二に便通の妙藥とも云はれてゐる。殊に乳兒の便が閉ぢて腹のはる時は、薬をのませることが困難であるから、葱の白根の搗き汁に乳汁を等分に混ぜ合せるが宜しい。  
第三にリニユーマナスにも葱は藥効がある。即ち葱百五十匁、辛子粉五匁、大麥一合の割合で混ぜ合せて布袋に入れ水一升を注いで八合程に煎しつめ、幾度となく患部を洗ふが宜しい。  
第四には皮膚病の藥として葱の用ひられることが、却々少くない。その一例を云へば、干したものに葱の白根を適當に加へ、少量の水を入れて煎じたものを塗布する方法が、今尚ほ農村などでは盛んに行はれてゐる。  
第五に毒蟲に整れた場合、

葱の白根の薄皮を局部に布きその上に炙をすゑるを特効があるさうだが單に葱の汁をつけただけでも効能がある。第六に打撲傷には、葱の汁砂糖を等分に混ぜて薄く傷につけるとよい。第七に火傷をしたらば、山葵をおろして之に葱の汁を加へたものをつけるるとよく効く。第八に鼠齒の痛みを鎮めるには葱を胡麻油で煮てから口には含むと即効がある。第九に咽喉に魚の骨がさ、

つた時には白ねぎを煎じてのむと不思議に取れる。第十に眼の痛みは白ねぎの搗き汁を熱湯に入れて洗ふがよろしい。第十一に卒中で假死の状態にある者の鼻孔へ、葱を深く挿し込んで血が出れば必ず甦る。萬一血が出なければ絶望と諦める外はない。第十二に葱のはげしい香氣は食慾を増進するに役立つ。第十三に肺病の薬としての葱は、他の機會に紹介することにした。

### 春まで大丈夫もつ 栗の保存法

栗を貯蔵するのに田舎ではよく土中に埋めたりして居ますが最も家庭的で有効な方法を紹介します。第一に栗をそのまゝ貯へては象鼻虫とか約

めにして貯へるといふのです。これは不完全の場合があります。一番完全なのは二硫化炭素を用ひていぶす方法で、罐あるひは瓶に栗を入れその上に二硫化炭素をたらし血をソツとおきふたを密閉して一晝夜おくのです。かうすれば虫も卵もすつかり死にます。この時注意したいことは二硫化炭素は劇薬ですから出し入れに匂ひをかゞめやう、また火を引きやすいから充分用心することです。かうした殺虫が完全に行はれたらこんどは貯蔵です。一斗樽なり四斗樽なりまたは蜜柑箱なりに底に一二寸しめり氣のある砂をしき、そこに栗を一つ一つギツシリ並べ、更にその上を砂で栗が見えなくなる程度までおほひます。そしてまた栗を一列に並べ更に砂をかぶせ、かうして一杯になつたらふたをして蔵なり物置なりへ貯へるので

す。これで春まで大丈夫、立派に持ちこたへます。

### 菊の花を 永續させる秘訣

菊の花の季節です。花を生けて永くもたせるには誰でも苦心するところです。鉢で育つた花は總じて水揚げが悪いが畑のものや野生のものは悪いもです。これを永く生けておくにはコツがあります。即ち莖を熱湯に十分乃至廿分ひたします、その時は花と葉を新聞紙などでつゝんで湯氣でしぼれぬやうに注意いたします。時間は莖の様子を見て太いのは二十分位、かよわいの十分位とします。済んだら少しづつ上から水をかけます。しかしこの方法は温室育ちの菊には概して不向きです。なほ莖の先を焼く人がよくありますが、焼くと葉や花に熱が傳はつて色を悪くしま

す。殊に若い莖などを焼くのは結果がひどく悪いやうです。

### 大根の見わけ方

これから冬に向ふにつれて大根がおいしくなりますがその良否の見分け方をお知らせします。

まづ肌の滑かで色艶のよいものがよく、肩部に凸凹があつたり特に肩部が太かつたり裂け目などあるのはいけません。

指先ではじいて見て硬い音のするのはよいがさうでないものにはスの通つてゐるものが多うございます。方領大根だけは別ですがなるべく上部も下部も太いのがよいのです。上部だけ太く急

に下部が細く、細い部分の長いのはよくありません。又、葉と根との境に葉のむしりとつたあとのあるものはよくないものです。

八百屋へ大根を買ひに行くと葉の部分だけ切り捨ててよこすところがあります。それは葉をつけておくと持ちにく

いからでもありませんが、大根葉は食べずに捨て、しまふ家庭が多いためによること、思はれます。けれども大根の葉は結構食べられるので

す。二三の例を申しますと、普通の菜のやうに糖味噌に漬ればおいしい香の物ができま

す。料理に使ふとすれば縦の繊維があるために堅いのですから、その繊維の切れるやうになるべく薄く庖丁を入れてゆでます。ゆでたらこれを絞つてフラッパか鐵網にゴマ油を少々入れていためますと葉に味がついておいしくなり

昔から漬物嫌ひな者は身體が弱いと言はれてゐる位に我々日本人にはこれは一日も飲

くことの出来ぬ食物である。殊に副食物としてこの中梅干やラッキョウ、紅セウガなどは忘れられない。漬物は單

に嗜好品としての價值よりな

いといふが、かういふものは

も強力な殺菌力

動を促し便通をよくし、或はアミノ酸を供給して消化機能を増進し

を刺戟して食慾

を進め、又ビタ

ミンロを含有して瘰癧病の豫

防となり、齒牙を丈夫にする

### 漬物の味覺

を刺戟して食慾を進め、又ビタミンロを含有して瘰癧病の豫防となり、齒牙を丈夫にする特長もあると云はれてゐる。尙體內に石灰分が缺乏すると色々の病氣にかゝり易い。蔬菜中に含まれてゐる石灰分は煮沸によつて全然其形を失ふもので、此れを完全に攝取するにはどうしても

### 漬物の法

によるより外方。即ち石灰は酸類と共存する場合に於いて最も多く吸収せられて居るのであつて、漬物でお茶づけさらさらも決して意義のない譯ではない。



### ◇刑罰觀念の推移と教育刑

仙臺 庄 子 生

刑罰の目的が犯人に對して苦痛を加へることとした時代はとうの昔の語草になつて、犯人を改善することがその目的であるとされるに至つてから既に長い歲月を經過した。けれども犯罪に對してその自由意思と應報贖罪とを基礎的原理とする古典學派の人々と、處分の内容を合目的な改善乃至教育となすべしとする實證學派の人々とは、今日に至るも尙絶えずはげしい論争を繰り返して居るのである。それは犯罪人を作つた原因如何といふことに關する見解を異にするところ

から來るのであらうが、現下に於て人類學的生物學的立場と、心理學的立場と社會的經濟的立場とが互ひに相争つて居るのである。果して、これ等の諸原因は並立的に相獨立したるものであるか、或いは一元的なものの諸種の現象形態に過ぎぬものではなからうか、若し一元的なものとすれば、如何なる原因が根本的なものであるか。

從來犯罪は犯人の自由意思から産出されるものと考へられた。しかし犯罪の原因に關する實證的研究が重ねられるに至つてから犯罪の原因としては社會的なものが重要視されるに至つた。いはゆる人類學的的心理學的原因といへどもその原因が實際に作用するのは社會的原因がそこに介在しそこに誘因となるからであるとされるに至つたのである。一般に犯罪人を以つて特殊な種類の人間であるといふ風に考へしめるのは古い昔からの誤つた偏見であつた。この偏見が新派刑法學者の科學的實驗的研究によつて破られたといふことは、われわれは決して忘れて

はならぬことである。實際犯罪人が特殊なものであるのではなくして普通の人間をして犯罪を犯さしめるに至るところの事情が特殊なのであつて、社會の忌むべき環境こそ、犯罪人を生んだ母體なのである。故に個々の犯罪行為は行為者の自由なる意思決定に基くものではなくして、その個人の心理的及び遺傳的な性格に由來するものであり、且つこの性格自體がその社會經濟的環境によつて作り出されるものであると謂ひ得よう。ここから刑罰の對象は古典學派に屬する人々は犯罪に於ける行為より見なかつたが、實證學派の人々は行為から行為者へ見點を移したのである。リストの言葉を以つて謂へば「行為ではなくして行為者が罰せられねばならぬ」こととなり、その結果刑罰によつて犯罪人に苦痛を與へるといふことが何等の意味をなさぬことが理解せられ、かくて犯罪を以つて社會的病氣であるとなした、クレペリンに做つて謂ふならば「刑罰を加へることではなくして救助すること」が必要であると爲さ

れるに至つたのである。この刑罰の對象と内容とに關する二個の認識が綜合せられて、一方に於ては社會は犯人を罰することよりも犯罪の豫防策に努力せねばならぬし、社會が社會政策を適當に組織し運用してゆくことによつて犯罪の發生を防止せねばならぬと同時に、社會はその犯人に對してそれを正しい人たらしめるやうに努力せねばならぬ責務があることを自覚せねばならぬとなつたのである。さるが故に刑罰は教育方法であるといはれ、監獄をして教育場としての職能を發揮せしめねばならぬと呼ばれるに至つたのである。

社會は人の結合である。犯罪人も亦人である。そして社會の一員である。その社會の一員に對して社會を防禦するといふことは、社會からその一員を排斥することではなくして、それを社會に包容するといふことにならねばならぬ。犯罪人の末に至るまでに對して社會と個人とを調和せしめむがために、刑罰權の主體たる國家をして泪と慈愛と同情と人道との持

主たらしめむとする牧野博士の教育刑論は深い理由があり社會連帶といふ思想の上に構成せられたものにして、文化刑法の理念なのである。今や刑罰の目的が徐々に推移して遂に「教育による改善」といふ思想によつて支配されるに至つた。われわれは刑の執行とは犯人に對して教育を施すことであると信じて居る。即ち犯罪者を救済して將來再び犯罪を果ぬるが如きことなからしめむがために之を陶冶せんとするに在ると思ふ。しかるに現在我國の學者や司法官の大多數が古典派に屬する應報刑論者であるとあやしまねばならぬし、實に遺憾に思ふのである。われわれは教育刑論を擁護する爲に奮起せねばならぬのである。(完)

### ◇人的戒護の威力

仙臺 庄 子 生

所内に於ける暴行逃走自殺等の不祥時を未然に防止するといふことは、吾等職

責上の最も重大な事項である。然して是を未然に防止する手段方法として、考察するときは二つの事例に分類出來得ると思ふ。即ち心的作用と物的作用によつて區別し得られるのであつて、物的作用は戒具を使用することはいふまでもない。心的作用は各人の心理生理を科學的に研究し又は認識して是に順應するが如く強力性のある處遇を必要とすることである。

彼等を律するに監獄法があり監獄施行規則があつて遺憾なき運用を期待されてゐるが、此遺憾なき運用といふことは、必らずしも無理矢理に同一形態に誘致せしめやうとか、或は履行せしめなければならぬとかといふ片苦しい筋合のものではないと思ふ。其處に多少の伸縮自在の範圍を與へられてゐるものではあるまいか。即ち人各々凸凹のある特性に對し、適當に鹽梅し理合をして伸々と無理のないやうに平面にしてやることである。若し是をどこまでも一定の型に押付けなければ不可とするならば、ここに吾等の最も

思ふ様ふ暴行逃走自殺等の不祥事を醸す誘因となるにすぎないと思はれる。

然して暴行の所爲や自殺逃走の傾向あるときは、戒具を使用して防止しなければならぬことは當然であるが、出来得べくんば事ここに發生しない間に、吾々の心的戒護の威力によつて未然に防止することに留意したいものである。實際戒具を使用するといふことは、一時の平穩を期待し得られたとしても、決して永久的に安全であるとは保證され得ない。何時どんな不祥事が突發しないとも限らないから相互に反目敵視して、瞬時に油断も間隙もあつたものでない。又一面は痛々しい保護の仕方であるばかりでなく心から反省を促す誘因でもない。却て反感嫌惡の感をますます抱かしむることが關の山であつて、悪性癖を矯正する手段とはならない。故にとつちめ戒具の使用は最後の方法で、吾々教化者として任ずる刑務官の歡迎すべき代物でないことは明瞭である。

で心的作用の充實によつて、統御し教化して彼等後半世の生涯を立派に保證してやることに重點を置く必要がある。故に心的戒護の遺憾なきを期するには、先づ以て圓滿な人格の所有者となることは勿論であつて、人間味の豊かであることを望ましい。又忍耐も肝要である。例へば聊か侮蔑的言辭を弄せられたからとて直ちに冷靜を失ひ怒つたために悪感情をもつて己れの行爲を左右することは、餘りに小心すぎるといはなければならぬ。苟も教化するとか善導するとかといふことは、普通一般の人でさへ中々容易なものでないものを、増てや反社會性の人として缺點だらけの彼等を、矯正するといふことは並大抵なことでない。少しくは柔よく剛を制するの筆法で隱忍自重する位の雅量があつて欲しい。そして歪める性癖を臨機應變に彈力のある處遇をもつて持ち勝た陰鬱ないらいらしめた心持を遠ざけて明るい朗かな氣分を與へることを忘れてはならない。此様に處遇してこそ何時しか前半生の過ぎし罪を悔む改むる機

會を與ふることになつて暴行とか自殺逃走の醜い感概を徹底だにおこす譯がない。是等が總てに徹底すれば、例へん天災事變に遭過して監獄法第二十二條の適用を餘儀なくされたにしても、暴行逃走する者少くして、必らずや大半は吾等の膝下に親しみ來て、最も美しい場面を現出するに違ひない。兎角物的作用と心的作用は、不祥事豫防策として否改化遷善の過程としての威力を比較検討すれば、心的作用の力は到底物的作用の比でないことは、争ふ餘地のない程明瞭の事實であらう。

### ◇行刑と保護

輓近行刑界に教育的思想の擡頭に伴ひ犯人改善、社會的復歸の特別豫防論は實に我國行刑の革新過渡期とも謂ふを得べく、今や識者の學說、文獻は吾人の眼前に展開して、理論は著々として實現の進

路を辿りつゝある。此の秋に當り第二の行刑として唇齒輔車の關係を有する保護事業に於ても、行刑と共に一體的社會安寧の維持と、人間道徳の最高なる模範的先驅者たるの組織的機關として、世人の漸く注目するところとなつたのである。之れ實に傳統的犯罪人蔑視の惡弊打破、舊套離脱の機運に逢着し行刑と社會とが提携握手するに至つたのである。

重なる場合がある。此等は一つに其の性の惡に非ずして、社會が容れざるか將亦特殊なる周囲の環境によつて再犯を餘儀なくされた環境犯罪にして、此の間行刑と社會の關係に於て一抹の不合理的狀態を認めねばならぬ。

### ◇行刑の社會化と累犯防止に就て

十四年以來九月十三日を以て我國釋放者保護デーとして、免囚善導保護の爲關係者は全國的に救濟運動に盡瘁せられてゐる。

過日九月十三日は中村所長殿の「犯罪減少方法に就て」の御講演がJOLKの放送に於て爲され、その一端として（人類共存共榮の本義を全うしたい）と仰せられた。實に社會民衆の傾耳聽聞するところにして、兩者の融合握手は實に技に在りと信ずる。

るといふ。實に冷淡極まる虫のよい筆法である。斯の如き自己本位な我利の的なる者の多い社會であるから益々犯罪が激増するのも無理ではない。殊に釋放者に對する冷淡（無理解）なことは今更多辯を要しない。如何に犯罪者といひ矢張り人間にして人の子である。自ら好んで犯罪をするといふやうなことのあらう筈がない。恥も知り外聞も憚つて居るのである。此處には何か敢て忌むべき罪を犯すといふ其處に吾々他の人の想像も及ばぬ複雑した事情の伏在しあるを見逃がすことは出来ぬであらう。

斯く考へ來るとき前述の如き社會の冷淡（無理解）をばそのまゝにして居く譯に行かぬ。此處に吾々行刑員の緊揮一番すべき何物かあるのではなからうか（行刑の社會化）即ち釋放者を保護することは吾々一般社會の共同責任であるといふ觀念を最も明瞭に理解せしむべく聲を大にして絶叫することが急務であるまいか。換言すれば釋放者を保護すること

はその人のみならず私自身を保護するので、國家社會を救済するのであるといふ觀念を理解せしむる必要がある。何ぜなれば吾々行刑員がいかにも目的達成に努力されても、彼等收容者の刑務所生活その改悛の経過が一般社會人に少しもわからないことになれば、吾々行刑員の折角の努力に共鳴するものでなく彼等はやはり一個の危険人物として社會の排斥を受けねばならぬ破目に陥るからである。

晩近行刑問題が漸く新聞紙等に掲載されて來たことは周知の事實にして、殊に今回の司法保護デーに當つては東京日々新聞社の法學士岡實氏が愛宕山から「刑餘者は何處へ行く」の題で全國に放送を試みた等は吾々の最も欣幸とするところである。が然し斯くの如く行刑問題が漸く社會問題として取扱はれて來たにも係らず、行刑はやはり密行主義の大原則があつて刑務所の内部や彼等の生活状態は嚴に公表を禁ぜられて居ることは甚だ遺憾とする、この原則が保たれて居る間は吾々の熱誠なる努力も酬ひられる筈がな

い。當然密行主義の門戸を開くのは是期に迫られて來たのではあるまいか。

正木學士「教育者としての刑務官と行刑の社會化」刑政第四十三卷第十一號卷頭言参照。此の意味に於て吾人は此の際一層それ自體の陣容を整ひ、保護實踐をより積極的なより活動的なものとなし吾々行刑員も須からく今日までの官僚式の肌を脱し釋放者保護宣傳に務めなければならなくなつて來た。即ち時には演壇に或は街頭に進出し、機會ある毎にそれを利用し熱と力とを以て一般社會に呼びかけをうして理解と同情を求めること、即ち此の肉弾的社會進出否積極的活動こそ眞に前述の目的達成に最良の方法にして累犯防止上多大の効果を來たしたものと思考するものである。

青森 蘭 山 生

◆時間短縮を希望して

十世の凡ゆる人々は或種の目的を目ざし

て之に到達せんと苦心して居る事は何等疑ひのない處である。然るにある事柄のもとに此目的に達せられぬ目的遂行に可能性なき破目に陥つたとせんか？ 忽にして悲觀、自暴の結果を産むのである。受刑者に於てもまた然り、茲に於て不肯私は受刑者改善の一考として作業時間の短縮に就て愚想を述べ讀者諸氏の御叱正を仰ぎたいのである。

抑も現今に於ける行刑は教育改善主義である。故に改善を目標に總てが之に進められて居る事は論ずる迄もない。曰く温情主義、曰く作業訓練……と故に受刑者處遇即ち取扱方に就ても先づ温情主義を以つて彼等に接し精神的に彼等を矯正し、然る後作業訓練法に依り彼等の持つ怠惰性を矯正して勤勉力行の良習を會得せしめ、即ち肉體的に矯正を加へ以つて釋放の曉には立派なる社會實生活の適格者たらしめ良民の一人として立たしめねばならぬのである。而して此の温情主義は慈母の愛でなければならぬ。作業訓練は勤勉力行の良習を馴致せしむるもの

なるが故に、吾々は慎重にして且つ模範的態度にて彼等に接すべきであると云ふ事も共に論及せらるゝ處となつた。故に吾々は眞に彼等受刑者を改善せんと欲せば現今叫ぶ慈母の愛と作業訓練法に於て最も必要な模範的態度に付き研究されねばならない。即ち吾々自身の修養が第一である。

斯の如く吾々の修養を第一本位に彼等受刑者を改善せねばならぬ。現今に於て何故に作業時間を短縮し吾々の修養機會を開拓しないのであらうか？ 實に痛切に感ずるのである。朝は未明より鶏鳴の聲と共に出勤し夕には星を戴きやう／＼歸る、吾々が如何にして温き家庭愛即ち慈母の愛を研究し、又彼等の模範的態度が養はれやうか。又翻つて受刑者を見るに彼等としても必ずや或種の目的を目ざして之に進められて居る事は言ふまでもない。然るに作業時間十三時間制の關係上彼等の抱く目的は悉く裏切られて居るのである。何故なれば彼等が社會一般労働時間八時間乃至九時間制になれ來つた

結果、十三時間制の労働に何うしても堪へ得ないからである。勿論行刑に於ける十三時間制は大（刑務所の十三時間制）を究むれば小（社會一般労働時間）は易しと云ふ眞の改善策であらうが、而し餘りに社會と懸隔ある作業法にて彼等に臨む時は改善を目標に進められつゝある現在の制度に反し勢ひ彼等を悲觀せしめ、自暴を起させ改善上悪影響を及ぼすものでなからうかを憂るのである。

前述した如く吾々の修養を基礎に彼等受刑者を改善せねばならぬ現今に於ては先づ作業時間を短縮し充分吾々の修養の機會を開拓し、而して彼等に勤勉力行の良習を與へ、一旦釋放の曉には二度と犯罪を累ぬる事なき様、行刑を眞の改善へと進められん事を切に希望する次第である。

◆宗教にて

元來戒護作業教化は罪の三足の如く行

刑の三大要素にして、其の一を缺くも之れが完璧を期すべきものではないのである。

戒護は警戒警護の任に當り逃走其の他紀律違反等の行爲を避け、生命身體の保全を保ち行刑中最も緊要なる事務なりとす。然れ共も行刑の實質は單に肉體的隔離を以て目的是れりとするもに非ず肉體的隔離は收容者の精神的移行を待つて始めて刑罰の目的を達するのである。

往時に於ける作業の賦課は直接懲苦の具として應報思想の介在する限り教育的意義存せざりしも、現時は彼等の心性を陶冶し彼等をして規律を重じ労働の慣習を養ひ職業にあらずんば衣食し難し、労働は神聖なりの觀念を養成せんとするに外ならないのである。

斯の如く總て外攻的教養を以て直に普通人と同列するを得たるものと信ずる時まだ一を知りて二を悟らざるものと云ふべきである。此所に於いて私の更に言ひたいのは、人生の偽はらざる眞理の發見、廻る小車に依り因果應報を悟る内攻的宗

教のそれである。

宗教と云ふと老人の玩具か若き人々には頭上を覆ふ惡魔か、將又僧侶の弔ひ道具かのように心得らるゝ傾向のなきとせざるは甚だ遺憾とする所である。

凡そ現代の宗教に於いては何れの宗教と雖も因果應報の理を説かざるものはない。蓋し善因善果惡因惡果の理法は日常吾人の生活に顯はるゝのみならず、自然科学の均しく立證する所で何人と雖も此の理法を曲げ得ざるや明である。

佛教に於て無神主義の唱導せられたるは即ち人格主義の唱導にして、人格の徹底的向上を目的としたものであつて、人格の中心は理性の此の二つを綜合同半しそれが實行となつて現はるる所にあるのである。

古來此の例は少なしとせず。彼の「恩讐の彼方へ」の僧了海に於ける又目的の錯誤に依り己が愛人を殺害せる文覺上人、さては教盛の首を打ちて目醒たる熊谷運生坊の如く何れも自己の罪功に覺醒し反省して人格向上の段階を得たる事は

普く世人の知る所である。

然るに自己の罪は自由刑の執行のみに依り普通社會人のそれと等しく人格劣らざるの妄信をもつ收容者の大部分は、實に砂の上に築きし殿堂に外ならず、如何にしてか救済すべきであらう。

幸に吾々行刑に職を奉ずるもの常に宗教に心懸け自から人格の向上に努め、徳を以て衆を化するの本と爲し百の了海千の文覺を創出すべきであらねばならぬ。

### ◇協力一致

長野 大日向々上生

今や時勢は日毎に複雑化して行く、是と相連行して我が行刑も社會教化への歩みを爲しつゝある事は今更言ふ迄もない事である。即ち最近に於る監獄法施行規則の改正である。之と同様吾人刑務官の職務も彼等收容者を善良なる國民として送出すべき重大なる任務を背負はされて來るのである。然るに其重大なる責務を

果すには吾々が個々の心持を以て職務に當つて居つたのでは、到底彼等收容者を善良なる國民としての社會復帰は覺束無いのである。

我々刑務官即ち看守長も看守も協力一致でなければならぬのである。協力一致相互に心を協せ職務を共に遂行することである。我が國人類社會上に於ても協力一致と云ふ事は最も大切にして重要な事である。且つ古來より幾度か云ひ古された言葉である。

凡そ如何なる事業と雖も此の協力一致を缺く時は完成を見る能ざるなり。殊に吾々刑務官吏の職務は上下一致と云ふ事で其の重要性を爲して居るのである事を何人が否定し得ようや。然るに吾人が等しく所謂烏合の衆にして一致を缺く時は畢竟行刑の目的たる彼等收容者の教化も口先に於て叫ぶのみにして、毫も其實質の認められざる事は押して知るべしである。毛利元就が我が子に曰く「一本の矢は折ることは易きも數本を合せて一束にする時は折ること難きなり」と教へたる

古例は人の己に知れる所なるべし。之れ協同の力は個々の力より強き證なり。

されば刑務官たるものは上下等しく日に月に進み行く行刑改革に力を協せ、不幸にして心の過ちより入り來る悔める彼等收容者を教化して、理想に邁進せしむ

べく刑務官たる吾々が協力一致して職務の萬全を盡すと云ふ事が、即ち行刑の目的たる善良なる國民としての社會復帰と云ふ最後の仕上が出来得るのである事を私は斷言してはばからないのである。

「クライム・プログラムを解決するためには、法律の制定とか儀式張つた訴訟手續とか、プリズンの建築の新工夫とか、きびしい刑罰とか、かういふものに絶対の信用を置いてはいけません。問題を解決するのはサイエンスだ。サイエンスはドアをノックしてゐるのだ。未だこの問題を解決してはゐない。が、しかし、サイエンスは其手初めに既に目覚ましい効果を擧げてゐるのである。」

米國マサチューセツツ州行刑局長  
ドクトル・ウァーレン・スタインズ  
「最近の好著『犯人の個性』より」

行刑統計

昭和六年九月中入出監並月末在監人員

Prison Population during the Month of September, 1931

受刑者 刑事被告人 勞務場留置者 乳兒	總員 42,010 167 5,199 546 9	入監 3,738 1,836 2,941 775	出監 3,773 1,321 2,848 809	現員 41,975 179 5,292 512 7	前月末日	前年同月	增減	前年比較
					現在	末日現在	前月比較	前年比較
總計	47,931	8,790	8,756	47,965	47,931	46,036	34	1,929
內朝鮮人受刑者	1,717	男 4人	女 4人	刑事被告人	男 179人	被疑者	男 3人	女 9
總計	47,159	8,585	8,531	47,213	47,159	45,265	54	1,948
男	47,159	8,585	8,531	47,213	47,159	45,265	54	1,948
女	772	205	225	752	772	771	20	19

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スルハ左ノ如シ

國名	受刑者	刑事被告人	總計	國名	受刑者	刑事被告人	總計
中華民國	112	16	128	羅馬尼亞	男 1人	女 1人	2
北米合衆國	1	—	1	伊太利	男 116人	女 16人	132
佛蘭西	—	—	—	總計	116	16	132

昭和六年九月末日在監者人員表

The Number of the Inmates during the Month of September, 1931

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced		刑事被告人 Prisoners Accused		勞務場留置者 Prisoners in "Rokokijo" (Place of labor in lieu of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	922	—	—	—	—	—	—	—	—	—	922	—	922
市谷 Ichigaya	112	11	123	40	50	3	53	—	—	—	1,500	54	1,554
豊多摩 Toyotama	1,183	1	1,184	1	10	—	10	—	—	—	1,585	2	1,587
巢鴨 Sugamo	1,828	—	1,828	—	3	—	3	—	—	—	1,831	—	1,831
横濱 Yokohama	637	—	637	6	13	—	13	—	—	—	846	6	852
千葉 Chiba	765	—	765	4	4	—	4	—	—	—	837	4	841
水戸 Mito	559	—	559	3	9	—	9	—	—	—	610	3	613
宇都宮 Utsunomiya	511	148	659	2	—	—	—	—	—	—	539	150	689

前橋	Maebashi	1,013	—	1,013	44	4	48	7	7	—	—	—	—	—	—	—	—	1,064	4	1,068
静岡	Shizuoka	1,028	—	1,023	116	1	117	13	13	—	—	—	—	—	—	—	—	1,184	1	1,185
甲府	Kofu	563	—	563	82	4	86	4	4	—	—	—	—	—	—	—	—	599	4	603
長野	Nagano	768	—	768	50	—	50	9	9	—	—	—	—	—	—	—	—	834	—	834
新潟	Niigata	707	1	708	42	1	43	5	5	—	—	—	—	—	—	—	—	754	2	756
京	Kyoto	743	152	895	117	2	119	12	12	—	—	—	—	—	—	—	—	874	155	1,029
大阪	Osaka	3,337	4	3,341	462	9	471	47	52	—	—	—	—	—	—	—	—	3,854	18	3,872
神戶	Kobe	1,502	—	1,502	161	2	163	27	29	—	—	—	—	—	—	—	—	1,694	4	1,698
奈良	Nara	711	—	711	7	—	7	6	6	—	—	—	—	—	—	—	—	742	—	742
滋賀	Shiga	507	—	507	28	—	28	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	538	—	538
徳島	Tokushima	640	5	645	12	1	13	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	656	2	663
高松	Takamatsu	1,037	—	1,037	39	2	41	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	1,080	2	1,082
高知	Kochi	746	11	757	24	—	24	18	18	—	—	—	—	—	—	—	—	788	11	799
名古屋	Nagoya	1,615	13	1,628	228	4	232	24	24	—	—	—	—	—	—	—	—	1,870	17	1,887
三重	Mie	673	—	673	50	—	50	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—	727	—	727
岐阜	Gifu	646	—	646	44	2	46	8	8	—	—	—	—	—	—	—	—	798	2	800
金澤	Kanazawa	770	—	770	87	2	89	8	8	—	—	—	—	—	—	—	—	866	2	868

廣島	Hiroshima	1,513	80	1,593	111	9	111	21	22	1	1	2	1,742	91	1,833
山口	Yamaguchi	719	2	721	68	2	70	21	23	2	—	—	809	6	815
岡山	Okayama	983	1	984	11	—	11	24	24	—	—	—	1,035	1	1,036
松江	Matsue	907	—	967	58	2	60	10	10	—	—	—	1,039	2	1,041
松江	Matsuyama	632	—	632	55	4	59	13	13	—	—	—	703	4	707
長門	Nagasaki	864	1	865	125	6	131	8	8	—	—	—	1,002	7	1,009
三池	Miike	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡	Fukuoka	1,328	—	1,328	151	2	153	14	14	—	—	—	1,997	2	1,999
大分	Oita	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本	Kusamoto	1,193	77	1,270	105	—	105	5	5	—	—	—	1,305	77	1,382
鹿兒島	Kagoshima	557	—	557	42	1	43	4	4	—	—	—	607	1	608
宮崎	Miyazaki	864	—	864	78	—	78	8	8	—	—	—	954	—	954
沖繩	Okinawa	292	13	305	19	1	20	9	9	—	—	—	326	14	340
宮城	Miyagi	1,251	40	1,291	109	5	114	10	11	1	—	—	1,371	46	1,417
福島	Fukushima	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山形	Yamagata	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田	Akita	713	1	714	130	3	133	17	19	1	—	—	869	8	876

青森	281	1	281	33	1	34	3	1	4	1	1	817	2	819
岩手	1,177	35	1,212	X 3	1	X 3	14	1	15	1	1	1,345	37	1,382
秋田	463	4	467	X 2	1	X 2	2	1	2	1	1	530	5	535
山形	565	1	565	1	1	1	2	1	2	1	1	568	1	568
福島	262	1	262	X 1	1	X 1	2	1	2	1	1	281	1	281
茨城	264	1	264	X 1	1	X 1	2	1	2	1	1	271	1	271
栃木	302	1	302	X 1	1	X 1	4	1	4	1	1	302	1	302
群馬	610	1	610	26	1	26	4	1	4	1	1	640	1	640
埼玉	229	1	229	X 1	1	X 1	3	1	3	1	1	308	1	309
千葉	352	1	352	17	1	17	1	1	1	1	1	369	1	369
東京	379	1	379	X 20	1	X 20	3	1	3	1	1	402	1	402
神奈川	212	1	212	X 27	1	X 28	1	1	4	1	1	242	2	244
新潟	164	1	164	X 1	1	X 1	1	1	1	1	1	164	1	164
富山	116	1	116	X 12	1	X 12	4	1	4	1	1	123	1	123
石川	41,375	600	41,975	X 179	130	X 179	492	19	512	4	3	47,213	752	47,905
Sum Total				5,162		5,392								

### 法學新報

第四十二卷 第十一號  
昭和六年十一月一日發行  
定價一冊五十錢郵稅二錢五厘

#### 論說

民法第四百二十三條の間接訴權の  
訴と債務者の破産……………法學博士加藤正治  
上代天皇詔號に就いて……………中大教授瀧川政次郎  
勞務契約に關する二三の史的考  
察(一・完)……………中大講師中村武  
應訴義務より應訴責任……………法學士江口新  
說苑  
菊池先生を憶ふ……………法學博士原嘉道  
囚禁を恐れなかつた法師の話(法  
律史話)……………中大教授瀧川政次郎  
資料  
英國の裁判制度(二・完)……………中大教授穂積重威  
商法改正に見えたる社債權者集會  
制度(一・完)……………中大教授栗栖越夫

中央大學内

發行所 法學新報社

去發賣所 東京神田一ツ橋有斐閣  
同 神田仲猿樂町巖松堂

### 法曹會雜誌

第九卷 第十一號  
昭和六年十一月一日發行

刑事補償制度の本質……………泉二新熊  
否認の登記に就いて……………黒川眞前  
訴訟法に於ける抗辯……………廣瀬吉通  
確認の訴に就いて(二・完)……………大竹敬喜  
獨乙商事裁判制度の一考察(二・完)……………松田二郎  
伯林司法機關の分布とその發展……………中本村英武  
第十五回國際勞働總會……………野間繁  
ヘルギーに於ける政治的囚人の管理……………三浦義一  
ドイツ判例新話……………藥師寺志光  
明治裁判物語(四十九)○發行禁止不服の訴(下)尾佐竹  
業陰漫錄(下)……………柏木五百次郎  
法曹會決議 司法省訓令通牒回答 判例要旨  
戶籍事務協議會決議 新法令 雜報 會報

### 法曹會發行

司法省構内

### 法學志林

第三十三卷 第十一號  
昭和六年十一月一日發行

- ヘーゲルの百年……………牧野英一
- 法律における進化と進歩に内在する精神……………木村 龜二
- ヘーゲルの刑法理論の現代的意味……………正木 亮
- 法制上より見たる自由刑の本質……………谷 口 知 平
- 中華民國民法概観……………
- 新刊批評及思潮概観……………
- 法律における固定と進展(武藤)
- 隣邦における法制史の研究(瀧川)
- 新刊短評……………
- 判例 民事五件 刑事四件 行政三件
- 歐文
- 主權、所有權及び刑罰の觀念に對する批評(續)(牧野)(佛文)

東京 法政大學發行

### 法律論叢

第十卷 第九號  
昭和六年十月一日發行

- 論 說……………後藤 清
- フランスに於ける雇傭關係の解……………川 添 清 吉
- 約告知(二)……………
- 第三者の損害に付ての債務者の賠償責任(一)……………早川 彌三郎
- 組合と訴訟當事者資格……………
- 實 料……………坂本 英雄
- 確信犯人と思想刑務所……………佐伯 復 堂
- 中國現代の法制概観(二)……………
- 商法判例研究……………水口 吉 藏
- 判例要旨……………
- 民事判例二十七件 刑事判例十件……………
- 月間時事……………

明治大學 明大學會發行

### 法學協會雜誌

第四十九卷 第十號  
昭和六年十月一日發行

- 論 說……………
- 國際法に於ける獨立の觀念……………東京帝國大學教授 立作 太郎
- 明治八年布告第百參號裁判事務心得と私法法源……………東京帝國大學教授 杉山直次郎
- 上告理由としての「法令の違反」……………東京帝國大學教授 小野清一郎
- 地下水利用權論……………法學士 武田軍治
- 資料……………
- 商法改正要綱解説……………法學博士 松本 蒸 治
- 判例研究……………
- 民事訴訟法判例批評(一一四)……………法學博士 加藤 正 治
- 民事法判例研究錄(昭和五年度)(六)……………
- 杉之原舜一——我妻 榮——加藤 正 治——新井 英 夫——
- 田中誠二——穗積 重 遠

東京 帝大 內 法學協會發行

### 法學論叢

第二十六卷 第四號  
昭和六年十月 十月號

- 反致主義に關する英國新判例に就て……………跡部 定 次 郎
- 中間省略の登記を論ず……………石田 文 次 郎
- 歴史的なる者の存在性格より見たる法的規範の限界性に就いて(一)……………加古 祐 二 郎
- 法的觀念形態に關する一考察——……………
- 法律は如何なる種類の存在か? 横田教授の論……………田 村 德 治
- 文「法律に於ける當爲と存在」の檢考(五・完)……………
- 批評と紹介……………
- 實質的選舉審查權の發展と法的原則(原龍之助)——株式會社の繼續(大隅健一郎)——外國に於ける刑法改正の狀況(鎌田政雄)——デー・エム・カウシヤンスキー「ソヴイエットロシアに於ける後見及び保佐」(福島四郎)——中田 篤 教授「徳川時代の不動産擔保法續考」(小早川欣吾)——ハンブルガー「取引に於ける信義誠實」(後藤 清)……………
- 三浦周行博士の逝去を悼む……………牧 健 二

京都帝國大學法學會發行

帝國辯護士會誌

正義

昭和六年十一月一日 陪審法施行三周年記念大会  
定價五拾錢

○記事  
陪審法施行三周年記念大会記事

○講演  
陪審法に就て  
陪審法に就て

○論說

- 起訴陪審に就て.....高窪喜八郎
- 陪審制の擴張と裁判の威信.....有馬忠三郎
- 陪審制度と人道.....高野重郎
- 陪審制度と社會力.....天野弘一
- 陪審制度施行の影響.....平松武夫
- 現今の刑事裁判と陪審の意義.....島田清
- 法律生活自覺化運動としての陪審制度.....石井清
- 司法權の獨立と陪審員.....小齋甚治
- 陪審法の改正に就て.....三浦順太郎

○資料

- 江木衷 陪審制度法理觀
- 原嘉道 陪審制度法理觀
- 花井卓藏 陪審制度に關する綱要(大正九、六、二八日臨時法制審議會決議)
- 現行陪審法全文
- 陪審裁判に關する統計
- 陪審法施行以來の係判檢事及陪審員長氏名
- 陪審制度に關する決議調查實行委員
- 理事會及委員會

東京市麹町區西日比谷一丁目番地

帝國辯護士會發行

電話銀座 番〇八三四 番〇五五二二 番〇九三二七 東京座口替振

編輯餘録

□ フリッツ・ハウプトフォーゲルが今度イギリス行刑を仔細に觀察し之を公表した。イギリス行刑に關しては既にステファン・ホブハウスとルグラス・ブライズとによつて詳細なる紹介が試みられたが第三國の批判は前世紀末に於けるアシユロツトの著述の右に出づるものはなかつたのである。

□ ハウプトフォーゲルのこの度の勞作は第三國の批判として又久し振りの他國人のイギリス行刑批判として相當意義が深いものと思ふ。そのハウプトフォーゲルはイギリス行刑に何が最も價值あるものだとし、觀察したか。氏はそれをキヤムプ・ヒルの豫防拘禁に見出して居るのである。

□ 氏はドイツに於ける刑法草案が豫防留置に付き規定しながら、いかに實施すべきに付き確信なき折柄キヤムプ・ヒルは唯一の實驗をわれ等に提示して居るのだといつて居るのである。

イギリスは一九一四年より一九二八年に至る約十五ヶ年に二十五ヶ所の刑務所を廢止し受刑者の一日平均人員は輕罪刑務所に於て八一八四人重罪刑務所に於て一四九一人にまで遞下して居るが、その原因は又一にかかる保安處分にも求め得らるといふのである。

□ わが刑法も亦保安處分を將來の重大なる犯罪防禦の手段とした。そしてそれに對してわれらに又その執行に付き重大なる責務を負担せしめらるることになるが、その際これらにはハウプトフォーゲルの報告書を特に意義あるものと推獎して置き度いのである。

□ 今教務主任會同が開かれて居る。教誨はとかく抽象的に墮し易い。既にその弊を熟知しぬいて居る、教務主任諸君が如何に具體的方法を決議されるであらうかを期待して止まない。

□ 今月は鹽野局長の原稿をいただくことが出来た。少くともそれによつて局長が平素抱いて居られる行刑思想の片鱗に接することが出来たのは望外の幸である。

昭和六年十月十五日

あき羅

定價表		廣告料	
一冊(稅共)	二十五錢	五號活字半段 一行	金 一
六冊(稅共)	金 一圓五十錢	二 等 一頁	金 四
十二冊(稅共)	金 三	一 等 一頁	金 五
		普通 一頁	金 十

註文規定

●御註文は總て前金のこと

●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を併用せられたし

●口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること

●御註文の際には必ず送附先明記のこと従つて轉居の際には新舊住所を御届下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
昭和六年十一月七日印刷納本  
昭和六年十一月十日發行

編輯人 伊藤忠次郎  
印刷人 竹田益平  
印刷所 東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三六番地  
發行所 東京市麹町區西日比谷町一丁目番地  
振替口座 東京 二五〇五九番

44<sup>e</sup> Année n<sup>o</sup> 11

Novembre 1931

# KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

## Sommaire

Note éditoriale.

Shiono, S. — De l'administration pénitentiaire depuis un an.

Azuma, K. — Des principes fondamentaux du traitement des délinquants juvéniles.

Yoshida, R. — De la Loi de l'Assistance sociale.

Inami, O. — Quelques mots sur l'administration pénitentiaire.

Mouvement des idées à l'étranger :

W. Inglis, Where convicts will not run away.

### KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio

刑政第44卷第11号 每月一回一日發行 第四十四卷 第十一號